

2019
▼
2022



名寄市総合計画(第2次)

中期基本計画 2019▶2022

自然の恵みと財産を活かし
みんなでつくり育む
未来を拓く北の都市・名寄

名寄市章(平成 18 年3月 27 日制定)



名寄市の英頭文字「N」をモチーフとし、溢れる自然の恵みに天を仰ぎ感謝し、北の都をみんなで力を合わせ創り上げ発展していく様子を表現しています。

市民憲章(平成 19 年2月 26 日制定)

私たちは、秀峰ピヤシリを望み、天塩川の恵みに育まれた美しい緑と樹氷きらめくまち、名寄の市民です。厳しい風雪に耐え抜いた開拓者精神を受けつぎ、郷土を愛する心を大切にしながら明るく、生き生きとした名寄市の発展に努めます。

自分のまちに誇りと責任をもち、

みんなで話し合いながら、

住みよいまちをつくります。

からだところの健康を大切に、

互いに温かい思いやりをもって、

安心して暮らせるまちをつくります。

豊かな自然を守り育て、

自然と調和した暮らしの環境をととのえ、

快適でうるおいのあるまちをつくります。

楽しく働き、創造力を発揮し、

豊かな暮らしを誇れる

活力に満ちたまちをつくります。

知性と感性をみがき、

こころ豊かな人と薫り高い文化を育み、

希望に輝くまちをつくります。

都市宣言(平成 19 年3月 15 日制定)

安全・安心都市宣言

子どもや高齢者をはじめ、市民を巻き込む交通事故・犯罪・暴力・災害をなくすることは、私たちの願いです。

私たちは、「安全・安心のまち名寄」を合言葉として、市民一人ひとりが互いに協力し合い、明るく、住みよいまちを実現するため、ここに「安全・安心都市」を宣言します。

教育都市宣言

私たちは、北・北海道で唯一の公立大学を持つまちとして、幼児教育から大学教育までの連携のもと学校、家庭、地域が手をつなぎ合い、豊かな心と知性を育み、生涯にわたっていきいきと学ぶため、ここに「教育都市」を宣言します。

健康都市宣言

豊かな自然の中で、健康で明るい幸せが続くことは市民共通の願いです。

こころとからだの健康は、幸せと生きがいの源であり、市民一人ひとりがスポーツ、文化、自然に親しみ、さらなる健康づくりを推進するため、ここに「健康都市」を宣言します。

非核平和都市宣言

戦争のない世界平和と核兵器廃絶は、人類共通の願いであり、私たち市民は、世界唯一の被爆国の国民として、核保有国に対し、その廃絶と軍縮を訴えると共に、市民の生命と生活を守るため、非核三原則を守ることを強く求めます。

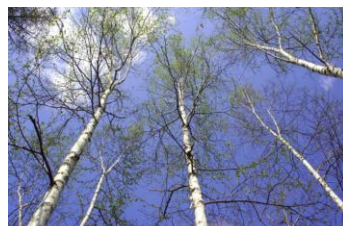
美しい郷土、恵まれた自然、豊かで平和な未来を子どもたちに手渡すことは、私たち市民の責務です。

名寄市は、恒久平和と幸せな市民生活を守るため、ここに「非核平和都市」を宣言します。

名寄市のシンボル 市の木・花・鳥



市の花/オオバナノエンレイソウ



市の木/シラカバ



市の鳥/アカゲラ

協働のまちづくり

旧風連町と旧名寄市が合併して誕生した名寄市は平成 27 年（2015 年）3 月に市制施行 10 周年を迎えました。平成 29 年度（2017 年度）に「名寄市総合計画（第 2 次）」を策定し、「人づくり」・「暮らしづくり」・「元気づくり」の三つを基本理念とし、「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」を将来像に掲げ、市民と行政が連携し、力を合せながら、まちづくりを進めてきたところでありますが、平成 30 年度（2018 年度）で前期計画期間が終了することに伴い、新たに中期基本計画を策定いたしました。

策定にあたっては、将来人口推計や RE S A S※データから見た名寄市の現状、アンケート調査の結果、各種関係団体との意見懇談会で出された意見などを分析したうえで、前期 2 カ年の計画を踏襲しつつ、人口減少・少子高齢化や情勢等の変化に伴う諸課題、新たなニーズへの対応を基本とし、全ての主要施策と、施策間連携により推進する「経済元気化プロジェクト」・「安心子育てプロジェクト」・「冬季スポーツ拠点化プロジェクト」の三つの重点プロジェクトに成果指標（K P I）を定め、目指す姿を明らかにするとともに、数値目標の検証による進捗管理を行うことが可能となる実効性のある計画づくりを行いました。

なお、厳しい財政状況の下にあって、複雑・多様化する市民ニーズや公共施設・土地利用のあり方、地方分権や地方創生の推進などに対応するためには、官民連携、施策間・地域間連携を一層強化するとともに、地域コミュニティの醸成により地域の自主性及び自立性を高めていく必要があります。

本計画の実現には、地域の特色を活かしたコンパクトシティ化を進めるとともに、まちに誇りや愛着を持ち、住み続けたいと思える持続可能なまちづくりに向け、市民と行政との協働はもとより、近隣・交流自治体や民間団体と連携を図り、庁内総合的・横断的に取り組みつつ、将来像の実現に向け、一步一步着実に市政運営を進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、市民アンケート調査や各関係団体との意見懇談会などにおいて貴重なご意見・ご提言をいただいた市民の皆様をはじめ、熱心にご審議等いただきました総合計画審議会委員及び市議会議員の皆様、並びに策定にご尽力いただきました関係各位に対しまして心から感謝申し上げます。

平成 31 年（2019 年）3 月

名寄市長 加藤剛士



目次

基本構想

【 総論 】

| | |
|-------------|---|
| 1 計画策定にあたって | 2 |
| 2 計画の構成と期間 | 2 |
| 3 名寄市の概況 | 4 |

【 基本構想 】

| | |
|------------------------|----|
| 1 基本理念 | 5 |
| 2 将来像 | 6 |
| 3 大切にしたいまちづくりの基本となる考え方 | 7 |
| 4 基本目標 | 9 |
| 5 人口の将来展望と財政の見通し | 10 |
| 6 施策の体系 | 11 |

基本計画

【 重点プロジェクト 】

| | |
|----------|----|
| 重点プロジェクト | 14 |
|----------|----|

【 基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり 】

(市民参画・健全財政)

| | |
|----------------------|----|
| I-1 市民主体のまちづくりの推進 | 16 |
| I-2 人権尊重と男女共同参画社会の形成 | 17 |
| I-3 情報化の推進 | 18 |
| I-4 交流活動の推進 | 19 |
| I-5 広域行政の推進 | 20 |
| I-6 健全な財政運営 | 21 |
| I-7 効率的な行政運営 | 22 |

【 基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり 】

(保健・医療・福祉)

| | |
|---------------|----|
| II-1 健康の保持増進 | 23 |
| II-2 地域医療の充実 | 24 |
| II-3 子育て支援の推進 | 25 |
| II-4 地域福祉の推進 | 26 |
| II-5 高齢者施策の推進 | 27 |

目次

| | |
|--|----|
| Ⅱ－6 障がい者福祉の推進 | 28 |
| Ⅱ－7 国民健康保険 | 29 |
| 【 基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり 】 | |
| (生活環境・都市基盤) | |
| Ⅲ－1 環境との共生 | 30 |
| Ⅲ－2 循環型社会の形成 | 31 |
| Ⅲ－3 消防 | 32 |
| Ⅲ－4 防災対策の充実 | 33 |
| Ⅲ－5 交通安全 | 34 |
| Ⅲ－6 生活安全 | 35 |
| Ⅲ－7 消費生活の安定 | 36 |
| Ⅲ－8 住宅の整備 | 37 |
| Ⅲ－9 都市環境の整備 | 38 |
| Ⅲ－10 上水道の整備 | 39 |
| Ⅲ－11 下水道・個別排水の整備 | 40 |
| Ⅲ－12 道路の整備 | 41 |
| Ⅲ－13 地域公共交通 | 42 |
| 【 基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり 】 | |
| (産業振興) | |
| Ⅳ－1 農業・農村の振興 | 43 |
| Ⅳ－2 森林保全と林業の振興 | 44 |
| Ⅳ－3 商業の振興 | 45 |
| Ⅳ－4 工業の振興 | 46 |
| Ⅳ－5 雇用の安定 | 47 |
| Ⅳ－6 観光の振興 | 48 |
| 【 基本目標Ⅴ 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり 】 | |
| (教育・文化・スポーツ) | |
| V－1 幼児教育の充実 | 49 |
| V－2 小中学校教育の充実 | 50 |
| V－3 高等学校教育の充実 | 51 |
| V－4 大学教育の充実 | 52 |
| V－5 生涯学習社会の形成 | 53 |
| V－6 家庭教育の推進 | 54 |

目次

| | |
|----------------|----|
| V-7 生涯スポーツの振興 | 55 |
| V-8 青少年の健全育成 | 56 |
| V-9 地域文化の継承と創造 | 57 |

【名寄市総合計画（第2次）中期基本計画期間における財政計画の規模】

| | |
|---------------------------------|----|
| 名寄市総合計画（第2次）中期基本計画期間における財政計画の規模 | 58 |
|---------------------------------|----|

【実施計画の概要】

| | |
|-------------------------------|----|
| 名寄市総合計画（第2次）想定される計画事業（中期実施計画） | 60 |
|-------------------------------|----|

資料編

【資料編】

| | |
|--------------------------------|----|
| 主な個別計画一覧表 | 72 |
| 名寄市総合計画審議会等の主な審議経過 | 78 |
| 名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の策定について諮問・答申 | 79 |
| 名寄市総合計画審議会委員名簿 | 80 |
| アンケートなどによる市民要望 | 81 |
| 名寄市総合計画審議会条例 | 85 |
| 名寄市総合計画審議会条例施行規則 | 85 |
| 用語解説 | 86 |

基本構想

1 計画策定にあたって

平成22年(2010年)4月に施行された「名寄市自治基本条例」において、市政運営における最上位計画として策定を義務付けており、市民主体のまちづくりの実現を目的として、本市が目指すべき新たなまちの将来像や目標を定め、市民と市が連携し、力を合わせながら、まちづくりを進めていくための行動指針となる「名寄市総合計画(第2次)」を策定し、「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」の実現を目指してまちづくりを進めてきました。

「名寄市総合計画(第2次)」は平成29年度(2017年度)から10カ年の計画であり、前期計画期間が平成30年度(2018年度)をもって終了することから、前期2カ年の計画を踏襲しつつ、人口減少・少子高齢化や情勢等の変化に伴う諸課題、新たなニーズへの対応を基本とし、「市民と行政との連携・協力によるまちづくり」、「保健・医療・福祉の連携と自立と共生の地域社会づくり」、「安全安心で暮らしやすい居住環境づくり」「地域の特性を活かしたにぎわいと活力づくり」「個性ある教育・文化・スポーツの環境づくり」の五つの視点で現状と課題を整理し、全ての主要施策と、施策間連携により推進する重点プロジェクトに成果指標(KPI)を定め、目指す姿を明らかにするとともに、数値目標の検証による進捗管理を行うことが可能となる実効性のある平成31年度(2019年度)から4年間の中期基本計画を策定します。

本計画は、厳しい財政状況の下にあって、複雑・多様化する市民ニーズや公共施設・土地利用のあり方、地方創生の推進などに対応するためには、官民連携、政策間・地域間連携を強化するとともに、地域コミュニティの醸成により地域の自主性及び自立性を高めていくことを目指しています。また、地域の特色を活かしたコンパクトシティ化を進めるとともに、まちに誇りや愛着を持ち、住み続けたいと思える持続可能なまちづくりに向け、市民と行政との協働はもちろん、近隣・交流自治体や民間団体を含めて連携を図り、庁内の総合的・横断的な取組を進めます。

2 計画の構成と期間

名寄市総合計画(第2次)は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、計画の期間を平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10年間とします。

「基本構想」

社会経済情勢の動向を展望しながら、長期的な視点で本市が目指す都市像を明らかにするとともに、「まちづくりの目標」を定め、その目標の実現に向けた基本的な方針を示します。

また、基本構想は基本計画及び実施計画の基礎となるべきものであることから、計画の期間を平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10年間とします。

「基本計画」

社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため中期的に具体的施策を定めるとともに、基本構想に掲げる各分野の基本的な方針に基づく必要な施策を分野ごとに具体的に示します。

さらに、人口減少や少子高齢化などへ対応するために、重点的な施策展開を図る観点から、計画期間中に重点的に取り組む施策を設定します。

なお、市長の政策方針を基にした具体的な施策を示し、行政課題への的確な対応と市長公約をより明確に反映させるため、計画期間は市長任期と連動した、4年間とします。

「実施計画」

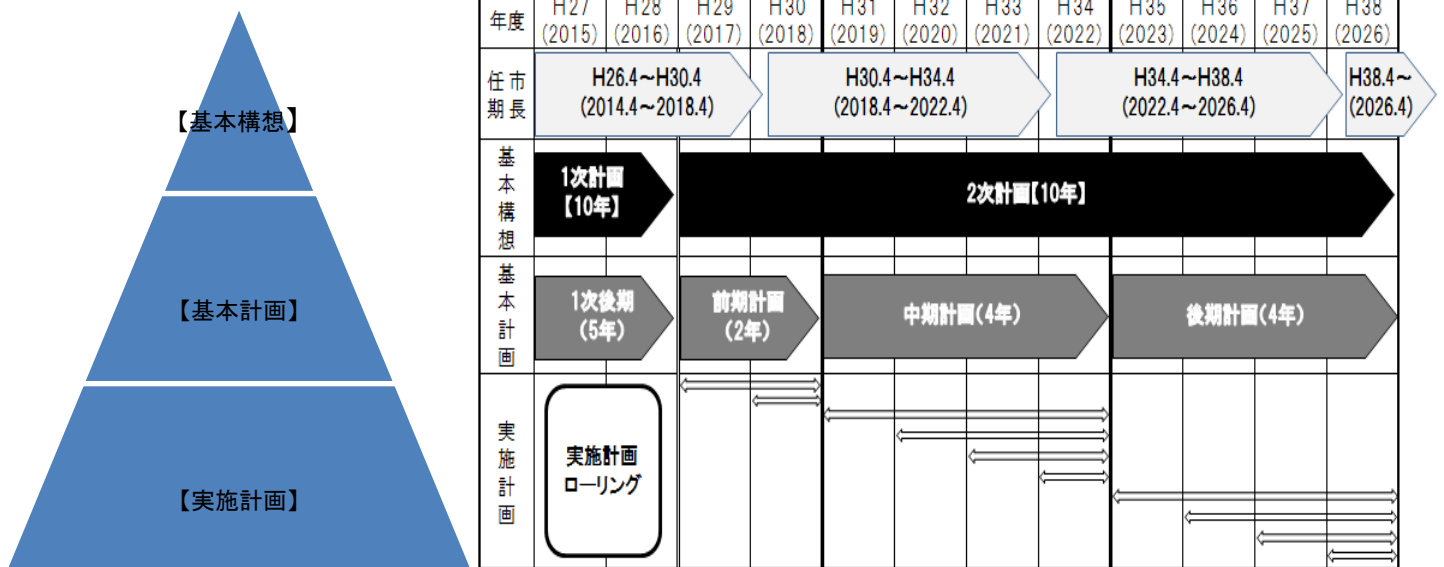
基本計画で示した分野ごとの施策を具現化するため、施策の体系ごとに必要とされる事務事業を定め、短期間で必要な見直しを行いません。

実施計画は、搭載した事務事業の達成状況などを客観的に評価する行政評価制度による進行管理を実施するとともに、社会経済情勢の変化や行政評価の結果などを踏まえ、総合計画実施計画ローリングを毎年度実施し、基本計画期間中の事務事業の必要に応じた見直しにより、計画の実効性を高めることを目指します。

なお、計画期間は基本計画と同様とします。

【計画の構成】

【計画期間】



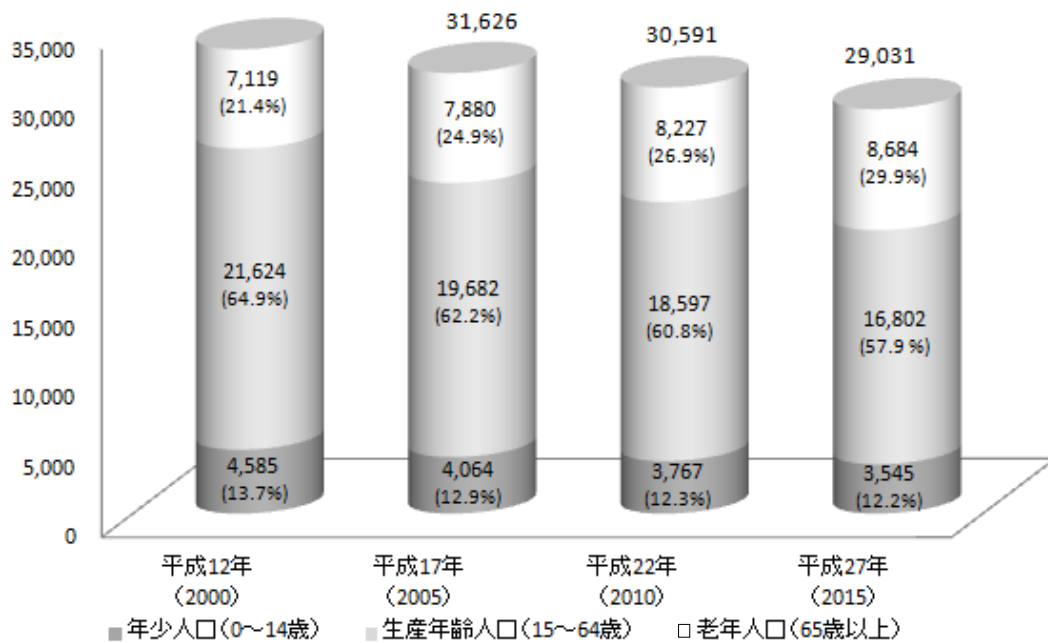
3 名寄市の概況

「人口・世帯」

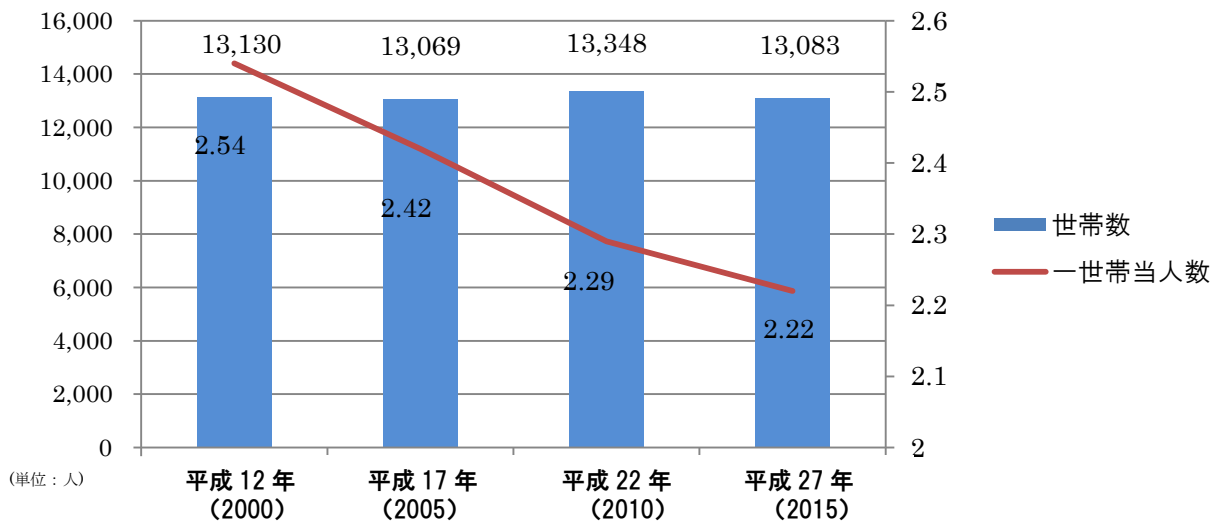
総人口は、減少傾向で推移していますが、世帯数には大きな変動はありません。しかし、一世帯当人数が減少していることから、核家族世帯や単独世帯が増加していることが推測されます。

経年変化を平成22年(2010年)から平成27年(2015年)の間で見ると、年少人口の割合に大きな変化は見られませんが、生産年齢人口の割合が60.8%から57.9%へ減少しているのに対し、老年人口の割合は26.9%から29.9%へ増加しており、本市においては人口減少及び高齢化が進行しています。

人口の推移



世帯数及び一世帯当人数の推移



1 基本理念

「人づくり」

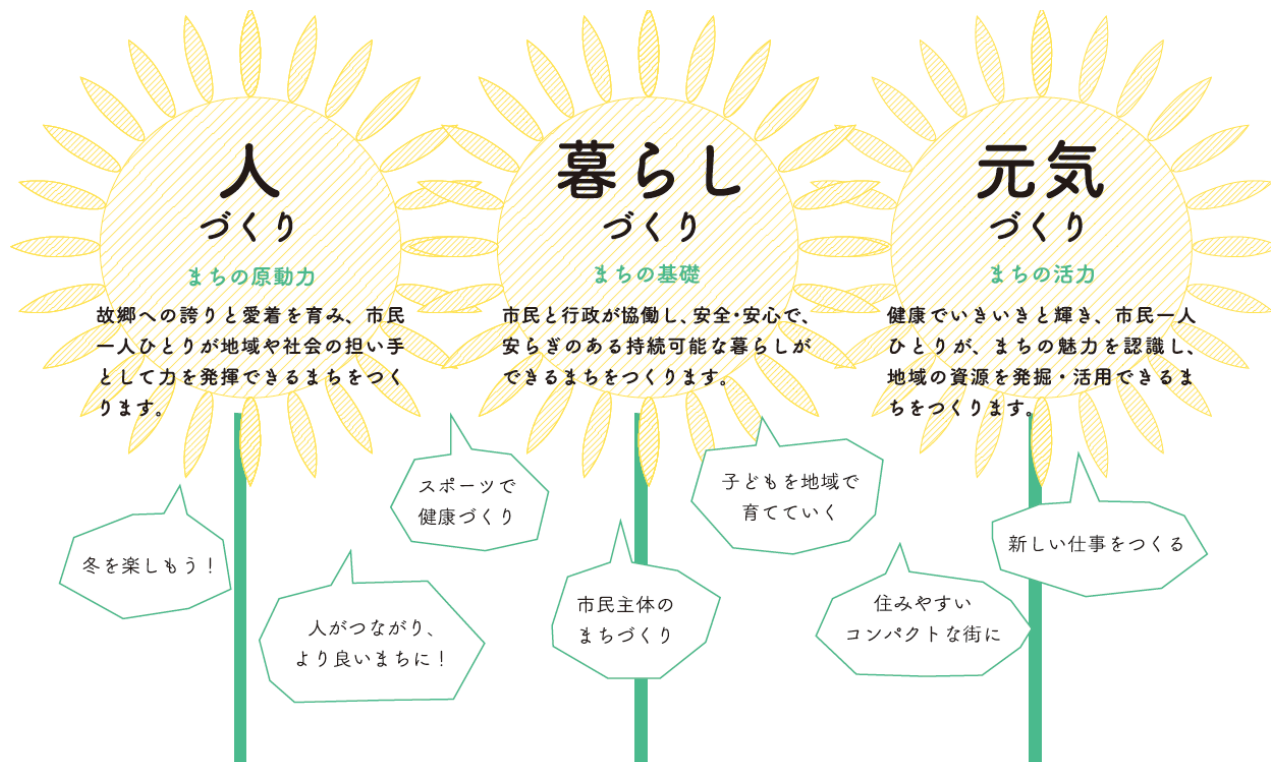
まちづくりの原動力は人であり、まちは市民に支えられて成り立つものであることから、まちづくりの原点は人づくりといえます。故郷への誇りと愛着を育み、また、生涯を通して学び、スポーツ・文化に親しめる環境をつくり、市民一人ひとりが地域や社会の担い手として、力を発揮することができるまちをつくります。

「暮らしづくり」

まちづくりの基礎は暮らしであり、まちは日々の人々の暮らしで成り立つものであることから、まちづくりの根幹は暮らしづくりといえます。市民と行政が協働し、また、安全で安心して暮らすことのできる環境をつくり、市民一人ひとりが安心して安らぎのある持続可能な暮らしができるまちをつくります。

「元気づくり」

まちづくりの活力は元気であり、まちは健康や資源といった地域の元気によって発展していくものであることから、まちづくりの源は元気づくりといえます。生涯健康で生き活きと輝き、また、地域特性を活かした資源の発掘・利用ができる環境をつくり、市民一人ひとりがまちの魅力を認識し、まち全体が元気にあふれた、希望のあるまちをつくります。



2 将来像

名寄市総合計画(第2次)が目指す「**将来像**」

自然の恵みと財産を活かし

みんなでつくり育む

未来を拓く北の^{まち}都市・名寄

豊かな自然と先人により培われた歴史・文化を尊重し、
市民と行政との協働により、故郷への誇りと愛着を育むとともに、
新たな時代の中で、
人や地域との絆を強め、
これからも誰もが住み続けたいと思える
北の未来を拓く^{まち}都市を目指します。

※文言説明

「財産」⇒ 先人により培われた歴史・文化や病院・大学などの都市基盤など

「みんなでつくり」⇒ 市民と行政との協働、近隣・交流自治体や民間団体を含めた連携などにより、みんなでつくる

「育む」⇒ 故郷への誇りや愛着、みんなでつくりあげたものを育む

「未来を拓く^{まち}都市」⇒ 道北圏の中核都市として、地域を支えけん引していく決意

「新たな時代の中で」⇒ 少子高齢化や人口減少、行財政状況など現実的な課題をソフトに表現

「人や地域との絆」⇒ 市民と行政との協働、さらには近隣・交流自治体や民間団体を含めた連携による絆

「誰もが住み続けたい」⇒ 持続可能なまちづくり・総合戦略の基礎となるキーワード

3 大切にしたいまちづくりの基本となる考え方

大切にしたい まちづくりの基本となる考え方

(1) 冬に強く雪や寒さを活かした「利雪親雪」のまちづくりに向けた考え方

本市は、北・北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川がもたらす豊かな恵みと自然にあふれる四季が明瞭なまちです。また、夏と冬の寒暖差は60度にも及び、北国ならではの積雪寒冷の風土を有しています。この冬の環境を厳しいものにとらえるのではなく、冬の自然環境を活かし、冬の生活を楽しむ様々な工夫が先人から現在まで受け継がれています。

「名寄の冬を楽しく暮らす条例」は、冬における雪や寒さを活かし、冬の生活をより暮らしやすく、楽しいものとするを目的に制定され、市民と行政との協働により「利雪親雪」のまちづくりが推進されています。

1年の約1/4の期間を占める名寄の冬を、生き活きと豊かに過ごすためには、市民と行政が「利雪親雪」の意識を共有しながら、互いの連携・協力を通じ、冬を楽しく暮らす環境づくりに心掛け、日々の暮らしや文化・スポーツ、経済など、市民一人ひとりが様々な場面で実践していくことが重要です。

意識啓発をはじめとし、家庭での取組やイベントなどの活動を通じて、「利雪親雪」の理念、取組をさらに広げ、未来へと継承しながら、名寄らしい冬を楽しむまちづくりを推進します。

(2) 市民と行政、市民相互の協働によるまちづくりの考え方

本市では、市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本ルールを示す「名寄市自治基本条例」を制定し、市民と行政との情報共有や市民参加などを通じた協働のまちづくりを進めています。

まちづくりの主役は市民です。このことを市民、地域、団体などすべての方が自覚し、市民と行政との協働によるまちづくりにそれぞれが主体的に関わるのが重要であるとともに、市民ニーズの多様化、人口減少や少子高齢化の進展などにより、行政課題が複雑化する中、地域コミュニティの役割は益々大きくなっています。

本計画策定における市民対話の場でも、市民がともに手を携えて、相互に補完することの必要性が求められていることから、市民の地域コミュニティへの積極的な参加のもと、地域課題への対応や総合計画をはじめ、市全体の活動への市民参画が重要です。

市民主体のまちづくりを推進し、市民の地域コミュニティへの積極的な参加や連携・協力を促すことにより、より良い地域、住み良いまちづくりを進めます。

基本構想

(3) 都市づくりの基礎となる土地利用の考え方

本市では、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、将来の都市のあるべき姿やまちの将来像を示す「名寄市都市計画マスタープラン※」を策定しています。また、市街地では都市計画区域内に住居、商業、工業など、郊外地域では農業振興地域内に農用地、農業用施設用地などの用途地域を定めて、無秩序な市街地の拡大抑制や優良な農地の保全に努めています。

土地は、市民生活や産業経済活動などの共通の基盤であり、その利用のあり方は、まちの発展や市民生活の向上と深い関わりを持っています。今後のまちづくりは、人口の急激な減少と少子高齢化や、地域経済及び市の財政面の課題などに対して、持続可能な都市経営を可能とするコンパクトシティ化を進めていくことが重要です。

医療・福祉施設、商業施設や住居などのまとまった立地と、公共交通の活用により生活利便施設などへのアクセス向上を図るなど、福祉や交通なども含めてまち全体の構造や機能がよりコンパクトとなるように、自然環境の保全と計画的な都市構造の配置、快適で安全性の高い生活空間の形成を基本に適正な規制・誘導を行います。

(4) 住み続けたいと思える持続可能なまちづくりの考え方

本市では、これまで市民の多様なニーズの把握に心掛け、行政運営に努めてまいりましたが、人口減少や少子高齢化が進行する中、国においても、財政状況が極めて深刻な状況となっており、経済・財政一体改革を断行することとしています。本市においても、長期的な財政の見通しとしては、地方交付税へ依存する体制に変わりはなく、自立的な財政運営とは言えない状況にあります。これらを踏まえ、継続して安定した行政運営を堅持していくため、行財政改革を進めています。

市民が、このまちに誇りと愛着を持てるよう、市民とともに将来展望を持ち、基礎自治体として、限られた財産を有効に活用し、効果的な行政運営を計画的に行っていくことが重要です。

市民ニーズの把握に努めたうえで、選択と集中の考えや、公民連携事業等の検討を進めるとともに、道北地域の中核都市として、地域をけん引し、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化に対応できる、持続可能なまちづくりを進めます。

4 基本目標

(1)基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり

(市民参画・健全財政)

市民がまちづくりに参加できる機会を広げ、故郷への誇りと愛着が育まれるまちづくりに努めていきます。また、情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有を図るとともに、人権尊重、男女共同参画の推進を図ります。さらに、行財政改革を推進し、行政運営の見直しを行うとともに、ICT^{*}を活用した市民サービスの向上に努め、持続可能なまちづくりのため、効果的・効率的な行政運営を進めます。

(2)基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

(保健・医療・福祉)

住み慣れたこの地域で、子ども、高齢者、障がい者などすべての市民が、互いに支え合いながら、自分らしく生きるための「自立と共生」の地域社会づくりを目指します。

市民誰もが安心して健やかに暮らしていくことができるように、保健医療福祉の連携をさらに進めるとともに、民生委員児童委員をはじめとする市民の方々と協働して、みんなにやさしい福祉のまちづくりを進めます。

(3)基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

(生活環境・都市基盤)

豊かな自然環境の保全を図るとともに、快適な居住環境の整備、ごみの適正処理のための体制と施設など、生活環境の整備を進めます。また、消防・救急、防災、交通安全など、生活安全対策の強化に努めます。

さらに、都市機能を集約した配置による効率的な行政サービスの提供を目指し、人口減少や少子高齢化に対応するコンパクトなまちづくりを推進します。また、交通ネットワークの整備や道路・公園・上下水道・公営住宅などの都市基盤施設の維持や冬の道路環境の向上など、継続して、安全安心なライフラインの確保に努めます。

(4)基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり

(産業振興)

収益性の高い農業生産や農畜産物の付加価値向上に向けた取組、農業・農村の理解を深める交流を推進します。また、森林施業の集約・効率化を図りながら民有林の造林を進め、森林保全と林業の振興に努めるとともに、持続可能な農林業を構築するため、担い手の育成・確保を推進していきます。

さらに、活力溢れる中心街、農林業と商工業が融合した産業の振興を図るとともに、雇用の安定に努め、地域資源を活用した体験型メニューの充実などにより、国内旅行者はもとよりインバウンド^{*}観光を推進していきます。

(5)基本目標Ⅴ 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

(教育・文化・スポーツ)

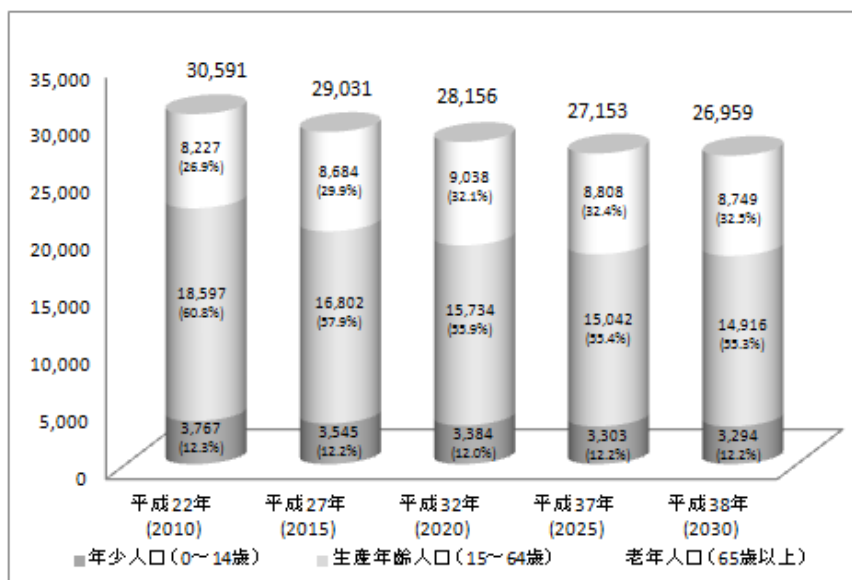
未来を担う子どもたちが、多様な可能性を伸ばすことができるよう、教育・保育施設から名寄市立大学、さらに家庭や地域社会がそれぞれの役割を果たし、「生きる力」を育む教育に努めます。また、すべての人が生涯にわたって学習し、質の高い文化・芸術に親しみ、ライフステージに応じたスポーツ活動ができる環境をつくり、市民が誇れる優れた人材の育成に努め、豊かで活力あるまちづくりを進めます。

5 人口の将来展望と財政の見通し

「将来人口の推計」

「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で示した人口の将来展望を、計画策定の基礎数字とすることします。詳細は以下のグラフのとおり。

人口の推移



参照：名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

「財政の見通し」

国の財政状況は、歳出面については社会保障関係費や国債費が年々増加している一方で、政策的な経費(公共事業、教育等)の割合が年々縮小しており、歳入面についてはその3分の1程度(平成30年度(2018年度)予算)を公債金すなわち借入金に依存するという厳しい状況になっています。

そのような財政状況のもと、平成30年度(2018年度)に公表された「骨太の方針[※]」では、経済再生と財政健全化に着実に取り組み、基礎的財政収支の黒字化という財政健全化目標の達成に向け、本格的な歳出改革に取り組むこととされていることから、国の動向を注視し、適切に対応していく必要があります。

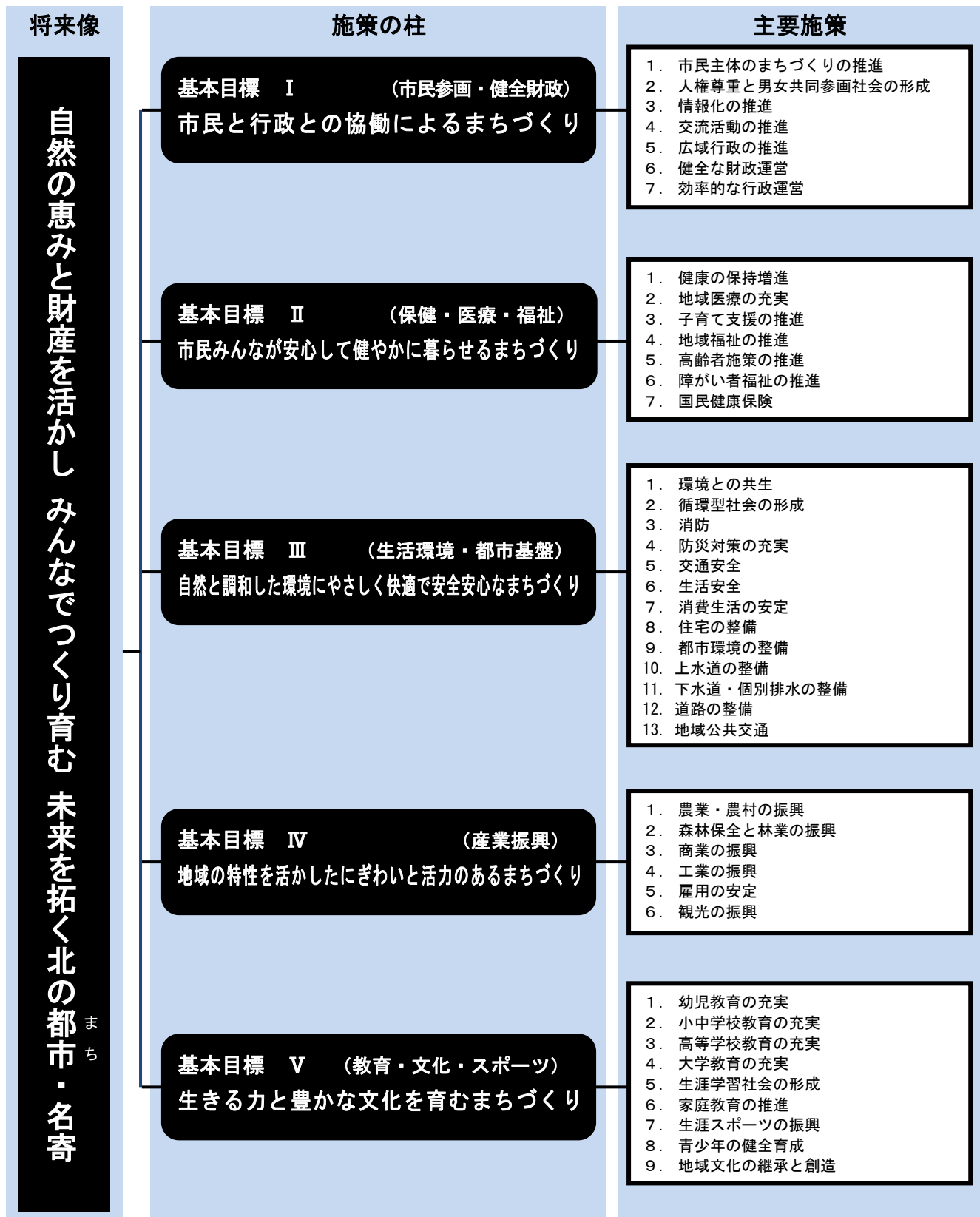
本市歳入の根幹をなす地方交付税については、平成28年度(2016年度)より合併市への支援措置である普通交付税の合併算定替えの優遇措置の縮減が段階的に始まっており、今後は今までと同程度の交付を見込むことができない状況にあります。

加えて、人口減少に伴う市税の減少や社会保障施策に要する経費の増加、老朽化が進行している公共施設、インフラ施設への対応など将来を見据えた財政運営には課題が山積しております。

したがって、今後は財政規律を損なわないよう、適切な事業の選択と基金や適正な公債費の管理をしっかりと行い、将来世代に過大な負担を引き継がないよう、健全な財政運営を行う必要があります。

6 施策の体系

将来像の実現に向けて、まちづくりの5つの基本目標(施策の柱)と施策の体系を次のとおり設定し、総合的かつ計画的な施策展開をします。





「星・雪・きらめき 緑の里 なよろ」は、名寄市の豊かな自然環境のすばらしさやいきいきとした市民の姿を表しており、“緑の里 なよろ”は、天塩川の恵みに育まれてきた農業をはじめとする産業と人と人との結びつきを大切にして支え合い、一人ひとりが輝く名寄のまちを表しています。

基本計画

重点プロジェクト

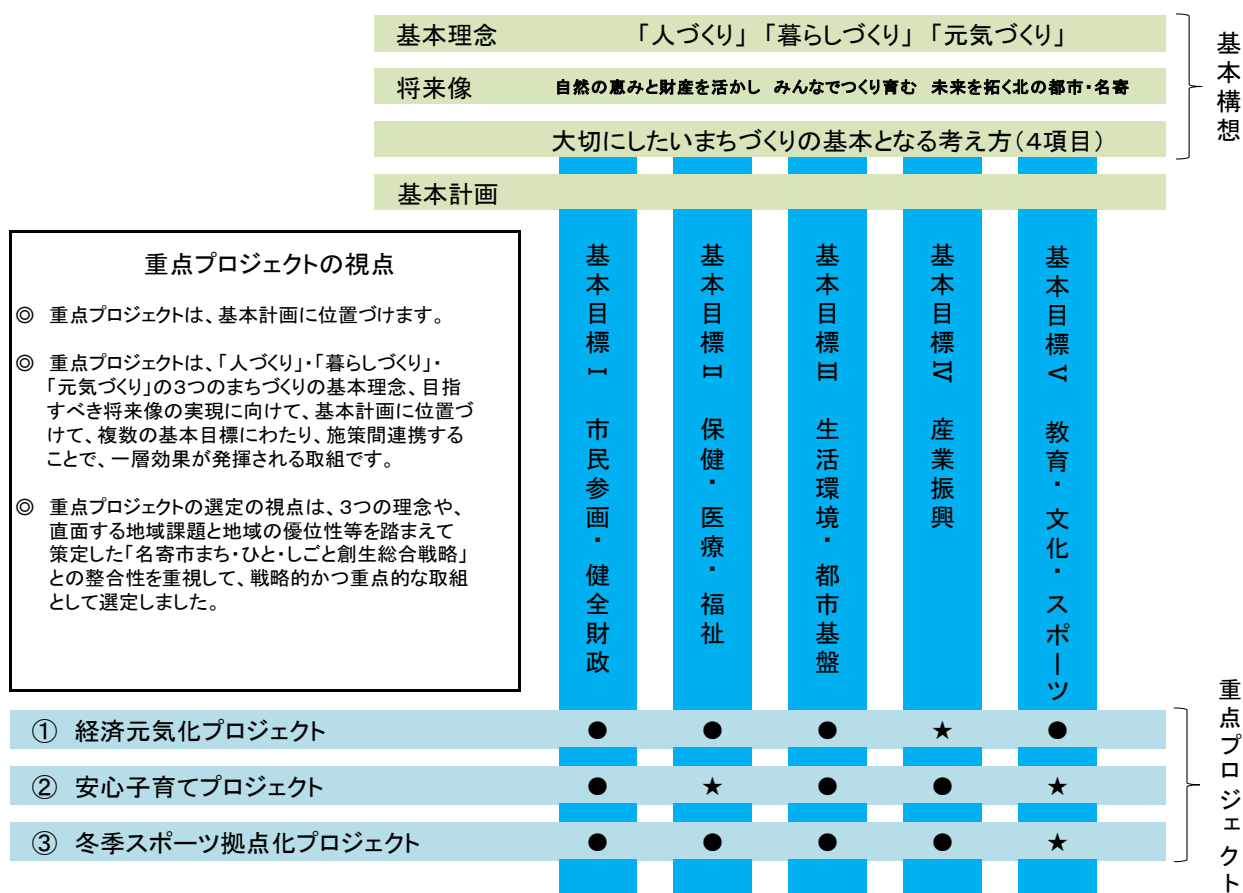
重点プロジェクト

重点プロジェクトの考え方

重点プロジェクトは、基本計画の期間内(平成 31 年度(2019 年度)～平成 34 年度(2022 年度))における主要な取組であり、かつ複数の基本目標(施策の柱)にわたり、施策間連携を図ることで、一層効果が発揮される取組を表すものであり、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し、基本構想に掲げた将来像の実現を目指していきます。

また、重点プロジェクトの選定の視点は、3つの基本理念や直面する地域課題と地域の優位性等を踏まえて策定した「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を重視して、戦略的かつ重点的な取組として選定しました。

重点プロジェクトと基本構想及び基本計画との関係



(1) 経済元氣化プロジェクト

地域経済の好循環を図り、まちに元氣を生み出すため、新たな産業の創出や地域ブランドの確立を促進し、雇用の場・人材の確保、事業継承の取組支援などに努めるとともに、交流人口の拡大に向け、移住・交流の推進に取り組めます。

● 成果指標

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 |
|---------------------------------|--------------|------------------|
| 観光入込客数 | 44万6千人(2017) | 61万6千人(2021) |
| 外国人観光客宿泊数 | 1,094泊(2017) | 1,635泊(2021) |
| 先端設備等導入計画 [*] の認定事業者件数 | — | 10件(2019~2022累計) |
| 新規就農者数 | 12人(2017) | 14人(2022) |
| 市立大学卒業生市内就業者数 | 7人(2017) | 20人(2022) |

※ 生産性向上特別措置法において固定資産税の特例措置等の支援を受けるため事業者が作成する計画。

(2) 安心子育てプロジェクト

安心して子どもを産み育てることができる環境を充実させるために、子育てと仕事の両立支援や子育て家庭への支援などを行ない、少子化対策・人口減少対策の強化に取り組めます。

● 成果指標

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 |
|-----------------------|------------|------------|
| 待機児童数 | 6人(2016) | 0人(2022) |
| ファミリー・サポート・センター事業利用者数 | 128人(2016) | 160人(2022) |
| 全国学力・学習状況調査全教科の結果 | — | 全科目全国平均以上 |
| 放課後児童クラブ登録数 | 274人(2017) | 290人(2022) |

(3) 冬季スポーツ拠点化プロジェクト

本市の自然環境・施設環境の強みを活かして、冬季スポーツの拠点化を目指すために、冬季スポーツ合宿・大会誘致と併せて、ジュニア世代の育成強化を推進するとともに、冬季スポーツを通して故郷への誇りと愛着を持てる人材の育成に取り組めます。

● 成果指標

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 |
|-------------------|--------------|-------------------|
| 親子参加型スポーツイベント参加人数 | — | 800人(2019~2022累計) |
| ジュニア選手全国大会出場者人数 | 8人(2016) | 15人(2022) |
| スポーツ合宿入込人数 | 8,081人(2017) | 10,000人(2022) |
| 全国・全道規模大会の誘致・開催数 | 4大会(2016) | 6大会(2022) |

基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり

I-1 市民主体のまちづくりの推進

市民の誰もが主体的にまちづくりに参加できる仕組みや、市民自治を確立するための基本的原則を定めた「名寄市自治基本条例」の推進、町内会や地域連絡協議会などのコミュニティ活動を促進させることによって、協働のまちづくりに努めます。

【現状と課題】

これからの公共サービスは、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが難しくなっていることから、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、ともに手を携えてまちづくりを担っていく必要があります。そのためには、行政側が積極的に情報の公開あるいは提供により共有化を図ること、市民が主体的にまちづくりに参加し、地域課題の解決に関わることができる地域コミュニティ組織を活性化させる必要があります。

【中期計画期間の方向性】

自治基本条例やパブリック・コメントのさらなる推進と周知に努めるほか、地域連絡協議会の活動を促進するとともに、地域コミュニティ組織としての体制強化を図ります。また、積極的な情報提供による、透明性の高い公平・公正な行政運営に向けた取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|
| 町内会加入率 | 77.98% (2017) | 78.50% (2022) | 市内 72 町内会における加入率 |
| 地域連絡協議会(活動費)交付件数 | 11 件 (2017) | 14 件 (2022) | 地域連絡協議会が事業を実施する際にかかる費用の助成件数 |
| まちづくり推進補助金交付件数 | 3 件 (2017) | 5 件 (2022) | まちづくり推進事業実施件数 |
| 本市ホームページ閲覧数(トップページ) | 353,145 件 (2017) | 385,000 件 (2022) | ホームページを利用した情報発信の充実 |

【主な実施計画事業等】

- まちづくり推進事業
- 地域コミュニティのあり方の検討
- 地域連絡協議会等活動支援事業
- 町内会自治活動交付金事業
- 多様な媒体による広報の推進
- 多様な広聴機会の創出

【関係する個別計画】

基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり

I-2 人権尊重と男女共同参画社会の形成

男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性や能力が発揮できる地域社会をつくり上げるため、名寄市男女共同参画推進条例の着実な推進に努めます。

【現状と課題】

自己の権利を主張する傾向が人権侵害を発生させる要因の一つとなっており、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活において人権意識を育む取組を推進するとともに、国や人権擁護委員などと連携した相談事業を推進することが必要です。また、名寄市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、さらなる市民意識の高揚を図るとともに、行政と市民、関係団体などが協力し、女性の活躍推進のための取組を積極的に実施する必要があります。

【中期計画期間の方向性】

国や道、関係機関の取組と連動しながら、市民との協力のもと、人権意識の普及・高揚を図るため、人権教育・人権啓発活動を進めるとともに、様々な分野における女性参画の拡大に向けた施策の総合的かつ計画的な取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-----------------------|----------------------|-----------------|---|
| 市内小中学校における人権教室の実施 | — | 12回 (2022) | 市内小学校8校、中学校4校(平成30年(2018年)4月1日現在)計12校での人権教室回数 |
| 男女共同参画セミナー参加人数 | 90人 (2015~2017平均) | 100人 (2022) | 毎年1回開催する市主催のセミナー参加者数 |
| 職場における男女平等感 | 33.8% (2016) | 40.0% (2022) | 市内企業従業員アンケート調査による平等と感じる人の割合 |
| 行政委員会、審議会等における女性委員の割合 | 36.7% (2016) | 50.0% (2022) | 地方自治法・その他法令、条例・規則等に基づく委員会・審議会における女性委員の割合(全75組織) |

【主な実施計画事業等】

- 男女共同参画推進事業

【関係する個別計画】

- 第2次名寄市男女共同参画推進計画

基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり

I-3 情報化の推進

各種情報システムを安定的に運用し、ICT※を活用した市民サービスの向上や業務の効率化に努めます。また、住民記録などの情報資産を確実に保護するため、情報セキュリティ施策の効果的な推進に努めます。

【現状と課題】

各種情報システムの整備により行政サービスが充実してきた一方で、ICT を悪用した犯罪やコンピューターウイルス、人権侵害などの新しい問題も発生していることから、各種情報システムを安定的に運用し、市民の利便性向上や業務の効率化を進めていくとともに、個人情報などの漏洩防止のための堅牢なセキュリティシステム構築や機能強化を図ることが必要です。

【中期計画期間の方向性】

情報システムのクラウド※化などの機能強化や情報システム機器の計画的な更新、職員研修を実施するなど情報セキュリティの維持強化を推進します。また、電子証明を活用した庁舎以外での各種証明書の取得についての研究など、市民の利便性向上につながる取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-----------------|--------------|--------------|-----------------------|
| 情報セキュリティ研修の開催回数 | 1回 (2017) | 2回 (2022) | 情報セキュリティに係る職員研修会の開催回数 |
| 個人情報などの漏洩件数 | 0回 (2017) | 0回 (2022) | 市の保有する個人情報などの外部漏洩件数 |

【主な実施計画事業等】

- 情報化推進事業

【関係する個別計画】

基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり

I-4 交流活動の推進

地域資源を活かした交流活動を展開し、魅力あるまちづくりを進めるとともに、国際感覚を持つ人材の育成など、異文化交流を通じた地域の活性化に努めます。多様化する移住希望者のニーズを把握し、民間との連携による積極的な情報発信や受入体制の整備に努めます。

【現状と課題】

国内と国外の姉妹都市などとの交流では、市民団体などによる人的交流を中心に相互交流の推進に努めてきたほか、台湾との交流では、交流の推進体制を一本化しました。ふるさと会交流では、各会は郷土の発展に寄与する活動をしていますが、会員の高齢化が進んでおり、引き続き各会への支援が必要です。また、移住対策では、お試し移住住宅などの受入体制の整備を行いました。移住の実現につながるよう、移住希望者にとって魅力的な受入体制を整備する必要があります。

【中期計画期間の方向性】

国内と国外の姉妹都市などとの交流では、幅広い視野を持った人材を育成するとともに、様々な交流活動を支援します。ふるさと会交流では、各会の取組とともに新規会員の入会を支援します。移住の推進では、住みよいまち・名寄の魅力発信及びサポート体制の充実に向けた取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-------------|-----------------|------------------|-----------------------|
| 教育旅行に係る誘致活動 | 2回 (2016) | 2回 (2022) | 台湾での誘致活動の回数 |
| 教育旅行の受入件数 | 2件 (2016) | 3件 (2022) | 台湾の高校などの受入件数 |
| お試し移住住宅利用日数 | 73日/棟 (2017) | 100日/棟 (2022) | 1棟あたりのお試し移住住宅利用日数 |
| SNS フォロワー数 | 120 (2017) | 450 (2022) | 名寄市移住促進協議会 SNS フォロワー数 |

【主な実施計画事業等】

- 国内交流事業 ■国際交流事業 ■ふるさと会交流事業 ■移住PR事業
- お試し移住住宅事業 ■移住・定住センターの検討

【関係する個別計画】

基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり

I-5 広域行政の推進

定住自立圏構想に基づく、北・北海道中央圏域^{*}の中心市として、圏域の振興発展のため、リーダーシップを発揮するとともに、二次医療圏における唯一の総合病院を有する自治体として、関係市町村との連携強化に努めます。また、交流自治体とのさらなる連携・協力した取組に努めます。

【現状と課題】

地域資源を活かした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成を目的として、医療や福祉、生活環境、教育などの分野において連携した取組を推進してきており、地域の物流など新たな課題に対し複眼型中心市として圏域市町村とのさらなる連携が必要です。また、東京都杉並区との間で、経済や子どもの交流事業などを実施してきており、さらなる自治体連携を進めることにより都市部と地方のそれぞれが抱える特有の課題の解決を図る必要があります。

【中期計画期間の方向性】

救急医療の維持・人材確保や医療体制の充実、福祉関係事業の連携など、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図るとともに、物流対策などは民間含め新たな広域連携の取組を推進します。また、東京都杉並区を中心とする、交流自治体との新たな連携した取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|------------------------|-------------------|-------------------|----------------------------------|
| 定住自立圏域人口 | 83,307人 (2015) | 76,020人 (2025) | 定住自立圏域自治体の人口ビジョンでの展望人口より算出 |
| 定住自立圏共生ビジョンへの事業追加・更新件数 | 0件 (2017) | 4件 (2019～2022) | 定住自立圏共生ビジョンへの新規事業の追加、既存搭載事業の更新件数 |
| 市立大学生定住自立圏域内就職者数 | 9人 (2017) | 30人 (2022) | 市立大学卒業生の定住自立圏域内での就職者人数 |
| 交流自治体との新規連携事業件数 | 0件 (2017) | 2件 (2019～2022) | 東京都杉並区を中心とする交流自治体との連携事業の創出 |

【主な実施計画事業等】

- 定住自立圏推進事業

【関係する個別計画】

- 北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン

基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり

I-6 健全な財政運営

人口減少や少子高齢化に伴う社会保障経費の増加、老朽化した公共施設への対応など多くの課題が山積しています。限られた財源の中、適切な事業の選択と基金及び公債費の適正な管理を行い弾力性がある持続可能な財政運営に努めます。

【現状と課題】

本市の財政状況は、自治体財政の健全化を示す財政健全化判断比率の指標においては、安全圏にあるものの、本市歳入の根幹である市税収入の落込みや地方交付税の削減、老朽化が進んでいる公共施設への対応など多くの財政的課題があることから、真に必要な事業の厳選、基金と公債費の適正な管理が必要です。

【中期計画期間の方向性】

限られた財源の中で、多様な行政需要に効率的に対応していくためには、適切な事業の選択が重要です。また、各財政指標を念頭に財政規律を損なわないよう基金や公債費を適正に管理し、将来世代に過大な負担を引き継がないよう、持続可能な財政運営に向けた取組を進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|---|---------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 実質公債費比率 [※] 将来負担比率 [※] | 8.2%(2016) 28.6%(2016) | 13.0%以内(2026) 90%以内(2026) | 財政状況の健全性を表すため、国が定めた指標 |
| 市債の借入 | — | 市債借入は元金償還 以内に努める(2026) | 公共施設を建設するためなどに借りた市の借金 |
| 財政調整基金・減債基金の残高 | 38億9千万円 (2016) | 18億円以上 (2026) | 財源調整機能を有する市の貯金の残高 |

【主な実施計画事業等】

- ふるさと納税の推進

【関係する個別計画】

- 名寄市公共施設等総合管理計画
- 名寄市過疎地域自立促進市町村計画

基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり

I-7 効率的な行政運営

検証や必要に応じた見直しを行い、総合計画・総合戦略の着実な推進を図り、行財政改革推進計画に基づいた、職員の計画的な定員配置を行い、簡素で効率的な組織機構づくりに努めます。また、施設の複合化や民間活力の活用を図り、公民が連携し質の高い行政サービスの提供に努めます。

【現状と課題】

総合計画の実効性を高め、効率的・効果的な行政運営を行うためには、行政評価による成果指標の検証や、ローリング方式による必要に応じた見直しを行う必要があります。また、効率的な行政サービスや、市民との協働によるまちづくりの担い手として行政能力を養うためには、適正な人員配置を行うとともに、職員の能力開発や意識改革を図る必要があります。さらに、公の施設の指定管理期間の見直しや、安全安心で利用しやすい庁舎づくりに取り組む必要があります。

【中期計画期間の方向性】

PDCAサイクルを確立し、検証・必要に応じた見直しを行い、計画の実効性を高めていきます。また、PFI*などを活用した行政サービスの提供や今後の庁舎のあり方について検討を行うとともに、市民協働のまちづくりを担う優秀な人材の確保・育成に取り組むための採用・研修の充実を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|--------------------|-----------------------|---------------------|-------------------------------------|
| 外部講師導入研修への平均参加人数 | 20.5人 (2017) | 30.0人 (2022) | 市民との協働能力及び専門性向上を目的とする外部講師実施職員研修参加人数 |
| 行政評価により事業の見直しを行った数 | 13事業 (2015～2017平均) | 55事業 (2019～2022) | 行政評価でB・C・D評価となった事業数 |

【主な実施計画事業等】

■研修事業 ■庁舎のあり方の検討

【関係する個別計画】

■名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ■第2次名寄市行財政改革推進計画

基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-1 健康の保持増進

こどもから高齢者まですべての市民の健康づくりを推進し、健康寿命^{*}の延伸及び健康格差の縮小を目指し、住み慣れた地域で心豊かに元気で生活できる環境の創出に努めます。

【現状と課題】

少子高齢化が進行する中、本市においても死因の約6割を、がん・心疾患などの生活習慣病が占めていることから、生活習慣病の発症及び重症化の予防に重点をおいた健康づくりや感染症対策が必要です。また、出生数は減少傾向にあり、地域的な特徴として母子健康手帳交付時における転勤者の割合が約5割を占める状況であることから、マタニティ教室や乳幼児健診など、母子健康支援の充実が必要です。

【中期計画期間の方向性】

名寄市健康増進計画「健康なよろ 21(第2次)」に基づき、生涯を通じた健康づくりの推進や感染症対策に努めるとともに、こどもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の充実に向けた取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-------------------------|-----------------|----------------|--|
| がん検診受診率(女性のためのがん検診推進事業) | 28.6% (2016) | 50% (2022) | 年度ごとの女性のためのがん検診推進事業(子宮・乳・大腸がん)における受診率の平均 |
| なよろ健康マイレージ達成率 | 53.2% (2016) | 55% (2022) | 年度ごとのなよろ健康マイレージ参加者に占める達成者の割合 |
| 3歳児健診受診率 | 98.2% (2016) | 100% (2022) | 年度ごとの受診率 |
| 麻疹・風しん混合予防接種の接種率 | 88.4% (2016) | 95% (2022) | 年度ごとの麻疹・風しん混合予防接種(第1期・2期)の接種率の平均 |

【主な実施計画事業等】

- 健康づくり運動推進事業
- 生活習慣病予防等活動事業
- がん検診事業
- 感染症対策事業
- 特定不妊治療費助成事業
- 産婦健康診査・産後ケア事業
- 母子健康支援・親子教室事業

【関係する個別計画】

- 名寄市健康増進計画「健康なよろ 21(第2次)」
- 名寄市生きるを支える自殺対策計画
- 名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画

基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-2 地域医療の充実

市民が生涯を通じて心身ともに健康に暮らすために、地域の医療機関の役割分担をもとにした医療連携を深め、切れ目なく必要な医療が地域で提供される医療体制の構築に努めます。また、安定的な医療供給体制の整備と診療機能の強化を図り、地域医療の充実に努めます。

【現状と課題】

今後さらなる人口減少や高齢化の進展が見込まれることから、医療ニーズの変化を見据え、北海道医療計画に定める「地域医療構想」に基づき、病床機能の分化・連携の促進、在宅医療などの充実、医療従事者の確保・養成等を推進していくことが必要です。また、市民はもとより医療圏域住民の皆様が安心して暮らせるよう、「新名寄市病院事業改革プラン」(平成 28 年度(2016 年度)から平成 32 年度(2020 年度))の評価と検証を行い、計画的な病院運営に取り組む必要があります。

【中期計画期間の方向性】

地域医療の充実に図り、地域包括ケアシステムの役割を担うためにも、市内で在宅医療・プライマリケアを担う風連国保診療所や民間医療機関と急性期医療を担う市立総合病院、慢性期医療を担う名寄東病院において、医療機能と病院連携の実現に向けた取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 医師派遣件数 | 585 日 (2016) | 650 日 (2022) | 地域医療支援室医師派遣数 |
| 道北北部連携ネットワークの拡大 | 16 施設 (2017) | 20 施設 (2022) | ポラリスネットワーク参加施設数 |
| 患者紹介率 | 26.5% (2016) | 30.0% (2022) | 退院患者の紹介率 |
| 医師・看護職員数 | 472 人 (2016) | 502 人 (2020) | 市立総合病院の医師・看護職員数 |

【主な実施計画事業等】

■ 地域医療支援事業の推進 ■ 道北北部連携ネットワークの拡大 ■ 地域包括ケアシステムの役割分担 ■ 医療スタッフの充実 ■ 新名寄市病院事業改革プランの推進

【関係する個別計画】

■ 新名寄市病院事業改革プラン

基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-3 子育て支援の推進

安心して産み、育てられる環境の充実と、子ども一人ひとりが平等に生まれ、健やかに育つ環境づくりを地域ぐるみで進めるため、相談・支援体制の充実及び関係機関との連携強化を図り、ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちを目指し、子育て支援の推進に努めます。

【現状と課題】

子育て環境の変化に伴い、子育てサービスに関するニーズが多様化してきていることから、子育て支援施策の充実、保育士の確保と併せて老朽化が進んでいる公立保育所の整備が必要です。また、安心して子育てし続けるためには、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援や子どもの健全育成のための支援、療育が必要な子どもや家庭に対する支援など、施策・体制の充実が必要です。

【中期計画期間の方向性】

名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、多様な子育て支援ニーズへの対応と支援が必要な子どもや家庭に対するサービスの充実を図り、子育て支援施策を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|----------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 子育て支援センターの利用 | 1,324人 (2016) | 1,450人 (2022) | 年度ごとの利用登録者数 |
| ファミリー・サポート・センター事業の利用 | 128人 (2016) | 160人 (2022) | 年度ごとの登録者数 |
| 待機児童数 | 6人 (2016) | 0人 (2022) | 年度ごとの4月1日時点の待機児童数 |
| 子ども発達支援事業の利用 | 54人 (2016) | 60人 (2022) | 年度ごとの通所児数 |

【主な実施計画事業等】

■市立保育所整備事業 ■地域子育て支援拠点事業 ■ファミリー・サポート・センター事業 ■子ども発達支援事業 ■名寄市待機児童解消緊急対策事業 ■民間特定教育・保育施設への運営支援

【関係する個別計画】

■名寄市子ども・子育て支援事業計画 ■第3次名寄市障がい者福祉計画

基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-4 地域福祉の推進

市民一人ひとりがお互いを支え合う相互扶助の精神の醸成を進め、民生委員児童委員や社会福祉協議会など各関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図るとともに、地域福祉社会の体制づくりや環境づくりに努めます。

【現状と課題】

少子高齢化や単身高齢者世帯の増加などから、住民の福祉に対するニーズは複雑・多様化しています。誰もが暮らしやすい社会の実現には、行政の取組に加え地域住民を主体とした相互扶助を踏まえた地域福祉活動の推進が不可欠であることから、市民や行政、社会福祉協議会をはじめとする各関係機関などがともに手を携えて福祉に取り組むことができる体制づくりと環境づくりを進めていくことが必要です。

【中期計画期間の方向性】

市民一人ひとりがお互いに支え合う共生の地域社会を目指し、関係機関との連携のもとでの相談支援や各種福祉制度の適切な運用など様々な支援の促進を図るとともに、地域福祉社会の体制づくりや環境づくりを進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-----------------------|------------------|------------------|---------------------|
| 町内会ネットワーク事業 参加町内会数 | 56 町内会 (2016) | 72 町内会 (2022) | 全町内会(72)に占める参加町内会数 |
| 名寄市保健医療福祉推 進協議会の開催 | 3回 (2016) | 3回 (2022) | 福祉全般に関わる会議を必要に応じて開催 |
| 生活困窮者自立支援事 業相談員数 | 2人 (2016) | 2人 (2022) | 主任相談員及び相談員の継続配置 |

【主な実施計画事業等】

- 町内会ネットワーク事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 低所得者の冬の生活支援事業
- 社会福祉協議会運営事業費補助金

【関係する個別計画】

- 第2期名寄市地域福祉計画

基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-5 高齢者施策の推進

明るく活力ある高齢社会の実現を目指し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて医療・介護・予防・住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

【現状と課題】

65歳以上の高齢者数は、平成29年(2017年)10月末現在で8,811人と増加傾向にあり、高齢者数における後期高齢者の占める割合も52.9%と上昇しており、平成32年(2020年)には53.7%となると見込まれています。高齢者が安心して暮らし続けるために、「除雪」の負担軽減や買い物・通院時の交通の確保、住まいの確保、切れ目ない医療と介護が必要です。また、高齢者の生活に資する地域資源の確保・整備が必要です。

【中期計画期間の方向性】

名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の基本目標である「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」の実現に向けて、「地域包括ケアシステム」の深化を図る取組を進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|------------------|------------------|------------------|-----------|
| 健康づくり体操教室 | 1,947人 (2016) | 3,000人 (2022) | 年度ごとの利用者数 |
| SOSネットワーク登録 | 48人 (2016) | 84人 (2022) | 年度ごとの登録者数 |
| 医療介護連携情報共有ICT※構築 | 0人 (2016) | 380人 (2022) | 年度ごとの登録者数 |
| 認知症カフェの開催 | — | 12回 (2022) | 年度ごとの開催回数 |

【主な実施計画事業等】

- 一般介護予防事業 ■医療介護連携情報共有ICT構築事業 ■認知症総合支援事業
- (仮称)介護人材就労定着支援事業 ■除雪サービス事業

【関係する個別計画】

- 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画

基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-6 障がい者福祉の推進

障がいがある人もない人も地域で安心して暮らすことができるように、市民や関係機関と連携して、地域の支援体制の充実に努めます。

【現状と課題】

障がい福祉サービスが充実してきたことなどを背景として、障がいがあっても地域で生活したいという希望を持つ人が増えており、住み慣れた地域で安心して暮らせる様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築が求められていることから、「名寄市障がい者福祉計画」「名寄市障がい福祉実施計画」に基づき障がい福祉施策を推進していく必要があります。

【中期計画期間の方向性】

障がいのある人が必要なサービスを利用しながら住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、社会福祉協議会をはじめとする関係機関が連携し、地域全体で支えるサービス提供体制の充実に取り組むことを推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|--------------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 重度障害者ハイヤー料金助成事業交付率 | 54.4% (2016) | 65.0% (2022) | 対象者に対する交付率 |
| 基幹相談支援センター事業相談員数 | 3人 (2016) | 3人 (2022) | 相談支援専門員の継続配置 |
| 名寄市障害者自立支援協議会の開催 | 3回 (2016) | 3回 (2022) | 障がい全般に関わる会議を必要に応じて開催 |

【主な実施計画事業等】

■重度障害者ハイヤー料金助成事業・重度視力障害者電話料助成事業 ■基幹相談支援センター事業 ■成年後見制度利用支援事業 ■地域生活支援事業

【関係する個別計画】

■第3次名寄市障がい者福祉計画 ■第5期名寄市障がい福祉実施計画

基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-7 国民健康保険

市民が安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険制度の安定した運営に努めます。また、平成30年度(2018年度)から始まった国民健康保険の都道府県単位化を踏まえ、市民の医療に対する安心と信頼を確保するとともに、医療費の適正化に努めます。

【現状と課題】

本市の国民健康保険事業は、被保険者数の減少に伴う税収の減少や医療の高度化、高齢化などにより財政運営は厳しい状況にあることから、都道府県単位化により財政運営の責任主体を北海道に移し、財政の安定化や効率化を図る必要があります。今後は市町村が北海道に納付金を納めることとなりますが、引き続き医療費の適正化など加入者の負担軽減につながる取組を推進することが必要です。

【中期計画期間の方向性】

保健事業の推進により生活習慣病の早期発見、重症化予防に取り組み医療費の抑制を図るとともに、保険税の適正な賦課に努め、国民健康保険事業の安定健全化に向けた取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|------------------------|-----------------|---------------|--------------------------|
| 後発医薬品の数量シェア | 66.4% (2016) | 80% (2020) | 年度ごとの数量シェア |
| 特定健診 [*] の受診率 | 34.4% (2016) | 60% (2023) | 年度ごとの特定健診受診率 |
| 糖尿病重症化予防にかかる保健指導率 | 68.6% (2016) | 80% (2023) | 糖尿病の重症化を防ぐために保健指導を実施した割合 |

【主な実施計画事業等】

- 後発医薬品の使用促進
- データヘルス計画^{*}に基づく特定健診・特定保健指導^{*}

【関係する個別計画】

- 第2期名寄市保健事業実施計画(データヘルス計画)

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ-1 環境との共生

豊かな自然環境の保全、環境汚染の防止など複雑多様化する環境問題に対応するため、実態を把握するとともに、総合的な施策の推進に努めます。また、自然と調和したやすらぎがある霊園、墓地、火葬場の計画的な整備と維持管理に努めます。

【現状と課題】

様々な環境問題が生じていることから、新エネルギーの活用・省エネルギーの推進を図り、地球温暖化対策に対する理解と自発的取組の機運醸成を目指していくとともに、環境保全に向けた具体的な取組の実践が必要です。また、霊園・墓地・火葬場などの施設は、やすらぎのある環境空間であることが求められることから、自然環境と調和した景観に努め、経年劣化などによる補修・整備を計画的に進めていくことが必要です。

【中期計画期間の方向性】

複雑化・多様化する環境問題に対応するため、総合的に施策を推進していきます。また、自然環境と調和した景観をつくり、快適でやすらぎがある環境空間となるような霊園・墓地・火葬場の整備を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|----------|-------------------|-------------------|----------------------------|
| 二酸化炭素排出量 | 28,416t (2017) | 27,564t (2021) | 市が実施する事務事業(公共施設)に係るCO2の排出量 |

【主な実施計画事業等】

- 温暖化対策啓発事業・公害対策事業 ■火葬場整備事業
- エネルギーに関する講習会等の開催による普及啓発

【関係する個別計画】

- 名寄市地球温暖化防止実行計画

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ-2 循環型社会の形成

循環型社会の形成を目指し、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)の3R運動を促進します。また、ごみの出し方や減量化に向けた啓発などの環境美化運動に取り組むとともに、効率的な収集と適正な処理を行うため、施設の適正な運用、整備に努めます。

【現状と課題】

大量生産・大量消費・大量廃棄という環境負荷の大きな社会システムとなっていることから、3R運動を基本とした循環型社会の形成に向けた施策の推進と、市民・事業者・行政の協働による取組が必要です。また、ごみ処理施設については老朽化が進んでいることから、旧清掃センター解体を含めた総合的な整備の検討が必要となっています。さらに、不法投棄されたごみが道路や公園などに目立つことから、環境美化の推進に向けた取組が必要です。

【中期計画期間の方向性】

3R運動を推進するため、再生資源集団回収事業をはじめ、啓発活動、市民周知等に取り組めます。また、市民と協働による環境美化運動に取り組むとともに、安全安心な廃棄物処理施設の運営・維持、総合的な整備に向けた関係市町村との協議を進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| リサイクル実績 | 1,259t (2016) | 1,300t (2022) | 年度ごとのプラごみ、ペットボトル等の資源化ごみの収集量 |
| 集団回収事業実績 | 407t (2016) | 420t (2022) | 再生資源集団回収事業の回収量 |
| ボランティア袋配布枚数 | 4,820枚 (2016) | 5,000枚 (2022) | 町内会、団体、企業等に配布するボランティアごみ袋の配布枚数 |

【主な実施計画事業等】

- 資源集団回収奨励金交付事業
- 次期処理施設の整備の検討
- 分別・資源化啓発事業
- 炭化センター・衛生センター・最終処分場維持管理費負担事業

【関係する個別計画】

- 一般廃棄物処理広域化基本計画

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ-3 消防

市民の防火意識の高揚を図るとともに複雑多様化していく災害に対し、初動体制を充実するなど、消防力の強化に努めます。また、専門化・高度化する救急業務に対応するため救急隊員の資質の向上を図り、ドクターヘリや医療機関と連携し、総合的に対応できる体制構築に努めます。

【現状と課題】

住宅用火災警報器の設置率は上昇傾向にあるものの、未設置世帯が一定数あることや、既設世帯の警報器に経年による機能劣化が懸念されることから、未設置世帯に対して早期設置を促すとともに、設置後の維持管理についての啓発を行うなど住宅防火対策の推進が必要です。消防車両の更新においては、消防力の整備指針に基づき更新計画を立てているが、特殊かつ高額な車両であることから、定期的な整備・点検及び更新年度の延期も含めた検討が必要です。

【中期計画期間の方向性】

住宅用火災警報器の設置に際しては連動型の推奨を行うとともに、古くなった住宅用火災警報器の取り替えなど、設置後の維持管理についての広報活動を推進します。また、消防車両などの更新計画の見直しを行い、消防活動体制の維持・充実に向けた取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-------------|---------------|----------------|----------------------------|
| 住宅用火災警報器設置率 | 85% (2018) | 100% (2022) | 市内における住警器設置率 |
| 消防車両の更新 | 7台 (2018) | 7台 (2022) | 平成34年度(2022年度)までに更新計画がある台数 |
| サイレン更新 | 1基 (2018) | 1基 (2021) | 名寄消防団第4分団中央詰所サイレン |

【主な実施計画事業等】

- 住宅防火対策・広報推進事業

【関係する個別計画】

- 名寄消防署消防自動車等の整備計画

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ-4 防災対策の充実

自然災害に備えるため、防災体制の充実強化や情報伝達手段の確保対策、関係機関との連携強化を図り、被害を軽減する対策の充実に努めます。また、市民の防災意識の高揚、自助・共助力の向上による避難対策などの充実や、想定される災害に対する防災力の向上に努めます。

【現状と課題】

近年の自然災害の激化に備えるため、「減災」の考え方を基本とする対策や国が示した「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組、災害対応設備などの充実に加え、護岸や堤防整備、川底の掘削などのさらなる治水事業が必要です。

【中期計画期間の方向性】

市民の防災知識及び意識の向上対策を推進し、確実な避難行動が行われるよう平常時からの取組を継続します。また、災害発生に備え、防災機器の整備・更新を図るとともに、関係機関との連携強化及び関係者の研修を充実し、地域防災力の向上に向けた取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|---------------|-----------------|-----------------|----------------------------------|
| 自主防災組織の設立団体数 | 19 団体 (2017) | 25 団体 (2022) | 町内会での設立件数 |
| 防災関係職員研修の実施件数 | 年1回 (2016) | 年1回 (2022) | 天塩川流域圏の自治体及び国・道職員による研修会(毎年度1回開催) |

【主な実施計画事業等】

- まちごとまるごとハザードマップ(避難所マークの設置、公共施設等に浸水深表示)
- 地域防災力向上事業 ■自主防災組織育成・地域防災リーダー育成事業

【関係する個別計画】

- 名寄市地域防災計画

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ-5 交通安全

交通事故のないまちづくりに向けて、幼児から高齢者まで体系的な交通安全意識の普及・啓発に努めます。また、市道の白線補修など道路交通環境の整備を図るとともに、冬期間の安全対策の充実に努めます。

【現状と課題】

運転免許保有者数の減少、また、交通事故の発生件数は減少傾向となる中、高齢者による事故が目立つなど、交通安全を取り巻く状況が変化していることから、交通安全運動の高揚・啓発の推進のほか、道路の白線補修や市街地の交通環境の変化に伴う注意・警告看板の設置など道路交通環境の整備、積雪寒冷地の地域特性に応じた交通安全対策が必要です。また、街頭啓発・広報活動などを中心に、関係団体・市民が一体となった交通安全運動を推進する必要があります。

【中期計画期間の方向性】

関係機関・団体と協力しながら家庭・学校・職場・地域など、幼児から高齢者まで段階的・体系的に交通安全教育活動を実施するほか、街頭啓発やパトライト作戦、反射材の配布、市道白線の補修など、利用状況等を考慮しながら道路交通環境の整備を進め、交通安全の取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------------------|
| 期別及び特別交通安全運動、パトライト作戦等 | 54回 (2017) | 70回 (2022) | 期別及び特別交通安全運動、パトライト作戦等の回数合計 |
| 交通安全教室、こぐまクラブ等交通安全啓発 | 53回 (2017) | 70回 (2022) | 交通安全教室、こぐまクラブ等の回数合計 |
| 各種団体などと連携した交通安全啓発活動など | 221回 (2017) | 250回 (2022) | 各種団体などと連携した旗の波など啓発活動の回数 |
| 交通事故発生件数 | 21件 (2017) | 減少傾向 | 市内で発生した交通事故件数 |

【主な実施計画事業等】

■地域性を踏まえた体系的な交通安全教育の実施 ■官民一体で取り組む全市民参加の交通安全運動の実施

【関係する個別計画】

■名寄市交通安全計画

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ-6 生活安全

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、関係機関・団体などの連携を密にし、適切な情報の提供と防犯意識の高揚に努めます。また、防犯対策として青色回転灯車両の整備や啓発活動に努めます。空家などの対策では、利活用の促進や適正管理を促す啓発活動に努めます。

【現状と課題】

過疎化や少子高齢化、核家族化に加え、高度情報化社会の到来により社会経済環境が急速に変化して犯罪が多様化・巧妙化する中、安全で安心して生活できる社会形成が求められています。関係機関・団体、地域と連携を密にし、情報の収集及び提供を行い、防犯体制を強化するとともに地域ぐるみの防犯活動を進める必要があります。また、適正に管理されていない空家が地域社会に悪影響を及ぼさぬよう生活安全上の視点から所有者などに対する適正管理の啓発が必要です。

【中期計画期間の方向性】

地域や関係機関・団体と連携し、安全確保のため情報共有・収集と提供により安全意識の高揚を図りながら防犯意識の向上に取り組みます。また、名寄市空家等対策計画に基づき、空家などに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-------------|------------------|------------------|------------------|
| 空家実態把握 | 名寄市街地域 (2017) | 名寄市内全域 (2022) | 管理不良空家に関する実態把握調査 |
| 特定空家等除却支援件数 | — | 5件 (2022) | 管理不全の空家の除却支援件数 |

【主な実施計画事業等】

- 空家等対策計画推進事業

【関係する個別計画】

- 名寄市空家等対策計画

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ-7 消費生活の安定

消費者の利益の擁護及び増進のために、各種情報の提供、消費生活センターの機能充実、消費者活動の支援などにより市民の消費生活の向上に努めます。また、消費者問題に関する相談体制の充実により消費者の救済や権利を尊重した支援に努めます。

【現状と課題】

消費トラブルや特殊詐欺※などの消費者被害を未然に防止するためには、自立した消費生活が求められることから、関係する知識の取得や情報の収集など、適切な情報の提供や相談体制の強化をはかり、団体などと連携し、啓発活動を進めていく必要があります。また、消費者の利益が損なわれないよう、製品(商品)の品質や機能、価格などの情報が正しく表示されているかを監視する必要があります。

【中期計画期間の方向性】

適切な消費者情報の提供やセミナー、出前講座を開催するなど消費者教育を推進します。また、物価の動向や商品の適正表示などの調査活動を行うとともに、消費者意識の高揚やエコの推進などの市民活動の支援を行い、消費生活の安定に向けた取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-------------|-----------------------|-----------------|----------------------------|
| 消費生活相談件数 | 315件 (2013~2017平均) | 300件 (2022) | 消費生活相談員による相談件数 |
| セミナー・講座参加者数 | 433人 (2017) | 500人 (2022) | 成人対象のセミナー参加者 |
| 相談員研修会などの参加 | 11回/年 (2017) | 12回/年 (2022) | 国・道・消費者協会などが開催する相談員研修会への参加 |

【主な実施計画事業等】

- 広域消費生活センター運営事業※
- 消費生活講演会等開催事業
- 消費者活動団体支援事業

【関係する個別計画】

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ- 8 住宅の整備

住宅関連計画の施策に基づき安心して快適な住環境の整備を促進し、公営住宅の修繕や建替えなど、市民のニーズを的確にとらえた適正な整備と管理に努めます。また、耐震診断・耐震改修に対する支援や民間住宅の整備に関する情報提供に努めます。

【現状と課題】

少子高齢化の進展から居住人員と住宅規模のミスマッチや既存住宅の老朽化など、住環境の改善や不良住宅ストックの解消などが課題となっていることから、住宅セーフティネット[※]としての公営住宅の役割のもと、安心して住み続ける事ができる住宅の整備が引き続き必要になります。また、民間住宅では耐震基準を満たしていない住宅もあることから、安全安心な住環境の確保や住宅の品質・性能の向上が必要となります。

【中期計画期間の方向性】

公営住宅を効率的に維持していくため、予防保全的な修繕や耐久性の向上のための改修・建替えによる整備を計画的に進めるとともに、市民が良好な住環境を得られるように適切な情報提供、住宅相談、耐震化の支援などの取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-----------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 公営住宅の管理戸数 | 899 戸 (2016) | 776 戸 (2022) | 市営住宅のストック数 |
| 公営住宅の整備戸数 | 214 戸 (2016) | 395 戸 (2022) | 建替及び改善により整備した市営住宅戸数 |
| 住宅の耐震化率 | 70.7% (2015) | 95.0% (2020) | 耐震基準を満たす住宅の割合 |

【主な実施計画事業等】

■公営住宅整備事業 ■公営住宅長寿命化等事業 ■既存住宅耐震改修促進事業

【関係する個別計画】

■名寄市住宅マスタープラン[※](第2次) ■名寄市公営住宅等長寿命化計画[※](平成 29 年改定版)
■第2次名寄市耐震改修促進計画[※]

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ-9 都市環境の整備

人口減少などを見据えた都市計画の見直しを図り、公園など社会資本の維持管理を進めるとともに、都市機能の集約やコンパクトな市街地形成の推進を図るため、居住エリアの誘導策の手法を検討します。また、自然豊かな景観保全を実施できるよう緑化・景観への意識の高揚に努めます。

【現状と課題】

合併後の課題や人口推計などを基に、平成38年(2026年)を概ねの目標年次とする都市計画マスタープラン[※]を策定して10年が経過したことから、都市基盤の快適性や安全性強化、都市施設や緑地などを適正配置した整備など、計画的な市街地の形成を図っていく必要があります。また、設備補修や更新に必要なコストの増大が懸念されていることから、美しい街並み形成のため緑化木の維持管理や、街路灯のLED化による明るいまちづくり、都市公園の遊具更新などが必要です。

【中期計画期間の方向性】

持続可能で集約型のまちづくりを進めるため都市機能を公共交通でアクセスしやすい配置とする施設計画を進めるとともに、町内会との協働による緑や花の景観整備や、街路灯のLED化及び更新や補修、人々が賑わい交流の場となる公園の計画的な改築や補修を進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|----------------|-----------------|-----------------|---------------------------|
| 街路灯のLED化率 | 19.6% (2016) | 75.0% (2022) | 都市整備課の所管する街路灯総数に対するLED化灯数 |
| 公園施設長寿命化計画の進捗率 | 18.1% (2016) | 100% (2022) | 公園施設長寿命化計画の対象公園数に対する実施公園数 |

【主な実施計画事業等】

- 名寄市都市計画マスタープラン見直し・名寄市立地適正化計画[※]策定委託業務
- ひと・ほし・環境にやさしい灯り事業
- 公園長寿命化事業

【関係する個別計画】

- 名寄市都市計画マスタープラン
- 名寄市公園施設長寿命化計画

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ-10 上水道の整備

水道施設の適正な管理と配水管[※]網整備や老朽管[※]更新を図り、水道水の安定供給を確保します。また、水源の水質保全維持のため、水質汚染源の調査や監視を行うとともに、将来にわたり安定した事業運営に向けて、経営の健全化に努めます。

【現状と課題】

上水道事業は、平成 35 年(2023 年)を目標に給水区域を拡張する第2期拡張事業を継続していますが、将来的に安全安心な水道水を安定して供給するために、施設の適正な管理と配水管網の整備、老朽管の更新や長期視点にたった安定した事業経営が必要です。また、水道水源の水質保全維持のためには、河川の水質汚染源の調査、監視の強化に努め、水源井戸の改修を進めることが必要です。

【中期計画期間の方向性】

水道水の安定供給を確保するため、水道事業経営戦略[※]に基づき、効率化・健全化の取組を進め、経営基盤の強化につながる取組を推進します。また、水質の保全維持のため、水質汚染源の調査・監視の強化、水源井戸の改修など適正な維持管理を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|---------------|--------------------------|--------------------------|-------------------|
| 給水区域拡張(配水管新設) | 0m (2017) | 2,900m (2019~2022) | 給水区域拡張に伴う配水管新設整備 |
| 浄水場など施設改修 | 11件 (2017) | 31件 (2019~2022) | 浄水施設などの維持管理・改修整備 |
| 老朽管更新整備 | 2,819m (2013~2017 平均) | 3,000m (2019~2022 平均) | 老朽化した配水管の更新 |
| 取水施設改修 | 3件 (2017) | 7件 (2019~2022) | 水道取水施設改修整備、水源対策工事 |

【主な実施計画事業等】

- 上水道第2期拡張事業 ■浄水場等施設改修事業 ■配水管網整備事業 ■老朽管更新事業
- 名寄市水道事業経営戦略の推進 ■取水施設改修事業

【関係する個別計画】

- 名寄市水道事業経営戦略 ■名寄市上水道事業第2期拡張計画

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ-11 下水道・個別排水の整備

老朽化した下水道施設の修繕や更新を計画的に実施し、施設の長寿命化を図るとともに効率的な維持管理により清潔で快適な生活環境の保全に努めます。また、農村地区では、個別排水処理施設の整備を推進し水洗化の普及向上に努めます。

【現状と課題】

昭和55年(1980年)の供用開始以来稼働している名寄下水終末処理場の機器については、老朽化が進んでいることから、計画的な機器更新が必要です。また、平成9年(1997年)に供用開始した風連浄水管理センターの機器や老朽化した管渠についても、計画的な施設更新と効率的な維持管理が必要です。さらに、郊外・農村地区での快適な生活環境の保持のため、合併浄化槽の普及率向上に向けて、個別排水処理施設整備を継続して取り組むことが必要です。

【中期計画期間の方向性】

名寄市公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、個別排水処理施設整備事業と連携した生活排水施設の総合的な整備を推進します。また、名寄市下水道事業経営戦略[※]に基づき経営の効率化及び健全化を図るとともに、地方公営企業会計への移行に向けた取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|------------|-----------------|-----------------|--------------------------------|
| 長寿命化計画の進捗率 | 67.1% (2017) | 100% (2020) | 管渠及び処理場施設の改築更新 |
| 水処理経費の低減 | 480万円 (2015) | 240万円 (2020) | 不明水 [※] における処理場の水処理経費 |
| 有機肥料の活用 | 443t (2015) | 450t (2022) | 脱水ケーキ [※] 利用数量 |
| 合併浄化槽の普及率 | 69.8% (2017) | 78.0% (2022) | 合併浄化槽の人口普及率 |

【主な実施計画事業等】

■公共下水道事業 ■不明水対策事業 ■資源の有効利用 ■個別排水処理施設整備事業

【関係する個別計画】

■名寄市公共下水道事業基本計画 ■名寄市下水道事業経営戦略
■名寄市生活排水処理基本計画

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ-12 道路の整備

国道や道道の整備促進の要望や生活道路の計画的な整備・維持管理、幹線道路を中心とした交通ネットワークの整備、雪に強い除排雪体制の確立を図り、安全で快適な生活環境の整備に努めます。また、橋梁の定期的な点検を実施し、適正な維持修繕に努めます。

【現状と課題】

国道や道道は、ほぼ整備済ですが、一部歩道の再整備や未整備の区間があることから継続した要望活動が必要です。また、市道は、整備済の舗装面や道路附属物、橋梁自体に老朽化が拡大していることから、定期的な点検や維持修繕が必要です。特に生活道路は、未改良道路や排水未整備道路が多くあり、計画的な事業の継続が必要です。さらに、冬期間の快適で安全な環境づくりのため、効率的・効果的な除排雪体制の確立が必要です。

【中期計画期間の方向性】

国道や道道は、整備促進の要望活動を継続し、老朽化した市道や橋梁は、交付金事業の活用により計画的に点検調査、整備、維持管理を推進します。また、除排雪については、市民との協働のもと除排雪体制を確立するとともに、除排雪用大型機械の更新を含めた取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|----------------|----------------|-----------------------|---------------------------|
| 幹線道路の整備延長 | 267m (2017) | 4,703m (2019～2022) | 計画期間内の幹線道路整備延長 |
| 市街地・郊外地の道路整備延長 | 319m (2017) | 4,513m (2019～2022) | 計画期間内の生活道路整備延長 |
| 補修橋梁数 | 1橋 (2017) | 14橋 (2019～2022) | 計画期間内の長寿命化計画で策定した修繕すべき橋梁数 |
| 除雪機械更新台数 | 1台 (2017) | 4台 (2019～2022) | 計画期間内の除雪機械更新台数 |

【主な実施計画事業等】

- 郊外幹線道路の整備
- 都市計画道路の整備
- 市街地の道路整備
- 郊外地の道路整備
- 市道除雪事業
- 市道排雪事業
- 橋梁長寿命化整備事業
- 道路除排雪事業(排雪ダンプ助成他)

【関係する個別計画】

- 名寄市舗装個別施設計画[※]
- 名寄市橋梁長寿命化修繕計画

基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

Ⅲ-13 地域公共交通

市民生活と経済活動に必要な不可欠な鉄道やバスなどの公共交通機関の維持確保及び利便性確保を図るとともに、地域ニーズに合わせた交通手段の活用についての検討並びに利用促進に努めます。

【現状と課題】

地域公共交通は人口減少や交通体系の多様化により鉄道やバスの利用者が減少していますが、子どもや学生、高齢者や自動車免許を所持しない方の移動手段を確保することが必要です。また、鉄路においては大雨や降雪による遅延や運休が多発しているほか、シカやクマなどの線路内侵入や客車との接触による事故が多発していることから、安全安心な公共交通として定時性の確保が求められており、地域の実情に応じた生活路線の確保が必要です。

【中期計画期間の方向性】

宗谷本線活性化推進協議会や地域公共交通活性化協議会などが中心となり、地域公共交通の重要性を認識し、効率化された路線の現状維持に向けた取組を推進します。また、利用者の減少を食い止め、増加に向けた事業者の自助努力と合わせ利用促進対策を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|------------|----------------|--------------------|-----------------------------------|
| 多様な交通手段の検討 | 1路線 (2018) | 2路線 (2019～2022) | 見直しするバス路線数 |
| バス利用の促進 | 21万人 (2017) | 21万人 (2022) | 市内運行バス利用者数(平成29年度(2017年度)利用水準の確保) |

【主な実施計画事業等】

- デマンドバス運行委託事業
- バス路線の維持・確保
- 地域の実情を考慮した効率的な交通手段の検討

【関係する個別計画】

- 名寄市地域公共交通網形成計画

基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり

Ⅳ-1 農業・農村の振興

豊かで活力ある農業・農村の持続的な発展に向けて、収益性の高い農業経営の確立や多様な担い手の確保・育成、人と自然にやさしい農業の推進、豊かさと活力ある農村の構築に努めます。

【現状と課題】

国際化や産地間競争が強まる中、生産基盤の整備や農畜産物の安定生産などによる収益性の高い農業の確立、ICT※などの活用によるコスト低減、法人化等による経営強化が必要です。また、農家数の減少や高齢化、担い手不足が進む中、多様な担い手の育成・確保が必要です。さらに、農業・農村の持続的な発展に向けて、環境との調和や農業・農村の多面的機能の発揮が求められるとともに、食育の推進や有害鳥獣などへの対応が必要です。

【中期計画期間の方向性】

農業・農村振興条例及び第2次農業・農村振興計画に基づき関係機関・団体と連携し、本市の特色である多様な農畜産物の生産を維持し、収益性の高い農業経営の確立、持続可能な農業経営の促進、担い手の育成と確保を目指すとともに、豊かな農業・農村の構築を進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-------------------|-------------------|-------------------|--|
| 新規就農者数 | 12人 (2017) | 14人 (2022) | 年度ごとの新たに就農する農業後継者・新規参入者 |
| 1頭あたり平均生乳生産量 | 8,394kg (2017) | 9,306kg (2022) | JAに出荷される生乳生産量から算出 |
| 法人経営体 | 22 (2017) | 26 (2022) | 法人経営体の総数 |
| 食育に関心がある市民の割合を増やす | 84% (2016) | 90% (2022) | 無作為に抽出した市民 1,000名のアンケート調査において「食育に関心がある」と回答する人の割合 |

【主な実施計画事業等】

■道営農地整備事業 ■市営牧場整備事業 ■新規就農者確保対策事業 ■労働力確保対策事業 ■有害鳥獣駆除対策事業 ■農業・農村交流促進事業 ■畜産クラスター事業

【関係する個別計画】

■第2次名寄市農業・農村振興計画 ■第3次名寄市食育推進計画 ■名寄市農業振興地域整備計画

基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり

Ⅳ- 2 森林保全と林業の振興

森林は、木材利用のほか、国土保全や水源涵養機能などを有しており、この機能が十分発揮されるよう、市有林及び民有林の計画的な間伐や伐採、造林など適正管理に努めます。また、林業に従事する担い手育成に努めます。

【現状と課題】

木材価格の低迷などを背景に、森林所有者の施業意欲減退及び林業労働者の高齢化が進んでいるため、さらなる施業集約化が必要です。また、市有林においては、推進伐期に到達する森林面積が多いことから、状況に対応した計画的な伐採と植林が必要となっています。民有林においては、補助事業などを活用し計画的な森林整備を進める必要があります。さらに、林業従事者は高齢化が進んでいるため、即戦力・森林づくりの中核を担う人材の育成・確保が必要です。

【中期計画期間の方向性】

名寄市森林整備計画を遵守し作成する森林経営計画に基づき、補助事業を有効に活用しながら、森林の適正管理を推進します。また、環境との調和や地域材のブランド化を図るため、市有林・民有林が一体となった森林認証の取得を検討するなど林業の振興を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|---------------|-----------------|-----------------|---------------------------|
| 森林作業員就労人数 | 24人 (2017) | 30人 (2022) | 実際に市が負担した森林作業員の人数 |
| 民有林人工林除間伐実施面積 | 108ha (2017) | 150ha (2022) | 民有林における除伐、切捨間伐及び搬出間伐の実施面積 |
| 市有林皆伐面積 | 6ha (2017) | 20ha (2022) | 市有林における皆伐の実施面積 |

【主な実施計画事業等】

- 森林整備担い手対策事業(森林作業員就業条件整備事業) ■ 民有林林業振興推進事業
- 市有林造林事業

【関係する個別計画】

- 名寄市森林整備計画 ■ 森林経営計画

基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり

Ⅳ-3 商業の振興

商業組織の振興や街区の環境整備を推進するとともに、経営基盤の強化を図るため、各種支援策の充実、商工団体の機能強化に努めます。また、空き店舗対策や市街地の活性化事業、農林業施策と連携した商品開発に努めます。

【現状と課題】

大型店の進出、消費者ニーズの多様化、後継者不足などにより中心市街地の商店数は減少し、空洞化が進行しています。既存の商業者の廃業増加が見込まれる中、市外から移住し起業する者に対する補助制度の創設など創業・第二創業[※]の支援制度の補完・拡充が必要です。市内金融機関などとの連携強化を図り、国や道の融資制度の情報提供や、市内中小企業などの経営実態に即したきめ細やかな支援制度の検討が必要です。

【中期計画期間の方向性】

賑わいがある魅力的な商店街づくりや事業者の経営基盤の強化、地域商業の発展に向けた取組を推進します。また、経営の安定や設備投資を促すために国や道の施策の情報を提供するとともに中小企業などの経営実態に即した市融資制度の整備を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|---------------------------------|--------------|--------------------|------------------------|
| 創業支援事業を活用した創業件数 | 1件 (2017) | 5件 (2019～2022) | 補助金を活用して創業した件数 |
| 店舗支援事業を活用した店舗の新築などの件数 | 6件 (2017) | 25件 (2019～2022) | 補助金を活用して店舗の新築などを実施した件数 |
| 先端設備等導入計画 [※] の認定事業者件数 | — | 10件 (2019～2022) | 先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の件数 |

【主な実施計画事業等】

- 中心市街地近代化事業
- 街なかにぎわい事業
- 店舗支援事業
- 創業支援・事業承継事業
- 販路拡大事業
- 商工業振興基本計画の検討
- 中小企業・創業支援センターの検討

【関係する個別計画】

- 創業支援等事業計画
- 基本計画(地域未来投資促進法)
- 名寄市導入促進基本計画(生産性向上特別措置法)

基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり

Ⅳ-4 工業の振興

地場企業の育成と経営基盤の強化や経営の安定を図るため、支援制度を充実するとともに、新製品の開発、新技術の研究開発の促進を行い、産学官連携、産業クラスター※に向けた体制づくりに努めます。また、地域の特性を活かした企業誘致に向けたPR活動に努めます。

【現状と課題】

企業立地にかかる国や道の支援制度は幅広く、また、関係法令も多岐にわたり専門性が非常に高いことから、行政と商工業支援機関が積極的に情報の収集を行い、企業誘致や起業につながるよう継続した情報発信を行う必要があります。また、技能者の人材不足とりわけ若年技術者が不足していることから、技能者育成にかかる支援制度の見直し・拡充も含めた対策を今後も関係機関や団体と協議・検討していくことが必要です。

【中期計画期間の方向性】

新しい技術や製品開発力の向上に取り組める環境整備、企業支援・育成を図るとともに、農林業との連携による地域資源、気象条件、人材を活用した技術開発を進め、地域の特性を活かした企業誘致を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|----------------------------|--------------|--------------------|------------------------------|
| 創業支援事業を活用した創業件数 | 1件 (2017) | 5件 (2019～2022) | 補助金を活用して創業した件数 |
| 人材確保・工業技術者育成事業の利用件数 | 5件 (2017) | 20件 (2019～2022) | 補助金を活用して人材育成・技術者の育成を実施した事業者数 |
| <u>先端設備等導入計画</u> ※の認定事業者件数 | — | 10件 (2019～2022) | 先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の件数 |

【主な実施計画事業等】

- 既存企業の育成強化・各種助成制度の拡充
- 起業の促進
- 企業立地促進事業
- 新製品開発推進
- 商工業振興基本計画の検討
- 中小企業・創業支援センターの検討

【関係する個別計画】

- 創業支援等事業計画
- 基本計画(地域未来投資促進法)
- 名寄市導入促進基本計画(生産性向上特別措置法)

基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり

Ⅳ-5 雇用の安定

新卒者の就職支援と定着化や若年者の離職防止、また、中高年齢者や障がい者の就労支援と通年雇用化に努めます。さらに、パート労働者をはじめとする非正規労働者の労働条件の向上を目指すとともに、労働団体の育成を支援し関係機関との連携強化に努めます。

【現状と課題】

過疎化の進行や人口減少、少子高齢化とともに、景気の低迷が続く中、求人倍率は回復の傾向にありますが、業種ごとにアンバランスが生じているのが現状です。就業形態の多様化に伴い増加している非正規雇用及び正規雇用の労働条件改善に向けた取組を進めるとともに、勤労者の就業意識や雇用形態の多様化に伴い、従業員などの研修事業への派遣や技能労働者の育成を行い、職業能力の開発向上を図ることが必要です。

【中期計画期間の方向性】

技能・技術取得のための支援による人材育成、労働条件の向上と勤労者が健康で安心して働ける環境づくりを目指すとともに、関係機関と連携しながら人材・雇用の確保に関する支援や能力開発、技術習得機会の提供を図り、地元就職と定住促進を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-------------|-----------------|-----------------|---------|
| 新規高卒者の管内就職率 | 49.7% (2017) | 56.7% (2022) | 管内への就職率 |
| 季節労働者数 | 441人 (2016) | 355人 (2022) | 季節労働者数 |

【主な実施計画事業等】

- 雇用促進事業及び勤労者福祉推進事業
- 退職金制度普及及び促進事業
- 事業所内福祉施設支援事業
- 人材育成確保事業

【関係する個別計画】

基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり

Ⅳ-6 観光の振興

恵まれた自然と北国の文化を活かした広域観光と観光資源の発掘や商品開発に努めます。また、スキー場などの整備を行い、観光商品を国内外に広くPRするとともに、ホスピタリティ※を充実させインバウンド※と合わせ通年観光による観光客誘致に努めます。

【現状と課題】

観光の拠点として、恵まれた自然を活かした施設整備を進め、交流人口の拡大や地域の活性化を図ってきました。しかし、一律的な色彩の強い観光施策は、多様化する観光ニーズに十分対応したのではなく、新たな観光ニーズを見据える必要があります。また、観光関係組織の連携、観光客の受入環境の整備、各種イベント内容の見直しなど、既存の環境を充実させていくことが必要です。

【中期計画期間の方向性】

観光振興計画に基づき既存観光資源の保全、新たな観光資源の発掘、各種イベント内容、受入体制の充実を目指します。また、観光の振興は地域を活性化させる大きな効果が期待されるため、広域での連携を強化するとともに市外からの観光客の誘致促進を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-----------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 観光入込客数 | 44.6 万人 (2017) | 61.6 万人 (2021) | 観光入込客数 ※名寄市観光振興計画参考 |
| 外国人観光客宿泊数 | 1,094 泊 (2017) | 1,635 泊 (2021) | 訪日外国人観光客宿泊延数 ※名寄市観光振興計画参考 |

【主な実施計画事業等】

■観光振興事業 ■スキー場事業 ■なよろ温泉整備事業

【関係する個別計画】

■名寄市観光振興計画

基本目標 V 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

V-1 幼児教育の充実

子どもたちが健やかに育まれるよう、認定こども園・幼稚園や関係機関と小学校との連携を密にし、小学校への円滑な接続・移行に努めます。また、幼児教育を希望する子どもたちが平等に教育を受けられるよう、運営支援に努めます。

【現状と課題】

本市の幼児教育は、すべての認定こども園・幼稚園が子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付費[※]による施設運営に移行し、幼児教育の提供体制の充実が図られてきていますが、質の高い幼児教育を保障するためのさらなる体制の充実を図る必要があります。また、発達の遅れなどにより支援の必要な園児に対し最善の支援を提供していくためには、園児の就学に向けた小学校との連携を図るとともに、発達支援関係機関が連携し取組を推進していくことが必要です。

【中期計画期間の方向性】

認定こども園・幼稚園の子ども・子育て支援新制度に基づく施設運営に対する支援、体制の充実を図ります。また、すべての園児が希望をもって就学できるよう、小学校や関係機関との連携を深め、小学校教育への円滑な接続・移行に向けた取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|----------------------|----------------|----------------|---|
| 支援が必要な乳幼児の幼児教育受入施設数 | 4カ所 (2016) | 5カ所 (2022) | 新制度に移行した認定こども園・幼稚園の受入施設数 |
| 特定教育の必要量の確保 | 285人 (2016) | 465人 (2022) | 新制度に移行した認定こども園・幼稚園における特定教育の定員数 |
| 幼児教育・保育における小学校への接続人数 | 138人 (2016) | 206人 (2022) | 新制度に移行した認定こども園・幼稚園・保育園における小学校との連携・接続を見通した教育・保育課程を受けた児童数 |

【主な実施計画事業等】

- 民間特定教育・保育施設への運営支援

【関係する個別計画】

- 名寄市子ども・子育て支援事業計画

基本目標Ⅴ 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

V-2 小中学校教育の充実

生きる力を育てる教育や特別支援教育、国際理解教育、情報教育等の社会の変化に対応する力を育てる教育などの充実、教職員の資質向上や地域社会と連携した信頼される学校づくりの推進、教育効果を高めるための計画的な学校施設の整備に努めます。

【現状と課題】

知・徳・体の調和のとれた子どもの育成が望まれており、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組を通じた授業改善、道徳教育の充実、スポーツ・合宿推進課と連動した体力づくりの取組が必要です。また、信頼される学校づくりが求められていることから、保護者などへの教育活動状況などの発信や教職員の研修の充実が必要です。さらに、安全安心な教育環境の整備が期待されており、危機管理体制の確立や学校施設の保全対応が必要です。

【中期計画期間の方向性】

子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育の提供、学校と家庭・地域が目標を共有し協働して課題に対応する「地域とともにある学校」づくり、研修による教職員の資質向上、危機管理体制の確立と安全に過ごせる学校施設の補修・改築事業を進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|----------------------|-------------------|---------------------|---------------------------------|
| 全国学力・学習状況調査全科目の結果 | — | 全科目 全国平均以上 | 毎年度上回ることを目標とする |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 | — | 体力合計点 全国平均以上 | 毎年度上回ることを目標とする |
| 学校運営協議会の設置状況 | 小学3中学1校 (2017) | 全小・中学校に 設置(2022) | 保護者及び地域住民等の学校運営への参画促進のため設置する協議会 |

【主な実施計画事業等】

■教育改善プロジェクト委員会推進事業 ■心の教室相談員配置事業 ■コミュニティ・スクールの導入 ■スクールバス運行事業 ■小中学校施設補修・耐震事業 ■市内小中学校改築事業

【関係する個別計画】

■名寄市学校教育推進計画 ■名寄市小中学校適正配置計画 ■名寄市小中学校施設整備計画

基本目標 V 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

V-3 高等学校教育の充実

高等学校の再編整備にあたっては、関係機関と連携を図り、高校進学者数に見合った間口の調整や生徒の希望に沿った学ぶ環境の維持などの取組を進めるとともに、地域を担う人材を育成する魅力ある高校づくりに向けた支援体制の充実に努めます。

【現状と課題】

高等学校教育においては、国際化・高度情報化の進展など、様々な社会の変化に対応できる人材の育成が求められる中、上川北学区では少子化の進行に伴う中卒者数の減少から、平成 32 年度（2020 年度）には市内道立高校の1間口削減が検討されています。高校進学希望者数に見合った募集定員の確保、生徒の希望に沿った学ぶ環境の整備など、地域の実情を考慮した適正規模の高校配置が必要です。

【中期計画期間の方向性】

市内の望ましい高校配置については、生徒の希望に沿った学ぶ環境の整備や地域の産業を支える人材育成などが重要なことから「名寄市内高等学校在り方検討会議※」で議論された学科や学校の再編のあり方、有効な支援策などを検討しながら進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|--------------|-----------------|-----------------|--------------------------|
| 高校生資格取得支援者人数 | 166 人 (2017) | 200 人 (2022) | 平成 29 年度(2017 年度)から事業を実施 |

【主な実施計画事業等】

■名寄市高校生資格取得支援事業 ■名寄産業高等学校入試受験者交通費等支援事業

【関係する個別計画】

基本目標V 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

V-4 大学教育の充実

将来構想の推進など、長期的視野に立った大学運営を進めるとともに、地域性を重視した大学として、施設及び設備の充実を図ります。また、蓄積した教育研究を地域経済、地域社会の発展等に活用するとともに、公開講座などの開催により市民に開かれた大学になるよう努めます。

【現状と課題】

保健福祉学部再編強化に伴う大型の施設整備は概ね終了しましたが、今後は老朽化した既存施設の改修や維持管理が大きな課題となっています。また、本市が設置する大学として、質の高いケアの専門職の養成や地域の政策課題への関わりなどが求められることから、知の拠点である大学として、子ども・障がい者・高齢者をはじめとするすべての市民がこの地域で安心して暮らせる環境づくりに貢献していくことが必要です。

【中期計画期間の方向性】

大学の理念及び目的を達成するため、教育研究のさらなる充実に努めるとともに地域性を重視した大学として、施設及び設備の整備・充実を推進します。また、公開講座の開催など地域貢献に資する事業を進めるとともに、学生が卒業後も本市に定着するよう取組を推進します。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|---------------------------|--------------|---------------|------------------|
| 卒業生市内就業者数 | 7人 (2017) | 20人 (2022) | 年度ごとの卒業生の市内就業者数 |
| 企業情報提供機会 (ミニジョブカフェ) | 1回 (2017) | 2回 (2022) | 年度ごとのミニジョブカフェ開催数 |
| 公開講座の開催回数 | 4回 (2017) | 5回 (2022) | 年度ごとの公開講座開催数 |
| リカレント [※] 講座開催回数 | 6回 (2017) | 7回 (2022) | 年度ごとのリカレント講座開催数 |

【主な実施計画事業等】

■ 給付型奨学金等給付事業 ■ コミュニティケア教育研究センター活動推進事業 ■ 名寄市立大学卒業生の地元定着化推進事業 ■ 既存校舎等改修事業 ■ 校舎バリアフリー化推進事業

【関係する個別計画】

■ 名寄市立大学の将来構想(ビジョン 2026)

基本目標 V 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

V-5 生涯学習社会の形成

市民が生涯にわたって主体的に学び、心豊かな人生を送ることができるよう、社会教育拠点施設の整備や指導者の育成、学習活動の推進など、生涯学習環境の充実に努めます。

【現状と課題】

市民のライフスタイルの多様化や地域の教育力の低下などが指摘されており、市民が積極的に学び、社会参加する環境づくりが必要です。また、市立名寄図書館など建築から年数が経過している社会教育施設が多いことから、改修などの施設整備に向けた検討が必要です。市立天文台は、市内外から多くの来訪者を迎え、各種研究機関などとの交流も図られていることから、今後も研究施設としての役割を果たしていく必要があります。

【中期計画期間の方向性】

市民が生涯にわたって主体的に学び、充実した人生を送ることができる環境の充実、社会参加の促進に向けた取組、社会教育施設の計画的な整備に向けた検討を進めます。また、市立天文台を活用した市内外への情報発信や交流事業を進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-----------|--------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 市民講座参加者数 | 302 人 (2017) | 320 人 (2022) | 名寄市公民館、風連公民館、智恵文公民館で開催した市民講座の参加者数 |
| 北国博物館来訪者数 | 11,765 人 (2017) | 12,000 人 (2022) | 年度ごとの特別展や各種事業を含めた北国博物館の利用人数 |
| 図書館入館者数 | 41,839 人 (2017) | 42,000 人 (2022) | 年度ごとの市立名寄図書館の入館者数 |
| 天文台来訪者数 | 12,278 人 (2017) | 12,500 人 (2022) | 年度ごとの星まつりなどの事業も含め天文台に来訪した人数 |

【主な実施計画事業等】

■ 公民館市民講座 ■ 図書館本館の改築 ■ 高齢者学級運営事業 ■ 公民館分館事業

【関係する個別計画】

■ 名寄市社会教育推進計画 ■ 第3次名寄市子どもの読書活動推進計画

基本目標V 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

V-6 家庭教育の推進

子どもたちの健全育成の基盤である家庭における教育力の向上を図り、家庭の孤立を防ぐため、幼稚園と連携した家庭教育学級の開設や講座の開催など、親子のコミュニケーションを深める機会の提供に努めます。また、子育てに配慮した環境づくりなどについて企業への啓発に努めます。

【現状と課題】

家庭を取り巻く社会環境の変化に伴い、子どもの基本的な生活習慣や他者への思いやりの心を育む家庭の教育力の低下が指摘されており、学習機会や親同士のさらなる交流促進を図る情報交換の場づくりが必要です。また、地域コミュニティの低下などによる子育て家庭の孤立や地域の教育力の低下が指摘されていることから、家庭・地域・企業が一体となって社会全体の教育力の向上を図ることが必要です。

【中期計画期間の方向性】

家庭の孤立を防ぎ、親が自信を持って子育てができるよう、学習・交流機会の充実を図るとともに、家庭や学校、地域などの連携・協力体制の構築等、地域力向上のための取組を進めます。また、豊かな心を育む体験や親子のふれあう機会の充実に向けた取組を進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|----------------|----------------|----------------|----------------------|
| 家庭教育学級実施事業参加者数 | 374人 (2017) | 380人 (2022) | 家庭教育学級で実施した事業の参加者数 |
| 家庭教育合同講座参加者数 | 65人 (2017) | 70人 (2022) | 家庭教育学級合同で実施した事業の参加者数 |
| 家庭教育支援講座参加者数 | 40人 (2017) | 50人 (2022) | 市が実施した家庭教育支援講座の参加者数 |

【主な実施計画事業等】

■家庭教育学級事業 ■家庭教育支援事業

【関係する個別計画】

■名寄市社会教育推進計画

基本目標V 生きる力と豊かな文化の育むまちづくり

V-7 生涯スポーツの振興

スポーツを通じて子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりを進めるとともに、スポーツによる市民の健康づくりに努めます。また、冬季スポーツ拠点化事業を推進し、本市の特徴を活かした冬季スポーツの環境整備を行い、幅広くジュニア選手の育成ができる地域づくりに努めます。

【現状と課題】

少子高齢化やライフスタイルの変化などにより市民のスポーツに対するニーズが多様化していることから、施設の改修や適正配置が必要です。また、子どもたちのスポーツ離れ、体力低下が指摘されていることから、スポーツと出会う機会の創出、指導者の確保、ジュニア選手の一貫した育成システムの構築が必要です。さらには、人口減少が地域に与える影響が大きいことから、スポーツによる交流人口の拡大を図るため、通年での合宿などを受入可能とする環境整備も必要です。

【中期計画期間の方向性】

国の第2期スポーツ基本計画の理念に基づき、本市の特徴を活かしたスポーツ事業を進めます。市立病院や大学などと連携した新しいスポーツ振興の姿を模索することやスポーツと産業などを結び付けたスポーツによる地域振興、将来的なUJターンにもつながる交流・関係人口の拡大を進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|-------------------|------------------|---------------------|---------------------------------------|
| 親子参加型スポーツイベント参加人数 | — | 800人 (2019～2022) | スポーツとの出会い、きっかけづくりによる親子参加型スポーツイベント参加人数 |
| ジュニア選手全国大会出場人数 | 8人 (2016) | 15人 (2022) | 年度ごとのジュニア育成の成果により冬季スポーツ全国大会に出場した選手の人数 |
| スポーツ合宿入込人数 | 8,081人 (2017) | 10,000人 (2022) | スポーツの合宿で市内に宿泊した人数 (延べ宿泊数) |
| 全国規模スポーツ大会参加人数 | 360人 (2016) | 600人 (2022) | 市内で開催した全国規模の冬季スポーツ大会に参加した選手の人数 |

【主な実施計画事業等】

■生涯スポーツ推進事業 ■冬季スポーツ拠点化事業

【関係する個別計画】

■名寄市社会教育推進計画 ■名寄市観光振興計画

基本目標V 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

V-8 青少年の健全育成

未来を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての人間性や社会性を身につけることができるよう、様々な体験活動や地域交流、ボランティア活動を推進するとともに、安全で健やかな成長に向けた体制づくりに努めます。

【現状と課題】

少子化などにより地域子ども会の活動が困難になり、地域と子どもたちの関係が希薄になっていることから、子どもたちの体験・交流機会の充実が必要です。また、児童生徒を犯罪から守るため、地域全体の見守り体制が求められており、地域の連携強化を図るとともに、不登校の防止や相談体制の充実が必要です。さらには、児童センターの老朽化や児童クラブと民間学童施設の利用料金の格差などが指摘されていることから、施設整備や利用料金などの検討が必要です。

【中期計画期間の方向性】

子ども会育成連合会と連携し、子ども体験・交流事業を進めます。また、青少年の健全育成を図るため、教育相談体制、児童館、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実に向けた取組や児童センターの施設整備、利用料金などについての検討を進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|----------------|-------------------|-------------------|---|
| 子ども体験・交流事業参加者数 | 72人 (2017) | 90人 (2022) | 都会っ子交流、へっちゃ LAND、わくわく！体験交流会参加者数 |
| 児童館来訪者数 | 19,886人 (2017) | 19,500人 (2022) | 名寄市児童センター・風連児童会館の年間利用者数 |
| 放課後児童クラブ登録数 | 274人 (2017) | 290人 (2022) | 公設児童クラブ・民間学童保育所に登録している児童数 |
| 放課後子ども教室参加者数 | 32人 (2017) | 40人 (2022) | 年度ごとの名寄地区及び風連地区で開催している小学生教室及び中学校教室の参加者数 |

【主な実施計画事業等】

- 放課後子ども教室の充実
- 青少年活動事業の実施
- 子どもの安全安心を守る活動推進
- 児童館の整備
- 教育相談体制の充実
- 放課後児童クラブの充実
- 子どもの体験学習事業

【関係する個別計画】

- 名寄市社会教育推進計画
- 名寄市子ども・子育て支援事業計画

基本目標 V 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

V-9 地域文化の継承と創造

市民が感動や生きる喜びを感じ、創造力にあふれる豊かな人生を送ることができるよう、文化施設の整備や指導者の育成、文化振興のための基盤整備を進めるとともに、拠点施設を中心とした鑑賞機会や参加機会の充実を図るなど、文化の創造と団体の育成に努めます。

【現状と課題】

市民文化センターとふうれん地域交流センターを拠点としてさらに多くの市民が文化芸術に親しむ機会の拡充が期待されることから、関係団体などとの連携・協働による発表や鑑賞機会の充実が必要です。また、本市の歴史や文化財、郷土芸能について、各種展示会などを通じての普及啓発や次世代への継承が求められており、調査や保存、市民の理解を深める取組の充実が必要です。

【中期計画期間の方向性】

文化芸術活動への参加・発表・鑑賞機会の充実を図るとともに、文化施設を核として、市民が文化芸術に親しむ環境づくりを進めます。また、文化財を保護するため、普及啓発に取り組むとともに、指定文化財や郷土芸能の継承に向けた支援を進めます。

【主な成果指標】

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
|----------------|-----------------|-----------------|---------------------------------|
| 来場者アンケートによる満足度 | 84% (2016) | 85% (2022) | なよろ舞台芸術劇場実行委員会の主催または共催による芸術鑑賞事業 |
| 市民文化祭事業 | 50 団体 (2016) | 50 団体 (2022) | 年度ごとの出展及び出演団体数 |

【主な実施計画事業等】

- 市民と協働による文化芸術推進事業
- 文化講演会の開催
- 地域の歴史、自然、文化に関する普及啓発
- 文化財の保護と伝承活動の支援

【関係する個別計画】

- 名寄市社会教育推進計画

名寄市総合計画(第2次)中期基本計画期間における財政計画の規模

1 名寄市中期財政計画の意義

財政計画は、総合計画を実施する裏付けとなるもので、過去の決算状況や今後の状況、想定される事業等の予測を基に作成したものです。

総合計画が実行性を持つためには、財政計画との整合性が基本となりますが、人口減少や少子高齢化にともなう経済構造の変化や公共施設・公共インフラの老朽化、長寿化への対応、さらには、普通交付税の合併算定替え措置分の減少などから、名寄市においては収支不足が発生することが予想されます。

このため、基金などを活用しながら、財政計画を策定しました。

2 名寄市総合計画(第2次)中期基本計画期間における財政計画

(1) 策定の基本的な考え方

・財政計画は、現行制度を基本として、過去の決算額や直近の予算額などを基礎として、計画期間における歳入と歳出を見込んでいきます。よって、国や北海道における各制度の見直しについては、平成30年(2018年)11月時点で把握可能な情報に基づき、一般会計を基本とする財政計画を策定しています。

(2) 各年度の歳入

- ・市税の市民税については、人口ビジョンを基礎として推計しました。
- ・各種交付金や使用料及び手数料は、過去の決算額や直近の予算額を基礎として推計しました。
- ・地方交付税は中期基本計画期間で想定される

る事業に基づき新発債を見込み推計しました。

- ・国・道支出金は中期基本計画期間で想定される事業に基づいて推計しました。
- ・繰入金は、財政調整基金、公共施設整備基金などからの繰り入れを基本として推計しました。
- ・市債は、中期基本計画期間中に想定される普通建設事業と連動させて推計しました。

(3) 各年度の歳出

- ・人件費、扶助費、公債費など義務的な経費と既に実施している施策を継続するための経費を推計し計上しています。
- ・普通建設事業費は、中期基本計画期間で想定される事業に基づき推計しました。
- ・物件費、維持補修費、負担金補助及び交付金は過去の決算額や直近の予算額を基礎としながら、新たな費用についても考慮し推計しました。
- ・各特別会計への繰出金については、把握可能な情報に基づき、普通建設事業費負担などを考慮して推計しました。

3 名寄市総合計画(第2次)中期実施計画の規模の設定

計画の規模は、実施計画の事業費で定め、本計画の当初では「中期実施計画の規模」として概ね250億7,644万円とします。

中期実施計画は、財政計画と整合性を持たせ策定したものです。

なお、中期・後期実施計画の規模については、毎年度、計画の見直しを実施し(ローリング) それらの状況をもとに後年度別に設定します。

名寄市総合計画(第2次)中期実施計画の事業費(平成31年度(2019年度)～平成34年度(2022年度))

※概数

| 施策の柱 | | 事業費(千円) |
|-------|-----------------------------|------------|
| 基本目標Ⅰ | 市民と行政との協働によるまちづくり | 319,886 |
| 基本目標Ⅱ | 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり | 4,212,403 |
| 基本目標Ⅲ | 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり | 9,184,860 |
| 基本目標Ⅳ | 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり | 9,361,098 |
| 基本目標Ⅴ | 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり | 1,998,200 |
| 総計 | | 25,076,447 |

名寄市総合計画(第2次)中期基本計画期間における財政計画の規模

重点プロジェクトの事業費(平成31年度(2019年度)～平成34年度(2022年度)) ※概数

| 重点プロジェクト名 | 事業本数 | 事業費(千円) |
|-----------------|------|-----------|
| 経済元気化プロジェクト | 18 | 3,542,328 |
| 安心子育てプロジェクト | 29 | 3,459,274 |
| 冬季スポーツ拠点化プロジェクト | 9 | 842,596 |

4 名寄市の財政(平成25年度(2013年度)～平成29年度(2017年度))

【歳入】

| | 自主財源 | | | | 依存財源 | | | |
|----------------|----------------|-----------|-------------|--------------|----------|--------------|--------------|-----------|
| | 市税 | 使用料手数料 | 繰入金 | その他 | 地方交付税 | 国道支出金 | 地方債 | その他 |
| 平成25年度(2013年度) | 総額 214億2,231万円 | | | | (単位:百万円) | | | |
| | 3,075(14.4%) | 864(4.0%) | 1,274(5.9%) | 9,169(42.8%) | | 3,981(18.6%) | 1,971(9.2%) | 665(3.1%) |
| 平成26年度(2014年度) | 総額 225億2,384万円 | | | | | | | |
| | 3,079(13.7%) | 849(3.8%) | 1,231(5.5%) | 9,074(40.3%) | | 3,758(16.7%) | 3,271(14.5%) | 688(3.1%) |
| 平成27年度(2015年度) | 総額 236億9,122万円 | | | | | | | |
| | 3,070(13.0%) | 827(3.5%) | 1,354(5.7%) | 9,134(38.6%) | | 4,175(17.6%) | 4,076(17.2%) | 943(4.0%) |
| 平成28年度(2016年度) | 総額 237億9,844万円 | | | | | | | |
| | 3,076(12.9%) | 829(3.5%) | 1,777(7.5%) | 9,253(38.9%) | | 3,644(15.3%) | 4,220(17.7%) | 865(3.6%) |
| 平成29年度(2017年度) | 総額 226億3,068万円 | | | | | | | |
| | 3,081(13.6%) | 845(3.7%) | 1,606(7.1%) | 8,944(39.5%) | | 3,609(15.9%) | 3,108(13.7%) | 924(4.1%) |

【歳出】

| | 義務的経費 | | | 投資的経費 | | その他 | | | |
|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
| | 人件費 | 扶助費 | 公債費 | 普通建設事業費 | 災害復旧費 | 物件費 | 補助費等 | 繰出金 | その他 |
| 平成25年度(2013年度) | 総額 209億8,385万円 | | | | | | | | |
| | 3,380(16.1%) | 1,928(9.2%) | 2,614(12.5%) | 2,673(12.7%) | 2,238(10.7%) | 3,465(16.5%) | 1,952(9.3%) | | 2,735(13.0%) |
| 平成26年度(2014年度) | 総額 220億5,663万円 | | | | | | | | |
| | 3,324(15.1%) | 2,072(9.4%) | 2,304(10.4%) | 4,472(20.3%) | 199(0.9%) | 2,434(11.0%) | 3,570(16.2%) | 2,022(9.2%) | 1,659(7.5%) |
| 平成27年度(2015年度) | 総額 230億4,578万円 | | | | | | | | |
| | 3,409(14.8%) | 1,992(8.6%) | 2,232(9.7%) | 4,915(21.3%) | 75(0.3%) | 2,505(10.9%) | 3,112(13.5%) | 1,965(8.5%) | 2,841(12.3%) |
| 平成28年度(2016年度) | 総額 234億882万円 | | | | | | | | |
| | 3,575(15.3%) | 2,453(10.5%) | 2,225(9.5%) | 4,656(19.9%) | 109(0.5%) | 2,425(10.4%) | 3,429(14.6%) | 1,903(8.1%) | 2,633(11.2%) |
| 平成29年度(2017年度) | 総額 221億4,799万円 | | | | | | | | |
| | 3,583(16.2%) | 2,520(11.4%) | 2,255(10.2%) | 3,311(14.9%) | 1(0.0%) | 2,706(12.2%) | 3,662(16.5%) | 1,980(8.9%) | 2,131(9.6%) |

■歳入では、市税はほぼ横ばいで推移しておりますが、投資的経費の伸びにより地方債が増加しております。

■歳出では、人件費、扶助費の増加により義務的経費が増加しております。

■地方債を財源とする投資的経費の増加により、今後は公債費が増加傾向に転じる見込みです。また、人口減少による税収の低下や、地方交付税の合併算定替えの措置分の減少などにより歳入は減少する見込みです。限られた財源の中で安定的な行政サービスを提供するため、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めます。

実施計画の概要

名寄市総合計画(第2次) 想定される計画事業(中期実施計画)

| 基本目標 | 主要施策 | 事業名(個別事業名) | 重点 | 区分 | 事業内容 | 担当部課 |
|--------------------------------|------|---------------------|----|----|---|-------|
| 基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり | | | | | | |
| 市民主体のまちづくりの推進 | | まちづくり推進事業 | | 継続 | 個人・団体が取り組む地域活性化に関する特産品の開発研究・イベント開催・人材育成等の一部経費を助成 | 企画課 |
| | | 地域コミュニティのあり方の検討 | | 継続 | 町内会、地域連絡協議会など、地域コミュニティの活性化に向けた今後のあり方について検討 | 企画課 |
| | | 町内会連合会補助事業 | | 継続 | 構成町内会の連携強化や住民福祉の増進を図る「町内会連合会」に対する支援 | 企画課 |
| | | 地域連絡協議会等活動支援事業 | | 継続 | 地域連絡協議会が行う町内会単位の枠を越えた取組等に対する支援(運営費、活動費) | 企画課 |
| | | 町内会自治活動交付金事業 | | 継続 | 市広報紙の配布などコミュニティづくりを促進する地域活動に対する、町内会への支援(均等割、世帯割) | 企画課 |
| | | 多様な媒体による広報の推進 | | 継続 | 多様な媒体による市政情報の積極的な発信等の検討 | 企画課 |
| | | 多様な広聴機会の創出 | | 継続 | 出前トーク、市長室開放、その他懇談会の開催等 | 企画課 |
| 人権尊重と男女共同参画社会の形成 | | 男女共同参画推進事業 | | 継続 | 男女共同参画先進企業や個人・団体への表彰等 | 企画課 |
| 交流活動の推進 | | 名寄市・鶴岡市姉妹都市交流事業 | | 継続 | 「名寄・藤島交流友の会」への運営支援を行うことで、「友の会」間の相互訪問、特産品の販売交流等を通じた友好交流を推進 | 交流推進課 |
| | | 名寄市・杉並区交流自治体交流事業 | | 継続 | 都市交流実行委員会を通じて行う、人・物・文化等の幅広い交流に取り組むことで、友好交流を推進 | 交流推進課 |
| | | ふるさと会交流事業 | | 継続 | ふるさと名寄市の応援団である、各ふるさと会の支援、様々な交流活動の円滑な実施、市民との交流の推進等を図る | 交流推進課 |
| | | 名寄市・リンゼイ姉妹都市交流事業 | | 継続 | 「名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会」への運営を支援し、高校生の相互派遣等を通じた友好交流を推進 | 交流推進課 |
| | | 名寄市・ドーリンスク市友好都市交流事業 | | 継続 | 「名寄・ドーリンスク友好委員会」への運営を支援し、訪問団の相互派遣等を通じた友好交流を推進 | 交流推進課 |
| | | 名寄市・台湾交流事業 | | 継続 | 国内外の様々な分野で活躍できる人材の育成、交流人口拡大による地域の活性化等を図るための、教育旅行受入事業等の取組 | 交流推進課 |
| | | 移住促進事業 | 経 | 継続 | 移住促進のための情報発信、受入体制の整備及び移住者向け「お試し移住住宅」の整備、管理運営 | 営業戦略課 |
| 広域行政の推進 | | 定住自立圏推進事業 | | 継続 | 圏域の人口定住、活性化に向けた広域連携を推進するため、定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 | 総合政策室 |
| 健全な財政運営 | | ふるさと納税の推進 | | 継続 | 名寄市の特色を活かしたふるさと納税事業や返礼のあり方等を検討 | 総務課 |
| 効率的な行政運営 | | 研修事業 | | 継続 | 人材育成方針に基づき、求められる人間像、持つべきスキルに応じた計画的な研修開催等による人材育成 | 総務課 |
| | | 庁舎のあり方の検討 | | 新規 | 行政の拠点である庁舎については老朽化が進んでいるため、災害時における機能確保や分散する庁舎の集約など、今後の庁舎のあり方を検討 | 総務課 |

実施計画の概要

名寄市総合計画(第2次) 想定される計画事業(中期実施計画)

| 基本目標 | 主要施策 | 事業名(個別事業名) | 重点 | 区分 | 事業内容 | 担当部課 |
|--------------------------------------|-------------------|------------|----|----|--|--------|
| 基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり | | | | | | |
| 健康の保持増進 | 健康づくり運動推進事業 | | | 継続 | チャレンジデー・健康まつり負担金、補助金、健康づくり地区組織活動の支援 | 保健センター |
| | 生活習慣病予防等活動事業 | | | 継続 | 健康診査、健康相談、健康教室、健康マイレージ、機能訓練 | 保健センター |
| | がん検診事業 | | | 継続 | 各種がん検診 | 保健センター |
| | 特定不妊治療費助成事業 | 安 | | 継続 | 不妊治療(体外受精・顕微授精及び男性不妊治療)に要する費用の一部助成 | 保健センター |
| | 母子健康支援・親子教室事業 | 安 | | 継続 | 妊婦一般健康診査、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診、親子教室等を実施 | 保健センター |
| | 産婦健康診査・産後ケア事業 | 安 | | 新規 | 【産婦健康診査事業】産後2週間、1カ月などの産婦に対する健康診査にかかる費用2回分までを助成 【産後ケア事業】家族等からの十分な家事・育児などの援助が受けられず、産後(4か月未満)の体調や育児に不安を感じている方などに対して、きめ細かい支援を実施するため助産師(民間)が訪問し、その費用の一部を助成 | 保健センター |
| | 感染症対策事業 | 安 | | 継続 | 高齢者へのインフルエンザ・肺炎球菌予防接種、乳幼児等への4種混合、MRワクチン等の予防接種 | 保健センター |
| 地域医療の充実 | 地域医療支援事業の推進 | | | 継続 | 地域医療の充実のため、近隣医療機関に対し専門診療、夜勤、休日勤務等の診療応援のための人員を派遣 | 市立病院 |
| | 道北北部連携ネットワークの拡大 | | | 継続 | ポラリスネットワークの対象病院の拡大・利用の推進を通じて、病院機能の分化を補完するとともに、地域住民の救命率の向上を図る | 市立病院 |
| | 地域包括ケアシステムの役割分担 | | | 継続 | 市立総合病院は救急を含む急性期、東病院は慢性期、国保診療所はかかりつけ・在宅医療などの役割を担う | 市立病院 |
| | 医療スタッフの充実 | | | 継続 | 各施設に求められる医療の維持、充実を図るために、医師、看護師等の医療スタッフの確保と充実を図る | 市立病院 |
| | 名寄市開業医誘致助成事業 | 安 | | 継続 | 市内に新たに診療所を開業しようとする者に対し、診療所の開設に要する経費の一部を助成することにより、名寄市の地域医療体制の充実を図り、もって住み慣れたこの地域で市民が安心して適切な医療を受け、健やかに暮らせることに寄与する | 保健センター |
| | 市立病院救命救急センター施設整備 | 安 | | 継続 | 専門医による重篤な患者への早期の適切な治療開始を目的とした機能・機材を適宜整備 | 市立病院 |
| | 新名寄市病院事業改革プランの推進 | | | 継続 | 平成28年度(2016年度)に策定したプランを着実に実行し、各病院の機能分担を明確化、経営効率化やネットワーク化等を推進 | 市立病院 |
| 子育て支援の推進 | 市立保育所整備事業 | 安 | | 継続 | 老朽化が著しい保育所を整備 | こども未来課 |
| | 民間特定教育・保育施設への運営支援 | 安 | | 継続 | 子ども・子育て支援法に伴う、民間特定教育・保育施設への施設型給付費 [※] の給付 | こども未来課 |

実施計画の概要

名寄市総合計画(第2次) 想定される計画事業(中期実施計画)

| 基本目標 | 主要施策 | 事業名(個別事業名) | 重点 | 区分 | 事業内容 | 担当部課 |
|----------|------|----------------------------------|----|----|--|--------|
| 子育て支援の推進 | | 名寄市待機児童解消緊急対策事業 | 安 | 継続 | 保育士並びに保育士資格を取得予定の学生への支援及び潜在保育士の就職支援を行い、保育の担い手となる保育士を確保する | こども未来課 |
| | | 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業 | 安 | 継続 | 乳幼児期の紙おむつ処理に要する有料ごみ袋を、月齢に応じて定めた枚数分を無償で支給 | こども未来課 |
| | | 乳幼児等医療給付事業 | 安 | 継続 | 小学生までの医療費助成、独自拡大により全額助成実施(小学生は入院のみ対象) | こども未来課 |
| | | 地域子育て支援拠点事業 | 安 | 継続 | 子育て支援施設での就学前児童親子の子育て支援 | こども未来課 |
| | | 子育て支援活動助成事業 | 安 | 継続 | 名寄市は転勤族が多く、親兄弟姉妹等の頼れる身内が近くにいない家庭も多く、子育ての孤立化を防ぐために、行政の支援だけでなく保護者が自主的に考え企画運営する共助による子育て支援への助成 | こども未来課 |
| | | ファミリー・サポート・センター事業 | 安 | 継続 | 登録会員が有償ボランティアで実施する、サービス提供による子育て支援 | こども未来課 |
| | | 子ども家庭総合支援拠点事業 | 安 | 統合 | ・子ども家庭支援全般に係る業務 … 実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整 ・要支援児童及び要保護児童等への支援業務 … 危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市町村が行う指導。 ・関係機関との連絡調整 ・その他の必要な支援 … 一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 | こども未来課 |
| | | ひとり親家庭等医療給付事業 | 安 | 継続 | ひとり親家庭等の母または父及び児童に係る医療費助成 | こども未来課 |
| | | こども発達支援事業 | 安 | 継続 | サービス等利用計画に基づき、個別の支援計画を作成し、その子にあった支援を実施 | こども未来課 |
| | | 相談支援事業 | 安 | 継続 | 発達に心配のある子どもに対して、保護者の意向に基づき、サービス等利用計画を作成し、定期的にその計画の見直しを実施 | 社会福祉課 |
| 地域福祉の推進 | | 町内会ネットワーク事業 | | 継続 | 町内会、老人クラブ、民生委員児童委員等が連携してネットワークを構築し、支援を必要とする方々を地域で支える仕組みづくりを行う、社会福祉協議会の事業に対する補助金 | 社会福祉課 |
| | | 社会福祉協議会運営事業費補助金 | | 継続 | 地域福祉の推進を目的に各種事業を実施する社会福祉協議会に対する運営補助金 | 社会福祉課 |
| | | 生活困窮者自立支援事業 | | 継続 | 生活保護に至る前の生活に困窮している方からの多様で複雑化した相談を、専門相談員が相談者の悩みに応じた助言や自立支援プランを作成することで、自立に向けて支援をおこなう | 社会福祉課 |
| | | 低所得者の冬の生活支援事業(福祉灯油支援事業・冬の生活支援事業) | | 継続 | 冬冷暖房燃料の購入が生活費に大きな影響を与える低所得の世帯に対し、灯油券及び採暖用電気料の一部を支援 | 社会福祉課 |
| 高齢者施策の推進 | | 一般介護予防事業 | | 継続 | 介護予防の取組を強化するため、住民主体の通いの場を充実させ、リハビリ専門職の派遣、介護予防に関する普及啓発などを実施 | 高齢者支援課 |

実施計画の概要

名寄市総合計画(第2次) 想定される計画事業(中期実施計画)

| 基本 目標 | 主要施策 | 事業名(個別事業名) | 重点 | 区分 | 事業内容 | 担当部課 |
|----------|-----------|--|----|----|--|--------------------|
| | 高齢者施策の推進 | 認知症総合支援事業 | | 継続 | 今後増加する認知症の人やその家族を、地域や関係機関が支えていける施策を講じる | 高齢者支援課 |
| | | 介護予防・生活支援サービス事業 | | 継続 | 要支援者等が要介護状態になることを予防するため、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス等を実施 | 高齢者支援課 |
| | | 介護サービス提供基盤等整備事業 | | 継続 | 高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護サービス提供基盤の整備を促進 | 高齢者支援課 |
| | | (仮称)介護人材就労定着支援事業 | | 新規 | ・介護職員初任者等研修受講費用の助成 ・資格保持者への就職支度金の助成 ・介護職場説明会・事業者向け研修会の開催 | 高齢者支援課 |
| | | しらかばハイツ等施設整備事業 | | 継続 | 特別養護老人ホーム・デイサービスセンターにおける各種施設設備について、老朽化により更新が必要となるものについて更新 | 事業団担当 (しらかばハイツ) |
| | | 清峰園等施設設備等更新事業 | | 継続 | 特別養護老人ホーム・デイサービスセンターにおける各種施設設備について、老朽化により更新が必要となるものについて更新 | 事業団担当 (清峰園) |
| | | 除雪サービス事業 | | 継続 | 除雪困難な高齢者世帯等に対し除雪費用及び屋根雪下ろし費用の一部を助成 | 高齢者支援課 |
| | | 医療介護連携情報共有ICT [※] 構築事業 | | 新規 | 医療データと介護事業所データを相互活用し、医療・介護・福祉などの支援関係者が随時連携できる情報共有システム、住民参加型ポータル画面の2事業を組み合わせたICTネットワークを構築する | 高齢者支援課 |
| | 障がい者福祉の推進 | 成年後見制度利用支援事業 | | 継続 | 成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援し障がいのある人の権利擁護を図る | 社会福祉課 |
| | | グループホームの設置促進 | | 継続 | 地域生活に移行する障がい者の居住支援として、グループホームを整備 | 社会福祉課 |
| | | 重度障害者ハイヤー料金助成事業 / 重度視力障害者電話料助成事業 | | 継続 | 通院等のために、市内で利用するハイヤー料金の一部を助成することで、障がい者等の福祉の増進を図る | 社会福祉課 |
| | | 基幹相談支援センター事業 | | 継続 | 地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者等の相談支援に関する業務を、ワンストップで総合的・専門的に行なう取組 | 社会福祉課 |
| | | 地域生活支援事業 | | 継続 | 障がい者等が自立した生活ができるよう、地域状況や利用者実態に応じた事業を効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図る | 社会福祉課 |
| | 国民健康保険 | 後発医薬品の使用促進 | | 継続 | 差額通知書やジェネリック希望シールの送付、市内医療機関や調剤薬局に対し使用促進の勧奨依頼を実施 | 市民課 |
| | | データヘルス計画 [※] に基づく特定健診 [※] ・特定保健指導 [※] | | 継続 | 対象者へのダイレクトメール・電話・訪問による受診勧奨、健診結果により保健指導を実施 | 市民課 |

実施計画の概要

名寄市総合計画(第2次) 想定される計画事業(中期実施計画)

| 基本目標 | 主要施策 | 事業名(個別事業名) | 重点 | 区分 | 事業内容 | 担当部課 |
|--|------|--|----|----|---|------------|
| 基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安心安全なまちづくり | | | | | | |
| 環境との共生 | | 温暖化対策啓発事業・公害対策事業 | | 継続 | 環境問題の実態を把握し環境汚染防止に向けた取組と地球温暖化防止に向けた啓発 | 環境生活課 |
| | | 火葬場整備事業 | | 継続 | 定期的に点検等を行い、施設の維持に努めるとともに、計画的な整備の実施 | 環境生活課 |
| | | エネルギーに関する講習会等の開催による普及啓発 | | 継続 | 新エネルギー・省エネルギーなど普及啓発を促進するため、講演会等の実施 | 企画課 |
| 循環型社会の形成 | | 資源集団回収奨励金交付事業 | | 継続 | 資源の有効利用、廃棄物の減量化、地域コミュニティの形成等を目的に実施 | 環境生活課 |
| | | 炭化センター・衛生センター・最終処分場維持管理費負担事業 | | 継続 | 廃棄物の適正処理に係る施設維持管理、廃棄物処理経費の負担 | 環境生活課 |
| | | 次期処理施設の整備の検討 | | 継続 | 循環型社会形成の観点を踏まえた、衛生センターや炭化センター、その他関連施設の次期処理施設の整備の検討 | 環境生活課 |
| | | 分別・資源化啓発事業 | | 継続 | 一般家庭からの廃棄物の資源化と減量化に向けた分別・排出の啓発 | 環境生活課 |
| 防災対策の充実 | | まちごとまるごとハザードマップ(避難所マークの設置、公共施設等に浸水深表示) | | 継続 | 避難所への案内板や、浸水レベル等の掲示板を地域に提示し、住民の避難に対する理解や意識の高揚を図る | 防災・法制・訟務担当 |
| 交通安全 | | 地域性を踏まえた体系的な交通安全教育の実施 | | 統合 | 各関係機関・団体と連携し、幼児から高齢者まで、段階的体系的な交通安全教育の推進 | 環境生活課 |
| | | 官民一体で取り組む全市民参加の交通安全運動の実施 | | 統合 | 期別の交通安全運動や交通安全教室、旗の波の取組 | 環境生活課 |
| 生活安全 | | 空家等対策計画推進事業 | | 継続 | 空家等対策計画に基づいた適正管理の啓発活動、空地の有効活用の検討、空家バンクに係る取組等 | 環境生活課 |
| 消費生活の安定 | | 広域消費生活センター運営事業 [※] | | 継続 | 相談員2名体制を維持し、相談業務の充実強化や相談員研修の機会を支援 | 消費生活センター |
| | | 消費生活講演会等開催事業 | | 継続 | 出前講座、消費生活セミナーの開催 | 消費生活センター |
| | | 消費者活動団体支援事業 | | 継続 | 消費者団体へ補助金による支援 | 消費生活センター |
| 住宅の整備 | | 名寄市住宅関連計画策定業務 | | 継続 | 各種計画との整合性を図りつつ、住宅事情や住宅ニーズ等に伴う課題を整理し、住宅政策の将来目標や方向性を定める計画を策定 | 建築課 |
| | | 公営住宅整備事業 | | 継続 | 公営住宅等長寿命化計画 [※] に基づき、老朽化した公営住宅の建替えや住戸改善等の整備の推進 | 建築課 |
| | | 公営住宅長寿命化等事業 | | 継続 | 公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存団地の改善・修繕・用途廃止により公営住宅既存ストックの有効活用と長寿命化を図る | 建築課 |
| | | 既存住宅耐震改修促進事業 | | 継続 | 民間住宅の耐震性向上のため耐震診断及び耐震改修の費用の一部を補助 | 建築課 |
| 都市環境の整備 | | 名寄市都市計画マスタープラン [※] 見直し・名寄市立地適正化計画 [※] 策定委託業務 | | 継続 | 各種計画との整合性を図りつつ、まちづくりの基本理念である都市計画マスタープランの中間見直しと、コンパクトシティ化を具現化する立地適正化計画の策定を検討 | 都市整備課 |

実施計画の概要

名寄市総合計画(第2次) 想定される計画事業(中期実施計画)

| 基本 目標 | 主要施策 | 事業名(個別事業名) | 重点 | 区分 | 事業内容 | 担当部課 |
|----------|-------------|---|----|----|--|-------|
| | 都市環境の整備 | 公園長寿命化事業 | 安 | 継続 | 都市公園の遊具更新 | 都市整備課 |
| | 上水道の整備 | 上水道第2期拡張事業 (給水区域拡張のための送水管新設整備等) | | 継続 | 第2期拡張事業に伴う水道管新設整備 | 工務課 |
| | | 配水管 [※] 網整備事業(給水区域内の配水管新設整備) | | 継続 | 水道管未整備地区の水道管新設整備 | 工務課 |
| | | 名寄市水道事業中期経営計画(経営戦略)の推進 | | 継続 | 中長期的な経営の基本計画「経営戦略」の策定、推進 | 業務課 |
| | 下水道・個別排水の整備 | 公共下水道事業 | | 継続 | 管渠・下水処理場機器の整備、更新 | 工務課 |
| | | 不明水 [※] 対策事業 | | 継続 | 不明水の基礎・詳細調査、対策工事 | 工務課 |
| | | 個別排水処理施設整備事業 | | 継続 | 合併浄化槽の整備 | 工務課 |
| | 道路の整備 | 郊外幹線道路の整備 | | 継続 | 市道の改良・舗装・舗装改築 | 都市整備課 |
| | | 都市計画道路の整備 | | 継続 | 市道の改良・舗装 | 都市整備課 |
| | | 市街地の道路整備 | | 継続 | 市道の改良・舗装 | 都市整備課 |
| | | 郊外地の道路整備 | | 継続 | 市道の改良・舗装 | 都市整備課 |
| | | 除排雪のあり方の検討 | | 継続 | 除排雪のあり方について、地域との協議、他自治体の例などを参考としながら研究・検討 | 都市整備課 |
| | | 市道除雪事業 | | 継続 | 除雪の実施 | 都市整備課 |
| | | 市道排雪事業 | | 継続 | 排雪の実施 | 都市整備課 |
| | | 道路除排雪事業(排雪ダンブ助成・市道及び私道除排雪助成・風連市街地区国道及び道道排雪助成) | | 継続 | 排雪ダンブ助成などによる各団体への支援 | 都市整備課 |
| | | 橋梁長寿命化整備事業 | | 継続 | 橋梁修繕、橋梁点検 | 都市整備課 |
| | 地域公共交通 | デマンドバス運行委託事業 | | 継続 | デマンドバス運行委託 | 企画課 |
| | | バス路線の維持・確保 | | 継続 | バス路線の維持・確保 | 企画課 |

実施計画の概要

名寄市総合計画(第2次) 想定される計画事業(中期実施計画)

| 基本目標 | 主要施策 | 事業名(個別事業名) | 重点 | 区分 | 事業内容 | 担当部課 |
|------|------|------------|----|----|------|------|
|------|------|------------|----|----|------|------|

基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり

| 農業・農村の振興 | 農道整備事業 | | 継続 | 農村地域の交通の利便性の確保や農業生産物の流通、生産性の向上を図る | 耕地林務課 |
|-----------|------------------|----|---|---|-------|
| | 国営造成施設管理体制整備促進事業 | | 継続 | 管理体制強化・施設の改修保全・啓蒙普及活動等 | 耕地林務課 |
| | 道営水利施設整備事業 | | 継続 | 1次整備から40年以上が経過し、経年劣化が進んでいる幹線水路の補修及び改修をし長寿命化対策を図る | 耕地林務課 |
| | 道営農地整備事業 | | 継続 | 1次整備から30年以上が経過し、農業用機械の大型化に対応できる区画の拡大や暗渠排水整備により、湿害対策を図る | 耕地林務課 |
| | 農地保全・多面的機能維持対策事業 | | 新規 | <ul style="list-style-type: none"> ・不耕作地を出さないための地域活動の推進や、各地域の農業用施設等の管理及び維持補修により施設の長寿命化の取組を多面、中山間等の事業を活用し取組む ・農地集積における将来図、農地維持の継続に関する問題点について、人・農地プランの協議や多面などの地域活動組織及び青年部などの団体での協議を通じて課題を明確にし、多面、中山間等の事業への反映を図る ・計画的な農地集積が図られるよう、人・農地プランにおける将来の出し手と受け手の情報を農業委員会と共有し、農地あっせん協議などで活用を図る | 農務課 |
| | 国営機能保全事業 風連地区 | | 新規 | 国営事業で、施設の機能診断を行い、その後施設の補修や補強等の長寿命化対策を実施することで施設機能の保全を図るとともに、ライフサイクルコストの低減を図る | 耕地林務課 |
| | 市営牧場整備事業 | | 継続 | 市営牧場の機能維持・向上を図るため必要な施設整備 | 農務課 |
| | 畜産クラスター事業 | | 新規 | <ul style="list-style-type: none"> ・収益力・生産基盤の強化を図るため、省力化機械の整備による規模拡大の推進 ・作業効率の向上・高品質な自給飼料の利用促進・購入飼料費削減を図るため、TMRセンターの設立支援及び既存TMRセンターの拡充 ・哺育・育成作業の分業化による労働負担軽減、規模拡大の推進、優良後継牛確保を図るため、哺育・育成センターの設立検討 ・粗飼料生産に係る作業の分業化による労働負担軽減、草地更新率向上、高品質自給飼料の確保を図るため、コントラクター組織の構築検討 | 農務課 |
| | 農業振興センター事業 | | 統合 | 新たな栽培技術や農産物導入に向けた試験・研究により更なる農業所得の向上、作業効率化に向けた技術普及 | 農務課 |
| | 高付加価値化と消費拡大の推進 | 経 | 統合 | <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の加工等による付加価値向上に向けた研究等への支援及び名寄産農畜 ・産物の知名度向上等の取組による販路拡大とブランド化の推進 | 農務課 |
| 労働力確保対策事業 | | 継続 | 農業労働力の不足を補うための雇用労働力確保に向けた制度の確立とコントラクター等の作業受託組織の育成 | 農務課 | |

実施計画の概要

名寄市総合計画(第2次) 想定される計画事業(中期実施計画)

| 基本 目標 | 主要施策 | 事業名(個別事業名) | 重点 | 区分 | 事業内容 | 担当部課 |
|----------|------------|--------------------------------|----|----|--|-------|
| | 農業・農村の振興 | 農業振興資金融資事業 | | 継続 | 農業者の経営改善と育成、農業振興を図るための資金の融資 | 農務課 |
| | | 農業後継者対策事業 | 経 | 継続 | 農業後継者の婚活支援の推進 | 農務課 |
| | | 担い手育成支援事業 | 経 | 継続 | 農業後継者の経営面・栽培技術面でのスキルアップや、農業所得向上等の取組に対する支援 | 農務課 |
| | | 新規就農者確保対策事業 | 経 | 継続 | 名寄市の特色を活かした新規参入による新規就農者の確保及び就農後の早期安定に必要な支援 | 農務課 |
| | | 農村女性活動支援事業 | 経 | 継続 | 女性活動の支援 | 農務課 |
| | | 有害鳥獣駆除対策事業 | | 継続 | 有害鳥獣農業被害防止対策協議会への補助 | 農務課 |
| | | 農業・農村交流促進事業 | 経 | 継続 | 都市と農村、市民と農業・地場農産物を結ぶ交流推進による農産物・加工品等の消費拡大の取組に対する助成 | 農務課 |
| | 森林保全と林業の振興 | 森林整備担い手対策事業 (森林作業員就業条件整備事業) | 経 | 継続 | 就労日数に応じた奨励金の支給 | 耕地林務課 |
| | | 民有林林業振興推進事業 | | 継続 | 民有林を対象とした造林事業への補助 | 耕地林務課 |
| | | 市有林造林事業 | | 継続 | 下刈、間伐、皆伐など造林事業 | 耕地林務課 |
| | 商業の振興 | 中小企業振興事業 (商店街等活性化事業) | 経 | 統合 | <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の中核をなす商店街の自主性による人の導線構築、魅力的な商店街形成に向けた調査事業等への助成とともに、商店街において新たに経済活動を行う事業主等への支援により、商店街の活性化を目指す ・地域資源を活用した商品のブランド力の向上・市場競争力を生み出すため、新商品開発・販路拡大への支援を行う ・事業運営の基礎となる資金需要の円滑化を図るため、融資の斡旋及び信用保証料並びに利子の補給を行う | 営業戦略課 |
| | | 住宅改修等推進事業 補助金 | 経 | 継続 | 住宅改修に対して助成を行い、市民の居住空間の向上を推進するとともに技術者の人材育成及び地域経済の活性化を図る | 営業戦略課 |
| | | 創業支援・事業承継事業 | 経 | 統合 | 起業意欲ある者への経営相談・財政支援を行い、新規創業へ誘導するとともに、後継者不足による廃業を避けるための支援体制を構築し、市内事業所数の維持及び第二創業 [※] による発展を目指す | 営業戦略課 |
| | 工業の振興 | 中小企業振興事業 (人材育成確保事業) | 経 | 統合 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業振興を総合的に推進し、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与する ・市内中小企業が行う従業員の育成及び就職促進に係る宣伝活動等の取組に対して支援を行うとともに、上川北部地域人材開発センターの運営事業の振興を図ることにより、人材の育成、安定的な地域内労働者の育成を図る | 営業戦略課 |

実施計画の概要

名寄市総合計画(第2次) 想定される計画事業(中期実施計画)

| 基本目標 | 主要施策 | 事業名(個別事業名) | 重点 | 区分 | 事業内容 | 担当部課 |
|------|-------|-----------------------|-----|----|---|-------|
| | 工業の振興 | 企業立地促進事業 | 経 | 統合 | ・名寄市内に工場等又は旅館等を新設、移転又は増設する者に対し助成の措置又は課税の免除を行うことにより、名寄市における工業の開発及び企業の立地を促進し、名寄市の経済の発展と雇用機会の拡大を図る ・企業誘致に向けた情報収集及び本市情報の発信を行い、企業誘致の促進を図る | 営業戦略課 |
| | 雇用の安定 | 雇用促進事業及び勤労者福祉推進事業 | | 統合 | ・企業等による積極的な求人募集事業の展開と、移住就労者の支援を行いミスマッチの解消と雇用の促進を図るとともに、ハローワークや人材開発センター、建設業協会といった関係機関・団体との連携及び情報交換を密にし、円滑で効果的な雇用促進事業を実施する ・労働者の福祉施策の充実により、勤労意欲や労働環境の向上及び雇用の安定化を図る | 営業戦略課 |
| | 観光の振興 | スキー場事業 (圧雪車、リフト修繕) | 経・冬 | 統合 | 「名寄ピヤシリスキー場」の運営にあたり、リフト設備などの修繕・更新、圧雪車によるゲレンデ整備などを通じ、安心・安全に利用いただけるよう維持管理に努めるとともに、早期オープン、集客増加に向けた取組みを進める | 営業戦略課 |
| | | なよろ温泉整備事業 | 経・冬 | 継続 | なよろ温泉サンピラー施設改修 | 営業戦略課 |
| | | 観光振興事業 | 経・冬 | 統合 | 魅力ある地域資源を活用し、各種観光振興事業の推進に民間の発想を取り入れ、実行委員会等が中心となり観光協会など民間団体及び地域住民と共にイベントを開催することによる市民の満足度向上、来訪者へのホスピタリティ [※] の向上を促し、交流人口の拡大を図り、また、近隣市町村、上川管内及び道内地域が連携して、一体的な観光商品開発・情報発信等を行うことにより、圏域全体の観光振興に資することを目的とする | 営業戦略課 |

基本目標V 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

| | | | | | |
|-----------|-------------------|---|----|---|--------|
| 幼児教育の充実 | 民間特定教育・保育施設への運営支援 | 安 | 継続 | 子ども・子育て支援法に伴う、民間特定教育施設への施設型給付費 [※] の給付 | こども未来課 |
| 小中学校教育の充実 | 教育改善プロジェクト委員会推進事業 | 安 | 継続 | 全小中学校の教諭等で組織する教育改善プロジェクト委員会の取組を通して、教育活動等の改善充実を図る | 学校教育課 |
| | 心の教室相談員配置事業 | | 継続 | 中学校に心の教室相談員を配置し、生徒が悩み等を話せる環境を整え、不登校やいじめ等の問題の早期発見・早期解消を図る | 学校教育課 |
| | 外国青年(外国語指導助手)招致事業 | | 継続 | 外国語指導助手を配置し、外国語を学び、コミュニケーションの方法を学ぶ | 学校教育課 |
| | コミュニティ・スクールの導入 | | 継続 | 学校や地域の実態を踏まえて、コミュニティ・スクールを導入し、学校と保護者・地域住民が連携・協働して取り組む学校づくりを推進 | 学校教育課 |
| | スクールバス運行事業 | 安 | 継続 | 学校統廃合による遠距離児童生徒の通学手段を確保するためスクールバスを運行 | 学校教育課 |
| | 小中学校施設補修・耐震事業 | | 継続 | 老朽化した学校施設の維持・補修 | 学校教育課 |

実施計画の概要

名寄市総合計画(第2次) 想定される計画事業(中期実施計画)

| 基本目標 | 主要施策 | 事業名(個別事業名) | 重点 | 区分 | 事業内容 | 担当部課 | |
|------|-----------|------------------------|----------|----|---|--|------------------------------------|
| | 小中学校教育の充実 | 市内小中学校改築事業 | | 継続 | 児童生徒が快適・安全な学習生活を送るため、老朽化した校舎・屋内体育館等を改築 | 学校教育課 | |
| | 高等学校教育の充実 | 名寄市高校生資格取得支援事業 | | 継続 | 高校生が就職や進学に役立つ資格取得に対して、その受験料を助成 | 学校教育課 | |
| | | 名寄産業高等学校入試受験者交通費等支援事業 | | 継続 | 産業高校の酪農科学科を存続し、人材育成・確保を継続するため定員確保の一環として制度を新設する 道外から人を呼び込むことにより、名寄市の PR・情報発信にも繋がる | 学校教育課 | |
| | 大学教育の充実 | 海外短期留学等支援事業 | | | 新規 | 産業界、教職員、ふるさと納税及び一般財源等による名寄市立大学奨学金基金の創設運営により、寄附者の意向を踏まえ、本学学生で海外における短期の留学や語学研修に参加しようとする学生を支援することにより、海外における学習及び生活を通して、国際化社会に対応しうる豊かな人間性と高い知識を持った優秀な人材の育成に寄与する | 市立大学 |
| | | 既存校舎等改修事業 | | | 継続 | 校舎等施設の老朽化や学生、教職員の多様なニーズに対応するための、必要な施設改修 | 市立大学 |
| | | 校舎バリアフリー化推進事業 | | | 継続 | 大学校舎のバリアフリー化を推進 | 市立大学 |
| | | 情報及び実習環境整備事業 | | | 継続 | 学生の学習環境、学務業務及び学校PR等の充実を図るための、各種システム及びサーバ等情報システムの更新及び実習環境の整備 | 市立大学 |
| | | コミュニティケア教育研究センター活動推進事業 | 安・冬 | | 継続 | 地域経済、地域社会、文化の発展に寄与できる教育研究の蓄積に努め、地域課題の調査研究など地域貢献に資する事業を推進 | 市立大学 |
| | | 名寄市立大学卒業生の地元定着促進事業 | 安 | | 継続 | 卒業後も学生が名寄市に定着するための取組を推進 | 市立大学 |
| | | 給付型奨学金等給付事業 | | | 新規 | 産業界・教職員等の寄付及びふるさと納税並びに一般財源等による名寄市立大学奨学金基金の創設運営により、本学学生で経済的理由又は災害等により修学が困難な者に対して、給付型奨学金等を給付することにより、学修を奨励し有用な人材の育成に資するとともに、安定的な学生確保を図る | 市立大学 |
| | | 生涯学習社会の形成 | 図書館本館の改築 | | | 継続 | 老朽化した図書館本館の改築につき、他施設との複合化や建設場所等を検討 |
| | 高齢者学級運営事業 | | | | 継続 | 高齢者が自己の能力を開発し、生きがいのある人生観の確立を図るとともに、地域のリーダーを養成するため、高齢者学級を設置 | 生涯学習課 |
| | 公民館分館事業 | | | | 継続 | 名寄市公民館、風連公民館、智恵文公民館の各分館に交付金を支出し、各分館が自主的な活動を実施 | 生涯学習課 |
| | 公民館市民講座 | | | | 継続 | 趣味・文化からまちづくりまで幅広く市民の学びの場を創出し、生涯学習活動の推進とまちづくりへの市民参加を推進 | 生涯学習課 |
| | スポーツの振興 | 名寄ピヤシリシャンツェ整備事業 | 冬 | | 継続 | リフト設備等改修 | スポーツ・合宿推進課 |
| | | スポーツセンター改修事業 | 冬 | | 継続 | トレーニング備品の更新・受電設備等の改修 | スポーツ・合宿推進課 |

実施計画の概要

名寄市総合計画(第2次) 想定される計画事業(中期実施計画)

| 基本目標 | 主要施策 | 事業名(個別事業名) | 重点 | 区分 | 事業内容 | 担当部課 |
|------|------------|---------------------|-----|----|--|------------|
| | スポーツの振興 | 各種大会開催事業 | 経・冬 | 継続 | 全道・全国規模大会の支援、及び誘致 | スポーツ・合宿推進課 |
| | | 生涯スポーツ推進事業 | 冬 | 継続 | ノルディックウォーク等の推進、及び障害者スポーツ | スポーツ・合宿推進課 |
| | | 総合型地域スポーツクラブ支援等事業 | | 継続 | スポーツクラブ支援及び上川北部ジュニア育成事業 | スポーツ・合宿推進課 |
| | | 冬季スポーツ拠点化事業 | 経・冬 | 継続 | ジュニア育成・スポーツコミッション設立等 | スポーツ・合宿推進課 |
| | 青少年の健全育成 | 子どもの体験学習事業 | | 継続 | 自然体験・集団生活を通じ、自主性や社会性、協調性などを育てるため「へっちゃLAND」を実施 | 生涯学習課 |
| | | 青少年活動事業の実施 | | 継続 | 子ども会活動の促進事業、リーダー養成事業、育成者・指導者の研修、派遣事業、顕彰事業、安全対策を実施 | 生涯学習課 |
| | | 子どもの安全安心を守る活動推進 | 安 | 継続 | 青少年の健全育成を目的に、指導員の協力のもと日中・夜間の巡視活動を実施 | 青少年センター |
| | | 教育相談体制の充実 | 安 | 継続 | 不登校児童生徒の学校復帰や自立への支援を図るため、教育相談体制の充実を図る | 教育相談センター |
| | | 放課後児童クラブの充実 | 安 | 継続 | 児童の放課後における安全・安心な居場所を作り、子育て支援を推進 | 児童センター |
| | | 放課後子ども教室の充実 | 安 | 継続 | 小中学生を対象にした放課後子ども教室の取組を通して、児童生徒が自ら学ぶ意欲を高め、学び方を身に付ける取組の推進 | 学校教育課 |
| | | 児童館の整備 | 安 | 継続 | 老朽化した児童センターの改築につき、他施設との複合化や建設場所等を検討 | 児童センター |
| | 地域文化の継承と創造 | 文化講演会の開催 | | 継続 | 市民文化の向上を目的とし、市民との協働により有識者を招聘した文化講演会を開催 | 生涯学習課 |
| | | 市民と協働による文化芸術推進事業 | | 継続 | 市民との協働により名寄市民文化センターEN-RAYホールや風っ子ホールを核に舞台芸術の鑑賞機会の提供、市民参加の促進 | 生涯学習課 |
| | | 地域の歴史、自然、文化に関する普及啓発 | | 継続 | 地域の歴史、自然、文化に関わる調査研究を進め、各種展示会、講演会の開催と出版物を発行 | 北国博物館 |
| | | 文化財の保護と伝承活動の支援 | | 継続 | 市指定文化財など市民共有の文化的財産を保護し、次世代へ継承する伝承活動を支援 | 北国博物館 |

資 料 編

主な個別計画一覧

名寄市総合計画策定審議会等の主な審議経過

名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の策定について諮問・答申

名寄市総合計画審議会委員名簿

アンケートなどによる市民要望

名寄市総合計画審議会条例・施行規則

用語解説

資料編

主な個別計画一覧

| 総合計画 基本目標 | 個別計画の名称 | 策定年度 | 計画期間 | 策定に関する 法令条例等 | 計画の目的等 |
|--------------|-----------------------|--------------------|---|---|---|
| 基本目標 I | 第2次名寄市男女共同参画推進計画 | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) ～ 平成34年度 (2022年度) | 男女共同参画社会基本法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 名寄市男女共同参画推進条例 | 男女共同参画社会の実現のために意識の改革、あらゆる分野への男女共同参画の促進、働きやすい環境づくり、健康づくりと福祉の充実などの基本目標・基本方針を定め、各種施策の展開を図り男女共同参画を推進していくことを目的とする。 |
| | 北・北海道中央圏域*定住自立圏共生ビジョン | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) ～ 平成33年度 (2021年度) | 定住自立圏構想推進要綱 | 北・北海道中央圏域定住自立圏(2市9町2村)を形成し、将来像や協定に基づき、医療や福祉、観光振興など広域連携して推進する具体的な取組内容を示したものの。 |
| | 名寄市公共施設等総合管理計画 | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) ～ 平成47年度 (2035年度) | | 厳しい財政状況が続く中、人口減少、高齢化社会を迎えており、全ての公共施設等を維持・更新していくことは困難な状況になっていることから、本市においても中長期的な視点から、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的かつ効率的に実施することを目的とする。 |
| | 名寄市過疎地域自立促進市町村計画 | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) ～ 平成32年度 (2020年度) | 過疎地域自立促進特別措置法 | 人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能および生活環境の整備等が進んでいない地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図るとともに、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の解消及び美しく風格ある国土の形成に貢献することを目的とする。 |
| | 名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 平成27年度 (2015年度) | 平成27年度 (2015年度) ～ 平成34年度 (2022年度) | まち・ひと・しごと創生法 | 人口減少の抑制のため、国の取組とも連動し、本市が有する様々な資源や優位性を最大限に活かしながら、将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生するため、特に取り組むべき施策を示したものの。 |
| | 第2次名寄市行財政改革推進計画 | 平成29年度 (2017年度) | 平成29年度 (2017年度) ～ 平成38年度 (2026年度) | | 次世代に継承できる持続可能な市政運営を実現するために、本市における課題を長期的な視点でとらえ、限られた資源のもとで、効率的かつ質の高い安定した行政運営を持続することを目的とする。 |

資料編

| | | | | | |
|-------|---------------------------------|--------------------|---|-----------------------|---|
| 基本目標Ⅱ | 名寄市健康増進計画 「健康なよる21 (第2次)」 | 平成24年度 (2012年度) | 平成25年度 (2013年度) ～ 平成34年度 (2022年度) | 健康増進法 | 全ての市民が生涯を通じて安心して、健やかに暮らせるよう、生活習慣病の発症及び重症化を予防し、健康寿命 [*] の延伸と健康格差の縮小を目指すことを目的とする。 |
| | 名寄市生きるを支える自殺対策計画 | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) ～ 平成34年度 (2022年度) | 自殺対策基本法 | 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、市民一人ひとりが「いのち」を大切に、ともに支えあうための基本方針を定め、自殺対策を総合的に推進することを目的とする。 |
| | 名寄市新型インフルエンザ等対策 行動計画 | 平成26年度 (2014年度) | 平成27年度 (2015年度) ～ | 新型インフルエンザ等 対策特別措置法 | 市民生活の安心安全を守るため、新型インフルエンザ等対策における基本的方針や役割などを定め、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策を推進することを目的とする。 |
| | 新名寄市病院事業改革プラン | 平成28年度 (2016年度) | 平成28年度 (2016年度) ～ 平成32年度 (2020年度) | 新公立病院改革ガイドライン | ガイドラインに沿って、地域医療構想を踏まえた病院が果たす役割の明確化、経営の効率化に向けた収支計画の作成、再編・ネットワーク化への対応、経営形態の見直しに関する方針を示し、健全な事業運営を目的とする。 |
| | 名寄市子ども・子育て支援事業計画 | 平成26年度 (2014年度) | 平成27年度 (2015年度) ～ 平成31年度 (2019年度) | 子ども・子育て支援法 | こども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばしながら、健やかな育ちを等しく保障するため、幼児教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保など、子育て支援に関する施策の基本的方向を示し、住民をはじめ、幼児教育・保育施設、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、計画的に施策や事業を推進することを目的とする。 |
| | 第3次名寄市障がい者福祉計画 | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) ～ 平成39年度 (2027年度) | 障害者基本法 | 障がいや障がい者に対する理解の促進、ライフステージに応じた施策の推進、住みよいまちづくりの推進を図るため総合的・計画的に施策や事業を推進することを目的とする。 |
| | 第2期名寄市地域福祉計画 | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017) ～ 平成33年度 (2021年度) | 社会福祉法 | 総合計画に即して福祉分野の個別計画の共通理念や地域福祉を推進するための基本方針及び施策(福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、住民参加の促進など)を総合的に推進することを目的とする。 |
| | 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画 | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) ～ 平成32年度 (2020年度) | 老人福祉法 介護保険法 | 高齢者の社会参加の促進、高齢者等が必要とする保健医療福祉サービスの提供体制の確保、支え合う地域社会づくりの推進、介護サービス等の質の確保など高齢者施策の基本目標及び基本的方針を定め、目標実現のため各種施策の展開を図り、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。 |
| | 第5期名寄市障がい福祉実施計画 | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) ～ 平成32年度 (2020年度) | 障害者総合支援法 | 名寄市障がい者福祉計画に基づき障がい福祉サービスの提供方針や提供体制を計画的に整備・推進することを目的とする。 |

資料編

| | | | | | |
|-------------------|--|---|---|--|---|
| 基本 目 標 Ⅱ | 第2期名寄市保健事業実施計画 (データヘルス計画※) | 平成30年度 (2018年度) | 平成30年度 (2018年度) ～ 平成35年度 (2023年度) | 国民健康保険法 | 被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しターゲットを絞った保健事業の展開を行い、生活習慣病の発症や重症化予防のためにPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を進めることを目的とする。 |
| 基本 目 標 Ⅲ | 名寄市地球温暖化防止実行計画 | 平成29年度 (2017年度) | 平成29年度 (2017年度) ～ 平成33年度 (2021年度) | 地球温暖化防止対策の推進に関する法律 | 名寄市自ら温室効果ガスの排出抑制に取り組むことで、市民及び事業者の意識の高揚を図り、自主的かつ積極的な取組を促すことを目的とする。 |
| | 一般廃棄物処理広域化基本計画 (ごみ処理基本計画) (生活排水処理基本計画) | 平成24年度 (2012年度) | 平成25年度 (2013年度) ～ 平成39年度 (2027年度) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | ごみの排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の確保のため、長期的視野に立ったごみ処理の基本計画を広域市町村で策定し、その計画的な推進を図る。 |
| | 名寄消防署消防自動車等の整備計画 | 平成27年 (2015年度) | 平成31年度 (2019年度) ～ 平成34年度 (2022年度) | 消防力の整備指針 (平成12年消防庁告示第1号) | 住民の生命、身体及び財産を守るために消防力の充実強化を図り、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することを目的とする。 |
| | 名寄市地域防災計画 | 平成18年度 (2006年度) | - | 災害対策基本法 名寄市防災会議条例 | 災害対策基本法の規定に基づき、名寄市防災会議が作成する計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の災害対策を実施するに当たって必要な事項を定め、本市防災の万全を期することを目的とする。 |
| | 名寄市交通安全計画 | 平成28年度 (2016年度) | 平成28年度 (2016年度) ～ 平成32年度 (2020年度) | 交通安全対策基本法 | 人命尊重を基本に名寄市の陸上における交通安全対策の総合的・長期的施策の大綱を定め、施策の総合的・計画的な推進を目的とする。 |
| | 名寄市空家等対策計画 | 平成28年度 (2016年度) | 平成28年度 (2016年度) ～ 平成32年度 (2020年度) | 空家等対策の推進に関する特別措置法 | 所有者などへの空家等の利活用の促進、適正管理を促す啓発活動、情報提供や助言をする相談窓口の体制整備等、空家等対策の推進を目的とする。 |
| | 名寄市住宅マスタープラン※(第2次) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) ～ 平成39年度 (2027年度) | 住生活基本法 | 住宅政策の目標、基本的な方向性や具体的な展開方法などを示し、住宅施策を総合的、計画的に推進することを目的とする。 |
| | 名寄市公営住宅等長寿命化計画※ (平成29年改定版) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) ～ 平成38年度 (2026年度) | 住生活基本法 公営住宅法 | 既存ストックを効率的・効果的に長期活用するため、予防保全的観点から団地・住棟ごとの実施方針を定め、計画期間内の適切な事業手法の選定や事業スケジュール等を定めることを目的とする。 |
| | 第2次名寄市耐震改修促進計画※ | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) ～ 平成32年度 (2020年度) | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 住宅・建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震の倒壊被害から市民の生命・財産を守り、地震に強く安全なまちづくりを目指すことを目的とする。 |
| 名寄市都市計画マスタープラン※ | 平成18～19年度 (2006～2007年度) | 平成19年度 (2007年度) ～ 平成38年度 (2026年度) | 都市計画法 | 将来の都市のあるべき姿やまちづくりの方向性を、「まちの将来像」として明示することで、市民と行政が一体となってまちづくりを進めていくことを目的とする。 | |

資料編

| | | | | | |
|--------------------|---|---|---|--|--|
| 基本 目 標 Ⅲ | 名寄市立地適正 化計画※ | 平成 31 年度 (2019 年度) | 平成 31 年度 (2019 年度) ～ 平成 52 年 (2040 年度) | 都市再生特別措置法 | 居住機能や都市機能の誘導する区域を設定して、その誘導策を定め緩やかに誘導する事によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進する事で、持続可能なまちづくりを実現する事を目的とする。 |
| | 名寄市公園施設 長寿命化計画 | 平成 22 年度 (2010 年度) | 平成 23 年度 (2011 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度) | 都市緑地法 | 都市公園の安全・安心な遊び場や憩いの場を確保していくため、今後、老朽化していく既存施設に対し適切な維持管理をしながら延命させ、計画的な改築・更新を進めることを目的とする。 |
| | 名寄市水道事業 経営戦略※ | 平成 29 年度 (2017 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度) | | 水道事業が将来にわたってサービスの提供を安定的に継続していくため、経営の効率化及び健全化を目指した中長期的な経営計画。 |
| | 名寄市上水道事 業第2期拡張計 画 | 平成 7 年度 (1995 年度) | 平成 7 年度 (1995 年度) ～ 平成 40 年度 (2028 年度) | 水道法 | 水道未整備地区への送水管新設等の整備を行うことにより、水道未利用者への水道水の供給を行う。 |
| | 名寄市公共下水 道事業基本計画 | 平成 28 年度 (2016 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度) | 下水道法 | 下水道の整備により市街地における公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的とする。 |
| | 名寄市下水道事 業経営戦略※ | 平成 28 年度 (2016 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度) | | 下水道が将来にわたってサービスの提供を安定的に継続していくため、経営の効率化及び健全化を目指した中長期的な経営計画。 |
| | 名寄市生活排水 処理基本計画 (個別排水処理 施設整備事業) | 平成 24 年度 (2012 年度) | 平成 25 年度 (2013 年度) ～ 平成 39 年度 (2027 年度) | 廃棄物の処理及び清 掃に関する法律 | 農村部の生活環境の改善と公共水域の水質汚濁防止対策。 |
| | 名寄市舗装個別 施設計画※ | 平成 29 年度 (2017 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 49 年度 (2037 年度) | 道路法 | 路面性状調査の診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持費修繕のライフサイクルコスト縮減を目指す。 |
| | 名寄市橋梁長寿 命化修繕計画 | 平成 25 年度 (2013 年度) | 平成 27 年度 (2015 年度) ～ 平成 36 年度 (2024 年度) | 道路法 | 従来の事後的な修繕および架替えから予防的な修繕および計画的な架替えへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。 |
| 名寄市地域公共 交通網形成計画 | 平成 31 年度 (2019 年度) | 平成 31 年度 (2019 年度) ～ 平成 35 年度 (2023 年度) | 地域公共交通の活性 化及び再生に関する 法律 | 今後の人口減少、超高齢者社会の進行を見据え、恒久的に地域の足を守ることを目的とする。 | |
| 基本 目 標 Ⅳ | 第2次名寄市農 業・農村振興計 画 | 平成 28 年度 (2016 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度) | 名寄市農業農村振興 条例・規則 | 農業・農村を取り巻く情勢の変化に対応していくため、今後の農業・農村の目指す姿(計画の目標)を定め、それを実現するために必要な施策を策定する。 |
| | 第3次名寄市食 育推進計画 | 平成 29 年度 (2017 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度) | 食育基本法 | 農業が基幹産業である名寄市の地域性を活かし、地産地消を推進するとともに、「食」に関心を持ち、自ら「食」を選択する力を身に付け、心身ともに健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的とする。 |

資料編

| | | | | | |
|-------------------|-------------------------------------|--|---|--|---|
| 基本 目 標 Ⅳ | 名寄市農業振興 地域整備計画 | 平成 31 年度 (2019 年度) | - | 農業振興地域の整備 に関する法律 | 農業を振興すべき地域の指定と当該地域の 農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的な 利用に寄与する。 |
| | 名寄市森林整備 計画 | 平成 24 年度 (2012 年度) | 平成 25 年度 (2013 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度) | 森林法 | 民有林の整備に関する基本方針を定めている もので、地域の実情に応じて地域住民等の 理解と協力を得て、林業関係者と一体となっ て関連施策を講ずることにより、造林から皆伐 までの森林施業の基準を示すことを目的とし る。 |
| | 森林経営計画 | 平成 29 年度 (2017 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度) | 森林法 | 「名寄市森林整備計画」を遵守し、森林所有 者等が森林の経営を行う一体的なまとまりを 持った森林において、効率的な施業や適切 な保護を行うことにより、森林の持つ多様な機 能を十分に発揮させることを目的とする。 |
| | 創業支援等事業 計画 | 平成 27 年度 (2015 年度) | 平成 26 年度 (2014 年度) ～ 平成 35 年度 (2023 年度) | 産業競争力強化法 | 道北地域6市3町、旭川産業創造プラザ、各 地域の商工会議所・商工会、金融機関が連 携し、道北地域の創業希望者に対して、あさ ひかわBizCafe、創業塾、創業セミナー、道 北ビジネスプランコンテスト、インキュベーシ ョン施設などによる支援を実施する。 |
| | 基本計画(地域 未来投資促進 法) | 平成 29 年度 (2017 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度) | 地域経済牽引事業の 促進による地域の成 長発展の基盤強化に 関する法律 | 地域特性を生かした事業を推進し、高品質で 多様な品種を生産する農畜産業を基に、関 連産業のさらなる付加価値創出や他産業へ の経済的波及効果を目指すとともに、北海 道の自然豊かな地域・観光資源のブランド化 を図り、交流人口を拡大させ、地域経済の活 性化を目指す。 |
| | 名寄市導入促進 基本計画(生産 性向上特別措置 法) | 平成 30 年度 (2018 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 33 年度 (2021 年度) | 生産性向上特別措置 法 | 市内の中小企業者の先端設備等の導入を促 すことで、道内で設備投資が活発な自治体の 1つとなり、道北地域の中核都市として更に経 済発展することを目的とする。 |
| | 名寄市観光振興 計画 | 平成 23 年度 (2011 年度) | 平成 24 年度 (2012 年度) ～ 平成 33 年度 (2021 年度) | | 魅力ある地域資源を活用し、地域と住民が主 体となった交流人口の拡大に向けた観光振 興を図るため、4つの戦略目標を掲げ、効果 的な事業を推進し地域活性化を図ることを目 的とする。 |
| 基本 目 標 Ⅴ | 名寄市子ども・子 育て支援事業計 画 | 平成 26 年度 (2014 年度) | 平成 27 年度 (2015 年度) ～ 平成 31 年度 (2019 年度) | 子ども・子育て支援法 | こども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸 ばしながら、健やかな育ちを等しく保障するた め、幼児教育・保育及び地域子育て支援事 業の量の見込み、提供体制の確保など、子 育て支援に関する施策の基本的方向を示 し、住民をはじめ、幼児教育・保育施設、学 校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立 場において、計画的に施策や事業を推進する ことを目的とする。 |
| | 名寄市学校教育 推進計画 | 平成 29 年度 (2017 年度) (毎年度、翌年 度の計画を策 定) | 平成 30 年度 (2018 年度) | 教育基本法 | 生きる力を育てる教育、特別支援教育や国 際理解教育、情報教育等の社会の変化に対 応する力を育てる教育の充実に努めるととも に、教職員の資質向上や家庭、地域社会と 連携した特色ある学校づくりを進め、家庭、地 域社会から信頼される学校づくりを推進するこ とを目的とする。 |

資料編

| | | | | | |
|-------------------|--------------------------------|--|---|----------------------------------|--|
| 基本 目 標 Ⅴ | 名寄市小中学校 適正配置計画 | 平成 19 年度 (2007 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 39 年度 (2027 年度) | | 児童生徒の減少に対応し、良好な教育環境を確保するため、小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の第1期計画を基本としながら、第2期の取り組まれるべき内容について、常に見直しを図り慎重に進めて行く。 |
| | 名寄市小中学校 施設整備計画 | 平成30年度 (2018 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度) | 義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律 | 小中学校適正配置計画と連動して、昭和 56 年(1981 年)以前に建築された校舎・体育館等の耐震化及び老朽校舎等の整備を行う。 |
| | 名寄市立大学の 将来構想(ビジョ ン 2026) | 平成 28 年度 (2016 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度) | | 名寄市立大学が今後も地域に根差した市立大学として、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学であり続けるため、今後 10 年間の計画的な大学運営の指針を定め、絶えず教育・研究の維持向上を図り、弛まぬ改革・改善に取り組むことを目的とする。 |
| | 名寄市社会教育 推進計画 | 平成 29 年度 (2017 年度) (毎年度、翌年 度の計画を策 定) | 平成 30 年度 (2018 年度) | 教育基本法 | 生涯学習社会の実現のために、生涯学習社会の形成や青少年の健全育成などの基本目標・基本方針を定め、各種施策の展開を図り、社会教育を推進していくことを目的とする。 |
| | 第3次名寄市子 どもの読書活動 推進計画 | 平成 28 年度 (2016 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 33 年度 (2021 年度) | 子どもの読書活動推 進に関する法律 | 子どもがいつでもどこでも自主的に読書活動が行えるよう、子どもの成長に応じた読書のきっかけづくりや読書活動の習慣づけを図るとともに、読書を通じて生きる力を育むことを目的とする。 |

資料編

名寄市総合計画審議会等の主な審議経過

| 開催月日 | 会議等の名称 | 内容 |
|--------------------------------------|------------------|---|
| 平成 30 年(2018 年) 2 月 27 日～3 月 16 日 | アンケート調査 | ▶18 歳以上の市民 2,000 人(無作為抽出) |
| 4 月 1 日 ～6 月 19 日 | 各種団体総会時の意見聴取 | ▶各種総会で実施 |
| 4 月 26 日 | 第1回 名寄市総合計画審議会 | ▶審議会委員の委嘱 ▶正副会長の選出 ▶市長からの諮問 ▶その他 |
| 5 月 21 日 | 第2回 名寄市総合計画審議会 | ▶人口減少対策 ▶地方創生交付金検証 |
| 5 月 28 日 | 市長と団体との意見懇談会 | ▶教育・文化・スポーツ・合宿分野 |
| 5 月 29 日 | 市長と団体との意見懇談会 | ▶経済・建設分野 |
| 6 月 1 日 | 市長と団体との意見懇談会 | ▶医療・福祉・子育て分野 |
| 6 月 4 日 | 市議会議員協議会 | |
| 6 月 5 日 | 第3回 名寄市総合計画審議会 | ▶前期計画検証 ▶行政評価 |
| 6 月 18 日 | 市長と団体との意見懇談会 | ▶農業・林業・移住分野 |
| 6 月 19 日 | 市長と団体との意見懇談会 | ▶市立大学生 |
| 6 月 26 日 | 第4回 名寄市総合計画審議会 | ▶重点プロジェクト ▶主要施策成果指標(KPI) |
| 7 月 6 日 | 第5回 名寄市総合計画審議会 | ▶中期基本計画 |
| 7 月 18 日 | 第6回 名寄市総合計画審議会 | ▶中期基本計画骨子 ▶総合戦略改訂 |
| 8 月 9 日 | 第7回 名寄市総合計画審議会 | ▶中期基本計画答申(案) ▶総合戦略改訂(案) |
| 8 月 29 日 | 市長への答申 | |
| 9 月 3 日 | 市議会議員協議会 | |
| 9 月 18 日 ～10 月 17 日 | パブリック・コメント | |
| 10 月 11 日 ～11 月 26 日 | まちづくり懇談会 計9会場で開催 | |
| 12 月 3 日 | 市議会への計画案提案 | |
| 12 月 17 日 | 市議会集中審議開始 | |
| 12 月 18 日 | 市議会集中審議終了 | |
| 平成 31 年(2019 年) 2 月 7 日 | 第8回 名寄市総合計画審議会 | ▶中期基本計画・実施計画 ▶総合戦略改訂(案) |

名寄市総合計画(第2次)中期基本計画の策定について諮問・答申

名企企第6号
平成30年4月26日

名寄市総合計画審議会会長 様

名寄市長 加藤 剛 士

名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の策定について（諮問）

本市は、平成29年度から「人づくり」・「暮らしづくり」・「元気づくり」の三つを基本理念とし、「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」を将来像に掲げた、名寄市総合計画（第2次）基本構想及び前期基本計画を策定し、その実現に向け市民と行政が連携しながらまちづくりを進めてきておりますが、前期計画期間が平成30年度をもって終了します。

また、本市においては、市民主体のまちづくりの実現を目的とした名寄市自治基本条例（平成22年条例第1号）において、行政運営の基本の一つとして総合計画の策定が義務付けられています。

これらのことから、本市が目指すべき基本理念や将来像の実現に向けて、市民と行政が連携した取組の行動指針となる名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の策定にあたり、名寄市総合計画審議会条例（平成29年名寄市条例第33号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成30年8月29日

名寄市長 加藤 剛 士 様

名寄市総合計画審議会
会長 定木 孝 憲

名寄市総合計画（第2次）中期基本計画について（答申）

平成30年4月26日付け名企企第6号により諮問を受けた名寄市総合計画（第2次）中期基本計画について、名寄市総合計画審議会条例（平成29年名寄市条例第33号）第2条の規定により、別紙のとおり答申します。

記

別紙

- 1 答申書
- 2 名寄市総合計画（第2次）中期基本計画

答 申

本審議会では、平成30年4月26日に「名寄市総合計画（第2次）（以下「総合計画」という。）中期基本計画」について、名寄市長から諮問を受け、審議を行ってまいりました。

審議の経過につきましては、将来人口推計やRE S A Sデータから見た名寄市の現状、アンケート調査の結果、各種関係団体との意見交換で出された意見などをもとに、それぞれ専門的な見地や市民としての観点から活発に審議を進め、当日参加できない委員からもご意見をいただくなど計7回の会議を重ねてまいりました。

審議にあたっては、総合計画が平成29年度から38年度までの10カ年の計画であり、諮問を受けた中期基本計画については、前期2カ年の計画を踏襲しつつ、人口減少・少子高齢化や情勢等の変化に伴う諸課題、新たなニーズへの対応を基本とし、「市民と行政との連携・協力によるまちづくり」、「保健・医療・福祉の連携と自立と共生の地域社会づくり」、「安全安心で暮らしやすい居住環境づくり」、「地域の特性を活かしたにぎわいと活力づくり」、「個性ある教育・文化・スポーツの環境づくり」の五つの視点で審議を進め、全ての主要施策と、施策間連携により推進する

重点プロジェクトに成果指標（K P I）を定め、目指す姿を明らかにするとともに、数値目標の検証による進捗管理を行うことが可能となる実効性のある計画づくりを目指し、別紙のとおり「名寄市総合計画（第2次）中期基本計画（案）」をまとめましたので答申いたします。

なお、厳しい財政状況の下にあって、複雑・多様化する市民ニーズや公共施設・土地利用のあり方、地方創生の推進などに対応するためには、官民連携、政策間・地域間連携を強化するとともに、地域コミュニティの醸成により地域の自主性及び自立性を高めていくことが必要です。

このことから、今後の市政運営においては、地域の特色を活かしたコンパクトシティ化を進めるとともに、まちに誇りや愛着を持ち、住み続けたいと思える持続可能なまちづくりに向け、市民と行政との協働はもちろん、近隣・交流自治体や民間団体を含めて連携を図り、庁内の総合的・横断的な取組を望みます。

また、名寄市総合計画（第2次）基本構想に掲げる「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の基本理念のもと、「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市（まち）・名寄」の実現へ向け、本答申の着実な実行による総合的・計画的なまちづくりの推進を望みます。

以上

資料編

名寄市総合計画審議会委員名簿

任期:平成30年(2018年)4月26日～平成32年(2020年)3月31日

| 氏名 | 所属団体 | まち・ひと・しごと創生総合戦略による産業分類 | 備考 |
|-------|-------------------------------------|------------------------|-----|
| 東 則良 | 連合北海道名寄地区連合会 | 労働団体 | |
| 伊藤美和子 | 株式会社エフエムなよろ | メディア関係 | |
| 今井 利憲 | 北星信用金庫 | 金融機関 | |
| 扇谷 茂幸 | 名寄商工会議所 | 産業関係 | |
| 扇谷みづき | 公募 | | |
| 岡川 進 | 風連商工会 | 産業関係 | |
| 栗原 智博 | 名寄市表彰審議会 | | |
| 今野 聖士 | 名寄市立大学 | 学識経験者 | |
| 齋藤さおり | 名寄市消費生活センター | | |
| 定木 孝憲 | 名寄商工会議所青年部 | 産業関係 | 会長 |
| 佐藤みゆき | 名寄市立大学 | 学識経験者 | |
| 佐藤 由香 | 道北なよろ農業協同組合(女性部・智恵文支部) | 産業関係 | |
| 白井 慶子 | 名寄市幼児教育・保育連絡協議会 | | |
| 関 朋昭 | 名寄市立大学 | 学識経験者 | |
| 高谷恵美子 | 名寄市固定資産評価審査委員会 | | |
| 田中 英彰 | 上川北部森林組合 | 産業関係 | 副会長 |
| 千葉 未久 | 公募 | | |
| 寺尾 導子 | 名寄市男女共同参画推進委員会 | | |
| 寺島 香 | 名寄市都市計画審議会 | | |
| 中舘 孝彰 | 名寄住宅マスタープラン [※] (第2次)策定委員会 | | |
| 中村 雅光 | 名寄市町内会連合会 | | |
| 畑中 寛是 | 公募 | | |
| 林 雅裕 | 名寄市小中学校長会 | | |
| 深井 康邦 | 名寄市国民健康保険運営協議会 | | |
| 村上 清 | 道北なよろ農業協同組合 | 産業関係 | |
| 森 興市 | 上川北部聴覚障害者協会名寄支部 | | |
| 山本 達朗 | 名寄市立大学 | 学識経験者 | |
| 結城 佳子 | 名寄市立大学 | 学識経験者 | 副会長 |
| 吉田 直純 | 名寄青年会議所(名寄JC) | 産業関係 | |
| 若槻 五郎 | 名寄市文化協会 | | |

(敬称略)

アンケートなどによる市民要望

I 調査の概要

(1)調査目的

市民満足度の把握とまちづくりへの意見を求め、名寄市総合計画(第2次)中期基本計画・実施計画の策定の基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

(2)調査時期

平成 30 年(2018 年)2月 27 日～平成 30 年(2018 年)3月 16 日

(3)調査方法

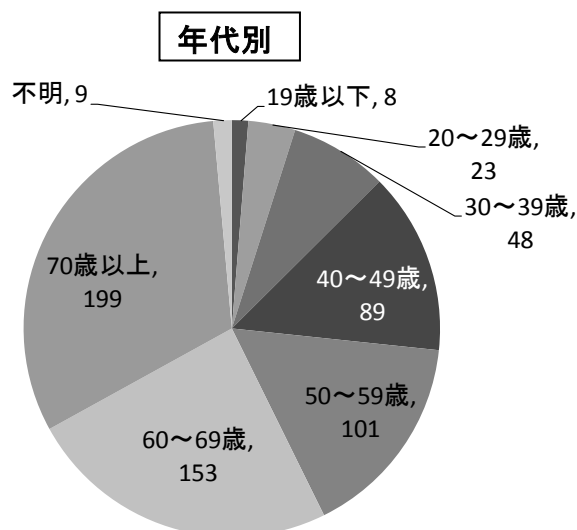
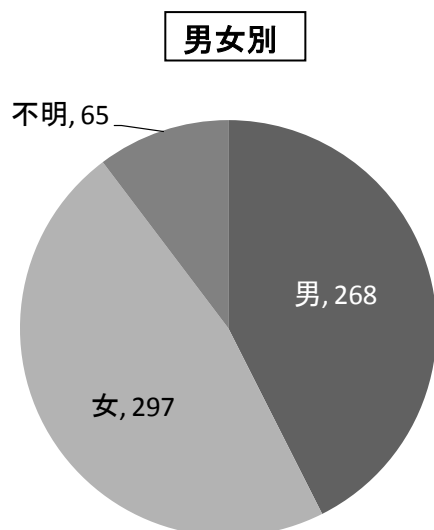
平成 30 年(2018 年)2月1日現在で住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の市民の中から、2,000 人を無作為で抽出してアンケート用紙を配布し、返信用封筒により回収を行いました。

(4)回答数

回答数 630 件(回収率 31.05%)

【年齢階層別】

| 回答年齢階層 | 18・19 歳 | 20 代 | 30 代 | 40 代 | 50 代 | 60 代 | 70 代 | 不明 | 計 |
|---------|-------------|--------------|--------------|---------------|----------------|----------------|----------------|-------------|-----|
| 回答者数(人) | 8 (1.3%) | 23 (3.7%) | 48 (7.6%) | 89 (14.1%) | 101 (16.0%) | 153 (24.3%) | 199 (31.6%) | 9 (1.4%) | 630 |



資料編

Ⅱ 集計結果

(1)調査項目

自然環境や生活基盤、福祉、教育など各分野にわたる 24 項目と「総合的な市の現状」、計 25 項目を設定し、項目ごとに「満足」、「やや満足」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「不満」の5段階評価としました。

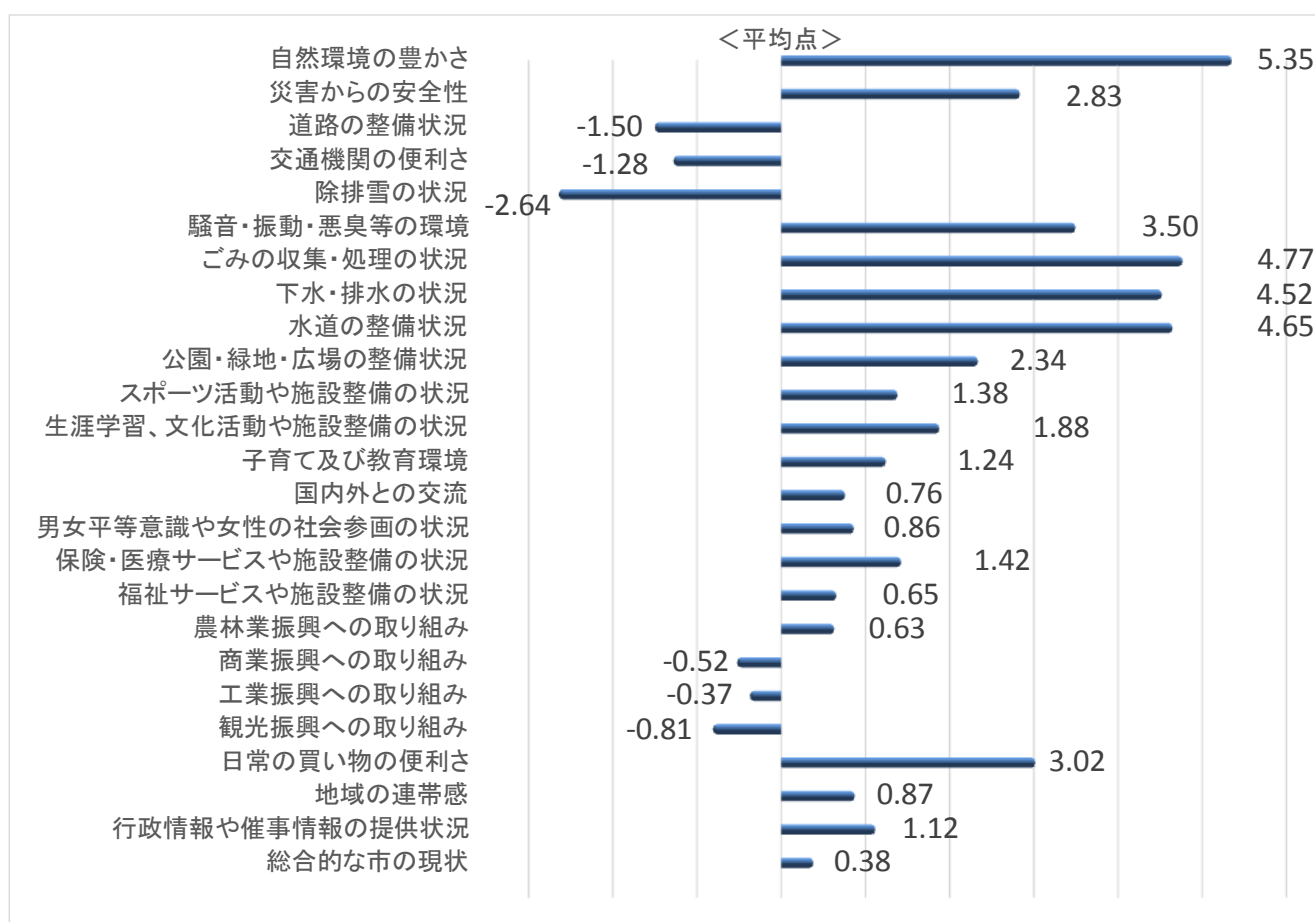
(2)集計方法

満足 10 点、やや満足 5 点、どちらともいえない 0 点、やや不満 -5 点、不満 -10 点とし、項目毎に加重平均値による数量化で評価点を算出しました。

これにより評価点は 10 点を最高点、-10 点を最低点とし、プラスの数値は満足の傾向を、マイナスの数値は不満の傾向を示しています。

(3)集計結果

ア 市民満足度



25 項目中、「自然環境の豊かさ」(5.35 点)の評価が最も高く、次いで「ごみの収集・処理の状況」(4.77 点)、「水道の整備状況」(4.65 点)、「下水・排水の状況」(4.52 点)と続き、以下、「騒音・振動・悪臭等の環境」(3.50 点)、「日常の買い物の便利さ」(3.02 点)となっています。

一方、満足度が低い項目は、「除排雪の状況」(-2.64 点)、「道路の整備状況」(-1.50 点)、「交通機関の便利さ」(-1.28 点)、「観光振興への取り組み」(-0.81 点)、「商業振興への取り組み」(-0.52 点)、「工業振興への取り組み」(-0.37 点)となっています。

個別分野として設定した 24 項目のうち、プラス評価となっているものが 18 項目であるのに対し、マイナス評価の項目は 6 項目となっており、総合計画(第2次)策定時の平成 27 年(2015 年)10 月～11 月に同じ項目で行ったアンケート調査と概ね同様の傾向が見られます。

また、「総合的な市の現状」については、0.38 点でありプラス評価となりました。

イ 市民の「思い」調査

18 項目のうち、「そう思う」と「まあまあそう思う」の合計数が、「あまり思わない」と「思わない」の合計数を上回った項目は「今住んでいる地域に愛着を感じる」など8項目でした。

一方で、「観光」や「中心市街地活性化」に関するものなど 10 項目については、「あまり思わない」と「思わない」の合計数が「そう思う」と「まあまあそう思う」の合計数を上回る結果となりました。

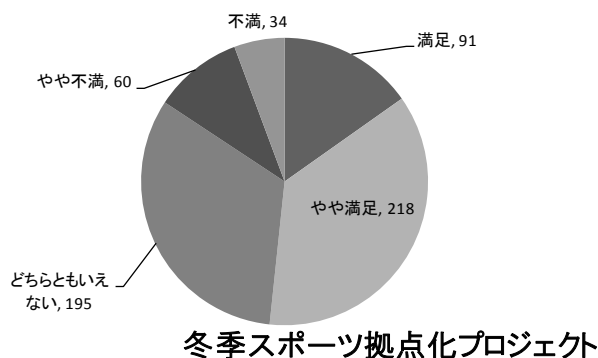
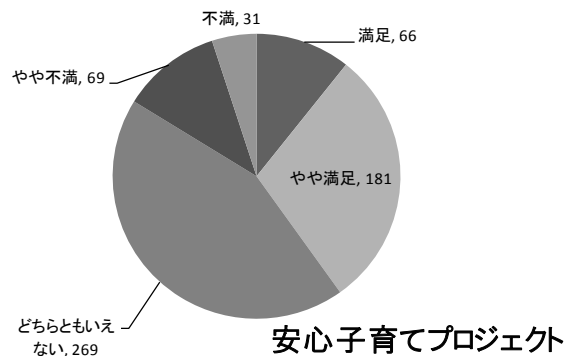
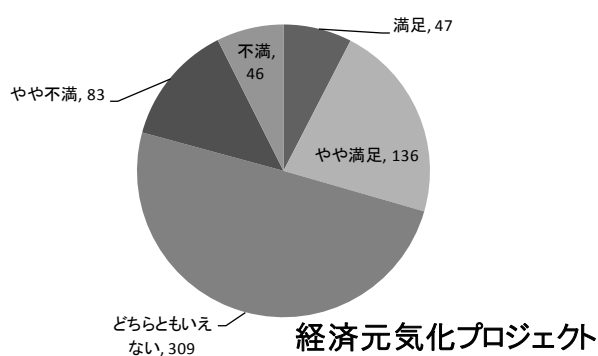
| 項目 | そう思う | まあまあ そう思う | あまり思 わない | 思わない | 計 |
|--|----------------|----------------|----------------|---------------|-----|
| 1. 今住んでいる地域に愛着を感じる | 230 (37.8%) | 260 (42.7%) | 96 (15.8%) | 23 (3.8%) | 609 |
| 2. 次代を担う世代が住みたいと思う環境が整備されている | 17 (2.8%) | 159 (26.2%) | 333 (55.0%) | 97 (16.0%) | 606 |
| 3. 地域がお互いに支え合う関係が築かれている | 31 (5.1%) | 246 (40.7%) | 263 (43.5%) | 64 (10.6%) | 604 |
| 4. 市が市政情報を市民に分かりやすく発信している | 43 (7.1%) | 281 (46.7%) | 212 (35.2%) | 66 (11.0%) | 602 |
| 5. 市の行政サービスに満足している | 42 (6.9%) | 260 (43.0%) | 229 (37.9%) | 74 (12.2%) | 605 |
| 6. 保健、医療の充実が図られている | 82 (13.5%) | 324 (53.2%) | 144 (23.6%) | 59 (9.7%) | 609 |
| 7. 子どもが健やかに育つ環境が整備されている | 43 (7.1%) | 315 (52.1%) | 202 (33.4%) | 45 (7.4%) | 605 |
| 8. 高齢者や障がい者が安心感や生きがいを持って暮らせる環境が整備されている | 40 (6.6%) | 187 (30.8%) | 301 (49.5%) | 80 (13.2%) | 608 |
| 9. いざというときも安全で安心して暮らせるまちになっている | 43 (7.1%) | 252 (41.8%) | 240 (39.8%) | 68 (11.3%) | 603 |
| 10. 快適で魅力ある住みやすいまちになっている | 37 (6.1%) | 228 (37.6%) | 269 (44.3%) | 73 (12.0%) | 607 |
| 11. 街路灯の整備など、住民による防犯活動が行われ、安心して暮らせる | 62 (10.3%) | 294 (48.7%) | 188 (31.1%) | 60 (9.9%) | 604 |
| 12. 魅力ある地場産品が生産・販売されるなど、地場産業に活気がある | 32 (5.3%) | 226 (37.4%) | 279 (46.1%) | 68 (11.2%) | 605 |

資料編

| 項目 | そう思う | まあまあ そう思う | あまり思 わない | 思わない | 計 |
|---|---------------|----------------|----------------|----------------|-----|
| 13. 観光資源に魅力があり、道内外や国外から多くの観光客が訪れている | 8 (1.3%) | 77 (12.7%) | 352 (58.2%) | 168 (27.8%) | 605 |
| 14. 中心市街地の活性化が図られ、魅力と賑わいのまちとなっている | 8 (1.3%) | 69 (11.4%) | 300 (49.7%) | 227 (37.6%) | 604 |
| 15. ごみの減量化やリサイクルが推進され、環境にやさしい生活ができる | 63 (10.4%) | 337 (55.6%) | 177 (29.2%) | 29 (4.8%) | 606 |
| 16. 道路や交通網が整備され、公共交通機関や自家用車、自転車などで快適空間が保たれている | 35 (5.8%) | 233 (38.6%) | 239 (39.6%) | 96 (15.9%) | 603 |
| 17. 小学校・中学校・高校・大学など魅力ある学びの環境が整備されている | 91 (15.1%) | 336 (55.7%) | 145 (24.0%) | 31 (5.1%) | 603 |
| 18. 生涯学習環境の整備や芸術文化・スポーツの振興が図られている | 53 (8.8%) | 296 (48.9%) | 217 (35.9%) | 39 (6.4%) | 605 |

ウ 重点プロジェクト

名寄市総合計画(第2次)前期基本計画より選定している重点プロジェクトについて「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」の5段階で調査を行いました。総合計画(第2次)から新たに設定したプロジェクトのため、全体的に「どちらともいえない」が多くなっていますが、特に冬季スポーツ拠点化プロジェクトについては「満足」と「やや満足」を合わせた数が半数を超えており、満足度が高いという結果となりました。



名寄市総合計画審議会条例

平成 29 年 12 月 20 日
条例第 33 号

(設置)

第 1 条 名寄市の総合計画（以下「総合計画」という。）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び進行管理等を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、名寄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務について所掌する。
 (1) 総合計画及び総合戦略の策定に関する事項
 (2) 総合計画及び総合戦略の推進及び検証に関する事項
 (3) その他市長が必要と認める事項
 2 審議会は、市長の諮問に応じて、前項第 1 号に掲げる事項について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。
 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 (1) 学識経験者
 (2) 市内関係団体の代表者
 (3) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選によりこれを定める。
 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときに、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、市長が招集する。
 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
 4 会長は、必要と認める場合には、委員ではない者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 審議会は、各分野の政策及び事業についての調査審議を付託するため、専門部会を置くことができる。
 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(名寄市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。
 (1) 名寄市総合計画策定審議会条例（平成 18 年名寄市条例第 225 号）
 (2) 名寄市総合計画推進市民委員会条例（平成 19 年名寄市条例第 28 号）

名寄市総合計画審議会条例施行規則

平成 30 年 3 月 19 日
規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名寄市総合計画審議会条例（平成 29 年名寄市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、名寄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第 2 条 条例第 7 条の規定による専門部会は、会長が審議会に諮り設置する。
 2 専門部会に部会長及び副部会長 2 人を置き、部会員の互選によりこれを定める。
 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときに、その職務を代理する。
 5 部会長は、専門部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。
 6 専門部会の会議は、部会長が招集する。
 7 専門部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 8 専門部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局の設置)

第 3 条 審議会に事務局を置く。
 2 事務局は、市の機構をもって充てるものとし、事務局長は市長が担当する。

(所掌事務)

第 4 条 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、部会長の指示により、会議の設営や記録、資料の提供及び構想、実施方策のまとめ等を行う。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、総務部総合政策室において行う。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 15 日規則第 34 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

資料編

用語解説

[英数]

ICT

Information and Communication Technology。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われているITに代わる言葉として使われている。

PFI

Private Finance Initiative。民間資金を活用した社会資本整備。国や地方自治体が行なってきた公共施設の整備や運営を、民間の資金と経営能力・技術力を活用して公共サービスの提供を民間主導で実施する手法。

RESAS

Regional Economy Society Analyzing System。経済産業省と内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部事務局)が提供する産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビックデータを集約し、可視化する「地域経済分析システム」。

[あ行]

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

[か行]

北・北海道中央圏域

名寄市、士別市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、西興部村、枝幸町、浜頓別町、中頓別町の2市9町2村が定住自立圏構想で形成する圏域の名称。

クラウド化

コンピュータの利用形態の一つで、組織内にサーバを設置して運用してきたシステムを、インターネットなどを通じて外部の専門事業者が提供するサーバシステムに移行すること。

下水道事業経営戦略

下水道事業のサービスの提供を、将来にわたって安定的に継続していくため、経営の効率化及び健全化を目指した中長期的な経営計画。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

広域消費生活センター運営事業

定住自立圏共生ビジョンに基づき、名寄市が設置する、名寄市消費生活センターを下川町、美深町、音威子府村、中川町の3町1村と連携して運営する事業。

公営住宅等長寿命化計画

公営住宅の既存ストックを効率的・効果的に長期活用するための事業手法の選定や事業スケジュールなどを定めた計画。

住宅マスタープラン

住宅事情や住宅ニーズなどに伴う課題を整理して、将来の目標や方向性などを示す、住まいづくりの指針となる計画。

[さ行]

産業クラスター

特定の分野において、企業や公共機関、専門機関などが取引・情報・資金・人材等の面でブドウの房(クラスター)のように結びついている状態。例として、アメリカのシリコンバレーがある。

将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

施設型給付費

幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が運営経費の支給を行うもの。

水道事業経営戦略

水道事業のサービスの提供を、将来にわたって安定的に継続していくため、経営の効率化及び健全化を目指した中長期的な経営計画。

実質公債費比率

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

先端設備等導入計画

生産性向上特別措置法において固定資産税の特例措置等の支援を受けるために事業者が作成する計画。

住宅セーフティネット

高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅確保に配慮を要する者に対して、その状況に適した安心して暮らせる住宅を確保できるようにしていくための仕組み。

耐震改修促進計画

住宅・建築物の耐震性向上を図り、地震による倒壊被害から市民の生命・財産に対する被害を未然に防止し、地震に強く安全なまちづくりを進めることを定めた計画。

[た行]

資料編

脱水ケーキ

下水処理場における濾過処理で発生する汚泥を脱水機で脱水した後に残った固形の物質。

第二創業

既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者の後継者などが業種転換や新事業・新分野に進出すること。

データヘルス計画

健康・医療情報(データ)を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画書。

特殊詐欺

オレオレ詐欺、振り込め詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺、融資保証金詐欺などの総称。

特定健診

特定健康診査。生活習慣病の要因となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診。

特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる方に対して生活習慣を見直すサポート。

都市計画マスタープラン

名寄市の都市づくりの方向性を定めるもので、「名寄市総合計画(第2次)」に示された将来都市像を具体化していくために、「コンパクトなまちづくり」と「市民と行政の協働のまちづくり」を基本的な方針としている。

[な行]

名寄市内高等学校在り方検討会議

中学卒業生が減少傾向にあり、高等学校の定数割れが続くことが想定される中、市内の地域産業や大学など、地域の実態を踏まえた、今後の高等学校のあり方について検討する組織。

[は行]

配水管

配水池から家庭などの前まで浄水を送り届ける管。

不明水

汚水管に入り込んでくる雨水や地下水などの呼称。

ホスピタリティ

観光客が安心して快適に観光できるように、地域の人々が「おもてなし」の心で接し、観光客をあたたかく迎え入れること。

舗装個別施設計画

平成 25 年(2013 年)、27 年(2015 年)に実施した名寄市管内路面性状調査の診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持費修繕のライフサイクルコスト縮減を目指した計画。

骨太の方針

「経済財政運営と改革の基本方針」の通称。国の税財政や経済政策の基本方針をまとめたもので、経済財政諮問会議において答申され、閣議で決定する。その方針は、その後の予算編成などに反映されていく。

[ら行]

リカレント

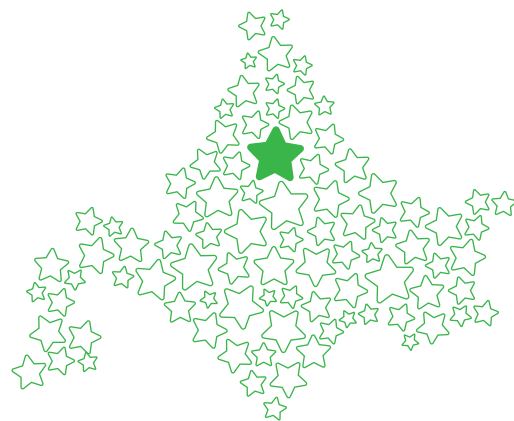
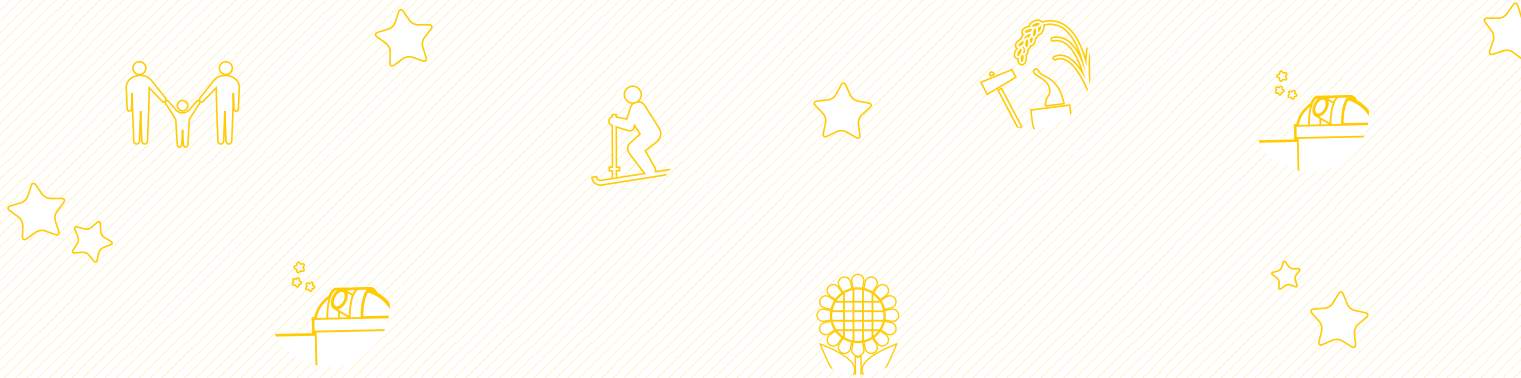
社会に出てからも教育機関等で学び、生涯にわたって学習を続ける教育の形。

立地適正化計画

人口減少や高齢化社会に対応して「コンパクトなまちづくり」をより具体的に推進するため、都市機能を誘導してサービスの効率的提供を図る「都市機能誘導区域」や一定の人口密度を維持する「居住誘導区域」を設定する制度で、名寄市は平成 30 年度(2018 年度)、31 年度(2019 年度)の2ヵ年で策定を進めている。

老朽管

法定耐用年数 40 年を経過した、市が管理する配水管等。



Hokkaido Nayoro City

名寄市総合計画(第2次)中期基本計画

- 発行 平成31年(2019年)3月
- 編集 名寄市総務部総合政策室
- 印刷 吉川印刷株式会社